独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和3年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技	行政法人農林水産消費安全技術センター					
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度					
	主務省令期間	令和2年度~令和6年度					

2.	評価の実施者に関する事項			
主	務大臣	農林水産大臣		
	法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 平中 隆司
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久

3. 評価の実施に関する事項

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)から提出のあった自己評価書を基礎として、所管部局である消費・安全局が中心となって評価を行い、評価点検部局である大臣官房広報評価課で評価の点検を行った。評価の実施に当たっては、理事長・監事・担当部門のヒアリング及び有識者からの意見聴取を実施した。

4. その	他評価に関する重要事項				
_					

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 総合評定

1. 全体の評定										
評定	A:事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考)主務省令期間における過年度の総合評定の状況								
(S, A, B, C, D)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
		A	A							
評定に至った理由		項目別評定20項目のうち、業務部門(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項): Aが4項目、Bが3項目、管理部門(業務運営の効率化に関する事項、財務 内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項): Bが12項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきAとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。								

2. 法人全体に対する評定	
	行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができている。特に、輸入依存度の高い国からの肥料原料の輸入の停滞に関する緊急対応及び熊本県知事から農林水産大臣に対する要望を受け、あさりの産地判別に関する科学的知見の提供に関する緊急対応を実施するなど、農林水産行政施策の推進に大きく貢献していると評価した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会における指摘を踏まえ、その実績に至った経緯、法人の経営努力、特殊事情等の特筆すべき事項を明らかにして評価した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など								
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・飼料の立入検査業務は、法律に基づく業務であり、立入検査に係る結果報告が標準処理期間内に終了しなかったことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、 再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様のミスが起こらないように対策を行うこと。							
その他改善事項								
主務大臣による監督命令を検討すべき事項								

4. その他事項	
監事等からの意見	_
その他特記事項	外部有識者からの主な意見は次のとおり ・総合評定において、「事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている(評定A)」と評価され、特に、業務部門7項目について、A評定4件、B評定3件は良好な評価であり、肥料、食品、飼料、農薬等の品質および安全性確保を目的とする本機関の業務が目的に沿って遂行されていることを示すものと理解します。 ・農林水産省からの肥料登録に関する緊急要請に的確に短時間で対応できたことは高く評価します。 ・農薬の登録申請時に提出される試験成績が基準に適合するかを判断するルールの案を作成したことは、判断する側のばらつきをなくし、実務をする上での大きな成果と評価します。 ・研究機関に職員を駐在し、知識・技術の向上、共同研究の実施に繋げたことは、非常に職員のモチベーションの向上にもなり、素晴らしいことだと思うので、A評価となっていますがもっと高くても良いかと思います。 ・農林水産省からのあさりの産地判別に関する緊急要請に的確に短時間で対応できたことは高く評価します。 ・農林水産省からのあさりの産地判別に関する緊急要請に的確に短時間で対応できたことは高く評価します。 ・業務運営の効率化に関する事項に関して、具体的な取組を新たにされたことはアピールしていただければと思います。限られた運営費交付金の中で効率的に業務を行っていかなければならない中で、業務の効率化、業務運営コストをいかに抑えていくかということが大切だと思います。

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定総括表

		Í					
年度目標(事業計画)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	項目別 調書No.	備考
I. 国民に対して提供するサービスその(也の業務の	質の向上に	に関する事	項			
肥料及び土壌改良資材関係業務	A	A				第 1-1-(1)	
農薬関係業務	A	A				第 1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	A	В				第 1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	A	A				第 1-2-(1)	
日本農林規格、農林水産物及び 食品の輸出促進等に関する業務	A	A				第 1-2-(2)	
食品の安全性に関するリスク管理に 資するための有害物質の分析業務	В	В				第1-3	
その他の業務	В	В				第1-4	

			ź					
	年度目標(事業計画)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	項目別 調書No.	備考
Π.	業務運営の効率化に関する事項						•	
	業務運営コストの縮減	В	В				第2-1	
	人件費の削減等	В	В				第2-2	
	調達等合理化の取組	В	В				第2-3	
Ш.	財務内容の改善に関する事項					ļ	<u>'</u>	
	保有資産の見直し等	В	В				第3-1	
	自己収入の確保	В	В				第3-2	
	予算(人件費の見積りを含む。) 収支 計画及び資金計画	В	В				第3-3	
	短期借入金の限度額	_	_				第3-4	
IV.	その他の事項						•	
	職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	В	В				第4-1	
	内部統制の充実・強化	В	В				第4-2	
	業務運営の改善	В	В				第4-3	
	情報セキュリティ対策の推進	В	В				第4-4	
	施設及び設備に関する計画	В	В				第4-5	
	積立金の処分に関する事項	В	В				第4-6	

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
第1-1-(1)	料及び土壌改良資材関係業務									
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保		独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成 11 年法律第 183 号。以下「センター法」という。) 第 10 条第 1 項第 7 号並びに第 2 項第 3 号及び第 7 号 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。) 地力増進法(昭和59 年法律第 34 号)							
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】 ⑥ 肥料の法改正に伴う業務 ⑦ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 ⑧ 調査研究業務	*	政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069							

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット	(アウトカム) 情報							②主要なインプッ	・ト情報(財務	所報及び人員	に関する情報	{ })	
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
① 農林水産省からの緊急 要請業務	実施率	100%(報告件数/要請件数)	100% (2/2)	実績なし	実績なし	100% (2/2)	100% (1/1)	予算額(千円) 決算額(千円)	636, 174 591, 413	630, 591 565, 652	607, 967 590, 739	644, 648 608, 796	615, 373 610, 379
②ア 登録関係業務(登録調	20 業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/調査指示件数)	100% (992/992)	100% (758/758)	100% (703/703)	100% (709/709)	100% (569/569)	経常費用(千円)	638, 543	595, 268	610, 854	580, 377	596, 797
②イ 登録関係業務(生産	処理率	100%(処理件数/生産工程	100%	100%	100%	100%	100%	経常利益(千円) 行政コスト(千円)	11, 019	10, 638	17, 292 1, 087, 021	39, 494 587, 888	21, 842 604, 541
工程変更相談)		変更相談件数)	(1, 998/1, 998)	(1, 926/1, 926)	(2, 122/2, 122)	(1, 626/1, 626)	(1, 396/1, 396)				2, 111, 122	,	
③ 肥料の立入検査等業務	36 業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	100% (306/306)	100% (295/295)	100% (264/264)	100% (160/160)	100% (198/198)	行政サービス実施 コスト(千円)	670, 188	624, 690	-	_	-
④ 土壌改良資材の立入検 査業務	VA 菌根菌以外:30業務日以内 VA 菌根菌:65業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	100% (30/30)	100% (30/30)	100% (26/26)	100% (26/26)	100% (21/21)	従事人員数	63	57	57	56	58
⑤ 牛海綿状脳症の発生防 止関係業務(大臣確認指 示及び理事長確認申請 受付)	処理率	100%(報告件数及び処理件数/大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数)	大臣確認指 示:100% (5/5) 理事長確認申 請:100% (47/47)	大臣確認指示:100% (6/6) 理事長確認申請:100% (50/50)	大臣確認指 示:100% (3/3) 理事長確認申 請:100% (44/44)	大臣確認指示 及び理事長確 認申請 100% (7+53/7+53)	大臣確認指示 及び理事長確 認申請 100% (9+37/9+37)						
⑥ 肥料の法改正に伴う業 務	肥料の法改正に伴う業務の 実施状況	_	_	_	_	農林が産省からの 要請では、調査 等を実施	農林が産省がらの 要請では、調査 等を実施						
⑦ア 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(手引書の汚泥肥料新規登録業者への周知及び品質管理の普及)	肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施 状況	_	新規業者:22 件 汚泥肥料生産 業者:202件	新規業者:22 件 汚泥肥料生産 業者:182件	新規業者:23 件 汚泥肥料生産 業者:171件	新規業者:13 件 汚泥肥料生産 業者:101件	新規業者:11 件 汚泥肥料生産 業者:125件						
⑦イ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(事業者からの申出に対する調査等)		_	仮登録:1件 肥効試験:1件 公定規格:実 績なし	仮登録:実績 なし 肥効試験:1件 公定規格:実 績なし	仮登録:実績 なし 肥効試験:実 績なし 公定規格:2件	実績なし	実績なし						

⑦イ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(農林水産省が行う公定規格改正調査)		_	2件	1件	実績なし	実績なし	実績なし	
⑦ウ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(汚泥肥料中の放射性セシウム測定)		_	55件	48件	40件	21 件	26件	
⑦エ(7) 肥料の安全性及び 品質の確保に関する支援 業務(クロピラリド測定)		_	53件	31 件	23件	11件	12件	
⑦エ(イ) 肥料の安全性及び 品質の確保に関する支援 業務(取組周知)		_	100件	52件	31件	19件	14件	
⑦オ その他肥料の安全確 保等に関する業務(外部 精度管理に関する技術 的助言)		_	_		_	農林水産省からの要請に応 じ、技術的助 言等を実施	農林水産省からの要請に応 じ、技術的助 言等を実施	
⑧ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	_	11件	12件	12件	11件	10件	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、	、業務実績、年度評価に係る自己評価及	び主務大臣による評	······································		
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
平及日保	事 耒訂四	土な計価値係	業務実績	自己評価	土傍人民による評価
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務 (1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料法に基づき、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法(昭和30年法律第34号)に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	適正な肥料等の流通を防ぐための検査実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組むものとする。 なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	<定量的指標> ○肥料関係業務の実施中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: A 根拠: ◇小項目1 (項目) ×4点(S) +小項目3 (項目) ×3点点(B) = 23点 A: 基準点(18) ×12/10≦ 各小項目の合計点(23) 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する 〈業務の評価〉 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、 防止対策に努めながら、立入検査業務を円滑に遂行し、制度見直者等にリーフレットを配布する等の情報提供を行い周知することに切な運用に貢献した。また、業務の効率化の実現として、FAMICでで創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効率的かつ。品質等の保全と適正な流通、施用に貢献した。	る。 新型コロナウイルス感染拡大 しに係る情報として生産事業 により、法改正後の制度の適 が有する知見や技術を生かし	評定 A <評定に至った理由> 9の小項目のうち、S が1項目、Aが3項目、B が5項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した 業務については、最優先で組織的 に取り組み、必要な調査、分析又 は検査を実施し、その結果を速や かに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき 業務の要請があった場合には、他の 業務に優先して、要請のあった調 査、分析又は検査等業務を実施し、 その結果を速やかに農林水産省に報 告する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告件数/ 要請件数)	(主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率 100% (1/1) 】 「肥料原料の調達不安定化に伴う肥料登録手続きの緊急対応について」(令和3年12月28日付け3消安第5161号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)の要請により、依存度の高い国からの輸入肥料の代替措置として緊急的な肥料登録業務に対応した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 依存度の高い国からの肥料原料輸入が停滞したため、今春に用いる肥料(以下「春季用肥料」という)の原料不足及び原料価格高騰により肥料の安定供給に影響が生じた。このため、春季用肥料の安定的な生産・供給のため利用頻度の高い特定の肥料原料(尿素及びりん酸アンモニア)の代替品の早急な確保が必要となり、代替肥料の輸入登録について登録手続期間の短縮が必要となった。 春季用肥料の安定的な供給に向けた緊急的な措置として、通常の肥料登録手続きと並行して代替肥料の輸入登録手続きを従来の45日から23日に短縮処理することについて、緊急要請通知発出以前の12月初旬に農林水産省から相談を受け、12月末の通知発出までの短期間に農林水産省から相談を受け、25月末の通知発出までの短期間に農林水産省担当部局と協議を行い、登録申請受付から調査・報告・登録までの具体的な手続期間の短縮スケジュール及び対応手順を農林水産省に提案した。さらに、肥料登録申請受理後は、短縮された登録手続き期間内に申請内容の適合性を確認するため、登録申請に必要な書類の事前確認を行うとともに、対応者及び対応事項を明確にし、遅滞なく処理できる体制を整え緊急の要請に対応した。事前相談において必要な分析項目の不備を確認し追加の分析項目の指示を早急に実施することにより、農林水産省から要請の	<評定と根拠> 評定: S 根拠: 農林水産省からの要 請に対する実施率は 100% であり、輸入依存度の高い 国からの肥料原料の輸入の 停滞に伴う緊急的な肥料の 輸入登録業務に対応し、登 録手続期間を大幅に短縮し たことにより、逼迫した肥料の供給状況を改善し肥料 の安定的な供給に責献し た。これにより、計画にお ける所期の目標を上回ると 認められる。	① 農林水産省で、1 件 実施し、農林水産省で、1 件 実施し、農林水産3 で、1 の の実施をは100 %である。 る。なは、本の要請に対するである。なた供給の要請ですが、1 を を産者がら要請として、1 を がある。なは、100 を がある。は、100 を はいう者に、100 を できる。には、100 を は、100 を は、100 を がいる。 にない、100 を は、100 を

			あった処理期間である 23 日をさらに短縮した 15 日で手続を終了し、肥料の円滑な供給に大きく貢献した。		及び肥料の安定的な供給体制の構築に貢献した。 このことから、事業計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。(評定:S)
② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。	② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間 内(20業務日 以内)の処理 率:100%(標準処理期間内 報告件数/調 査指示件数)	<主要な業務実績> ②ア 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い569件実施した。 調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者の氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。 【処理率100% (569/569)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画 における所期の目標を達成している。	②ア 登録関係業務について、登録申請に係る調査を569 件実施し、標準処理期間内の処理率は100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)
イ 登録を受けた肥料について、当 該肥料を生産する事業者より、原 料や生産工程の変更に係る相談が あった場合は、当該変更に伴い登 録が維持されるか否かについての 技術的助言を行う。	イ 登録を受けた肥料について、当 該肥料を生産する事業者より、原 料や生産工程の変更に係る相談が あった場合は、当該変更に伴い登 録が維持されるか否かについての 技術的助言を行う。	<定量的指標> ◇処理率:100% (処理件数/ 生産工程変更 相談件数)	イ 原料や生産工程の変更に係る相談については、1,396 件実施した。変更内容に対する相談においては、過去の登録状況、原料の使用実績データを活用して技術的な助言を行った。 【処理率100% (1,396/1,396)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:生産工程等の変更に 係る相談の処理率は100% であり、計画における所期 の目標を達成している。	②イ 登録関係業務について、原料や生産工程等の変更に係る相談を1,396 件実施し、処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)
③ 肥料の立入検査等業務 肥料は第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等(生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 肥料の立入検査等業務 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等(製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い、生産工程の検証をするとともに農林水産省が肥料法第20条に基づき報告聴取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。また、立入検査手法の妥当性を検証し、必要に応じて改善を図る。	<定量的指標> ◇標準処理期間 内(36業務日 以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	<主要な業務実績> ③ 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、198件を適正に実施した。その際、平成29年度に見直した肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査を実施した。肥料法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員を確保し、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。 立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、(ア)人畜に有害な成分(ひ素、カドミウム、水銀及び鉛)、(イ)その他の有害成分(ニッケル、クロム等)、(ウ)その他の成分(窒素、りん酸等)の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査で収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。(表1-1-(1)-1参照) 【処理率100%(198/198)】 検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正、保証成分量不足等の改善を要する事項が認められた事業場に対して、技術的助言を行った。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:標準処理期間内の処理率は 100%であることに加え、法改正により新み入とに加え、法改正により新入りを行うことにある。 をでニュアル及びチェックシートの見直しを行うことにより、検査等務の改善を行った。また、FAMIC の大検査の知見を地方農政局職員に対して実施し、農立入検査業施した。以上のことから、計画における所期の目標を上記る成果が得られていると認められる。	③ 肥料の立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い198件実施し、標準処理期間内の処理率は100%である。 さらに、FAMICの立入検査の知見を活用局職員に対して実施することにより、肥利で数を円滑化し、肥利で安全性の確保に貢献した。 これらのことから、事業計画におりのはいるによりのはいるによりがある。(評定:A)

地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内(試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内)に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。	入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内(試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内)に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。	<定量的指標無力 (VA 30 30 4 30 4 30 4 30 4 30 4 30 4 30 4	また、肥料立入検査システムについて、立入検査現場での対応事例等を農林水産省に情報提供し打合せに参加することにより、効率的なシステム開発及び運用に協力した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 令和2年12月の法改正により指定混合肥料が第設されたため、立入検査の際に指定混合肥料の生産状況、生産計画等について、事業者の実態を踏まえた内容とするよう見直しを行った。また、地方農政局等や都道所県担当者にとって、指定混合肥料の検査業務は新たな業務となるため支援が必要となった。このため、地方農政局等の研修会で博用する資料をPMICが作成するに当たり、市場に流通している肥料の保証票、製造設計書等を参考に実際の立入検査を想定した内容とするととに、農林小産省、関東農政局を交えて意と換をを行って情報を共有することにより連直とが、これにより地方農政局等に対する立入検査に関する QT に際して、BMIC 各地域センターで研修資料の作成を分担することにより、FMIC 担当者の法改正内容への理解を促し、立入検査スキルの向上に貢献した。 さらに、別途実施した地方農政局等に対する立入検査に関する QT に際して、BMIC 各地域センターで研修資料の作成を分担することにより、FMIC 担当者の法改正内容への理解を促し、立入検査スキルの向上に繋げた。なお、QTの実施にあたって、実地での研修だけではなく、オンラインでの研修を実施することにより受講機会の拡大を図った。 <主要な業務実績> ④ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査(21件)は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認する等により適正に実施した。集取品の試験(9 件)については、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。立入検査を行った21件全てについて業務の進行管理を適切に実施し、全ての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検査者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者(7 件)に対して技術的助言を行った。なお、農林水産大臣から VA 菌根菌資材の試験に係る指示はなかった。【処理率 100%(21/21)】	根拠:標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 土壌改良資材の立入 検査業務について、農 林水産大臣の指示にに準 い21 件実施し、標準 処理期間内の処理ないから 事業計画におけるから とことからま の目標を達成している とことが とことが とことが の目標を達成している とことが にごいる とことが にごいる とことが にごいる といる といる といる といる といる といる といる といる といる と
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料	務 牛海綿状脳症の発生を防止するた	<定量的指標> ◇処理率:100% (報告件数及 び処理件数/	<主要な業務実績> ⑤ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を実施した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:大臣確認指示及び理 事長確認申請に対する報告	⑤ 牛海綿状脳症の発生 防止関係業務につい て、農林水産大臣が指 示した製造事業場9件

の公定規格を定める等の件の一部を	ア 「肥料取締法に基づき普通肥料	大臣確認指示	ア 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないことに関し、農林	等の処理率は 100%であ	及び確認申請を受け
改正する告示等の施行について」	の公定規格を定める等の件の一部	件数及び理事	水産大臣から指示があった製造事業場(9 事業場)全てについて製造	り、計画における所期の目	製造事業場に対する
(平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第	を改正する告示等の施行につい	長確認申請受	基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に	標を達成している。	造基準適合確認検査
6398 号農林水産省消費·安全局長通	て」(平成 16 年 2 月 26 日付け 15	付件数)	報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームペ		37 件実施し、処理
知) 及び「ペットフード用及び肥料	消安第6398 号農林水産省消費・安		ージで公表した。		は 100 %であること
用の肉骨粉等の当面の取扱いについ	全局長通知) に基づき、牛、めん				ら、事業計画におり
て」(平成13年11月1日付け13年	羊及び山羊の部位を原料とする肥				所期の目標を達成し
畜第 4104 号農林水産省生産局長、水	料について、脊柱等が混合しない				いると認められる
産庁長官通知)に基づき、肥料用肉	こと等に関し、農林水産大臣から				(評定:B)
骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用さ	確認検査の指示があったものにつ				(HI/C: D)
れることを防止する等の観点から、	いては、適切に検査及び報告を実				
肥料原料用の肉骨粉等について製造	施する。その報告をもとに農林水				
上半端合確認検査を行い、製造基準	産大臣が製造基準に適合すると認				
医 年 週 合 確 記 快 宜 を 行 V 、 製 垣 基 年 こ 適 合 す る も の で あ る と 認 め た 製 造	生人民が製造基準に適合すると認 め確認書を交付した場合にあって				
事業場を公表する。	は、その製造事業場を公表する。				
	イ「ペットフード用及び肥料用		イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、		
	の肉骨粉等の当面の取扱いについ		確認申請を受け付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(37事業		
	て」(平成 13 年 11 月 1 日付け 13		場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、製造基準に適合するも		
	生畜第 4104 号農林水産省生産局		のであると認めた製造事業場をホームページに公表した。		
	長、水産庁長官通知)に基づき、		【処理率 100%((9+37) /(9+37))】		
	肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への				
	誤用・流用防止等の観点から、肥				
	料原料用の肉骨粉等の製造基準適				
	合確認検査を申請に基づき行い、				
	製造基準に適合するものであると				
	認めた製造事業場を公表する。				
)肥料の法改正に伴う業務	⑥ 肥料の法改正に伴う業務	<定性的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	⑥ 肥料の法改正に係
肥料の法改正を受けて、農林水	肥料の法改正を受けて、農林水	◇肥料の法改正	⑥ 肥料の法改正に伴う業務	評定: A	業務について、法
産省と連携して、以下の業務に取		に伴う業務の		根拠: 法改正に係る情報	に係る情報を整理
り組む。	組む。	実施状況		を整理し農林水産省・地方	林水産省・地方農
ア 農林水産省からの要請によ	ア農林水産省からの要請により、) C/E/(//	ア 見直しの検討に資する業務として、次の取組を実施した。	農政局等間で共有すること	等間で共有すると
り、以下の内容の見直しの検討に	以下の内容に関する調査・情報提			により円滑に業務を遂行す	に、事業者に対し
資する調査・情報提供などを行	供などを行う。			ることに貢献した。	録窓口・立入検査
う。	N.2C G 11 70			また、事業者に対して登	いて法改正の内容
(ア) 事業者による自主的な生産工	(ア) 事業者による自主的な生産工		(7) 事業者による自主的な工程管理の取組推進のため、立入検査の	録窓口・立入検査を活用し	知している。
程管理の拡大を踏まえた立入検査	程管理の拡大を踏まえた立入検査			法改正の内容を周知するこ	がしている。 なお、法改正当れ
性官性の拡入を踏まえた立入検査の実施方法	を管理の拡入を踏まえた <u>近</u> 入検査 の実施方法		際、原料管理制度の周知を行った。	とにより、新制度に則った	なわ、伝以正ヨ1 想定していなかった
- の _美 旭万伝 (4) 立入検査においてサンプリン	○ ○ 大肥万法(イ) 立入検査においてサンプリング		(八 典社・本学など 新宗学)ではて調本の理論はなる。 と	安全性と品質の確保された	, <u></u>
	(1) -> 1)(1111 (1) (1)		(イ) 農林水産省から許容差に係る調査の要請はなかった。	3 1-1-1-1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	事業者からの問いて FMIC
グした肥料の分析に係る許容差	した肥料の分析に係る許容差			肥料の供給に貢献した。これらにより、目標の水準を	せに対して、FAMIC する技術的な知見
(ウ) その他見直しの検討に資する	(ウ) その他見直しの検討に資するも		(f) 公定規格の見直しや原料規格の設定に際し、過去の登録における	れらにより、日標の水準を 上回る成果が得られている	9 の技術的な知見 易に検索できるよ
もの	の		原料の使用状況や業者からの要望等を取りまとめて農林水産省に情	上間の成本が得られている	のに検索 くさるよ したことにより、!
また、見直し後の制度に合わせた	また、見直し後の制度に合わせた			こをしているの	局等の間で運用の
			報提供を行うとともに、令和3年12月に施行した改正内容に合わせ		
業務の運用の見直しを行う。	業務の運用の見直しを行う。		て、立入検査等の業務を適切に実施できるよう、関係規程類の改正		化が図られ、安全性
			を行った。		び品質の確保された
			また、副産系肥料における原料規格の適合性に係る情報を取りま		料の供給に貢献した
	1		とめ、肥料登録システムに掲載することにより農林水産省、地方農		これらのことから
					□ LEE (2) 1 M44 (3) 1 · · · · ·
			政局等及びFAMIC間での情報共有を行った。		目標の水準を上回る
イ 肥料制度の見直しにより新たに	イ 肥料制度の見直しにより新たに		政局等及びFAMIC間での情報共有を行った。 イ 肥料制度の見直しに係る情報として、指定混合肥料や原料管理制度の情		目標の水準を上回る 果が得られているる められる。 (評別

できることや遵守すべき内容につ いて、立入検査時及び事業者対象 の研修会等において周知を行うと ともに、問合せへの対応を行う。 事業者より収集した質問や意見に ついて、制度運用の検討に資する ために、農林水産省へ情報提供す

ウ 令和2年度に施行された指定混合 肥料について検査を実施しつつ、 適切な立入検査が実施できるよう 必要に応じて検査手順等の見直し を行う。

加えて、地方農政局等や都道府 県による指定混合肥料の検査に ついて、研修会の開催によるノ ウハウの水平展開や必要に応じ て検査に同行するなど必要な支 援を実施する。

エ イ及びウについて、地域センタ 一間や担当者により対応にばらつ きが生じないよう、更なる運用の 統一を図る。

【重要度:高】

肥料法改正後の制度の適切な運用 や、農家等のニーズに則した安全性 や品質が確保された肥料の供給に は、事業者への制度周知や問合せへ のきめ細かい対応とともに、生産工 程管理の実態を踏まえて立入検査方 法を見直しつつ、地方農政局等や都 道府県と連携して適切に取り組むこ とが重要である。

⑥の業務は、上記の実現に資するも のであることから、重要度が高い。

できることや遵守する内容につい て、立入検査時や事業者対象の研 修会等において周知を行うととも に、問合せがあれば適切に対応す

なお、事業者より収集した質問 や意見については、農林水産省へ 情報提供する。

ウ 令和2年度に施行された指定混 合肥料について検査を実施して つ、適切な立入検査が実施できる よう必要に応じて検査手順等の見 直しを行う。

加えて、地方農政局等や都道 府県による指定混合肥料の検査 について、研修会の開催による ノウハウの水平展開や必要に応 じて検査に同行するなど必要な 支援を実施する。

エ イ及びウについて、地域セン ター間や担当者により対応にばら つきが生じないよう、更なる運用 の統一を図る。

報等について、立入検査、研修会及び登録窓口においてリーフレット等を 配付することで周知を行った。また、本部及び地域センターで肥料制度見 直しに係る肥料関係業者からの質問・相談・意見等については、農林水産 省が作成する肥料制度見直しに係るQ&A作成に資するため、取りまとめ たうえ情報提供を行った。

- ウ 立入検査の際に指定混合肥料の生産状況、生産計画等について調査を行 い、既存の検査実施マニュアル、表示チェックシート等の見直しを行っ た。また、上記の資料を元に農林水産省、関東農政局を交えて意見交換を 行い、立入検査において検査・指導内容に差異が生じないよう対応した。 さらに、立入検査の実施内容について地方農政局等や都道府県担当者によ る検査を支援するため、研修会の演習で使用する検査手順や関連する模擬 書類等の資料を作成するとともに、地方農政局に対してFAMICの立入検査 に同行又はオンラインによりOTTを実施した。(再掲)
- エ 肥料制度の見直しに係る情報提供や問合せについては、検査注意事項で の対応方法や問合せの内容を取りまとめて情報の共有を行って、地域セン ター間や担当者ごとのばらつきが生じないよう対応した。

【特筆事項等について (創意工夫等)】

法改正により大幅な公定規格の見直しが実施され、新たに副産系肥料 の原料規格が定められた。これにより、更新申請にあたり事業者等から 地方農政局等への改正内容に係る問合せが増加し、担当者が対応に追わ れることとなった。問合せ内容は技術的な内容が多く農政局担当者のみ での対応が困難であり FAMIC の技術的な知見から助言を行った。また、原 料規格の運用について当初想定していなかった内容の問合せが多く、地 方農政局間及び FAMIC との間に運用の差異が生じないよう運用基準の平準 化が必要であった。このため、地方農政局等及び FAMIC がスムーズに肥料 登録業務を行えるよう、副産系肥料における原料規格の適合性に係る情 報を取りまとめ、農林水産省に報告するとともに、改正内容に関する質 問事項を容易に検索できるよう取りまとめ、肥料登録システムのコミュ ニケーションツールに掲載して地方農政局・FAMIC 各地域センターに情報 共有した。

これらを有効に活用することで、事業者からの問合せ等について、地 方農政局等及び FAMIC の担当者が判断に迷うことなく統一的な見解を迅速 に回答することにより、新制度に則った安全性や品質の確保された肥料 の供給に貢献した。

(7) 肥料の安全性及び品質の確保に関す る支援業務

肥料の安全性及び品質を確保し、 肥料業者、農家等の労力・コスト低 減などの利益に資するために、農林 水産省と連携して以下の業務に取り 組む。

(7) 肥料の安全性及び品質の確保に関す る支援業務

肥料の安全性及び品質を確保 し、肥料業者、農家等の労力・コ スト低減などの利益に資するため に、農林水産省と連携して以下の 業務に取り組む。

<定性的指標>

◇肥料の安全性 及び品質の確 保に関する支 援業務の実施 状況

<主要な業務実績>

- (7) 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。
- ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、新たに汚泥肥 料の登録申請を行った業者(11件)に対して、内容の周知を行った。

汚泥肥料登録業者の立入検査(125 件)時に、「汚泥肥料中の重金 属管理手引書」に沿った品質管理等の普及・指導を行った。

<評定と根拠>

評定: B

根拠:肥料の安全性及び品 質を確保に関し、農林水産 省と連携し支援業務を行っ たことから、目標の水準を 満たしている。

(7) 肥料の安全性及び品 質の確保に関し、農林 水産省と連携し支援業 務を行ったことから、 目標の水準を満たして いると認められる。 (評定:B)

A)

- ア 安全な肥料の生産を確保するため、農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」(平成22年8月農林水産省公表(平成27年3月改正)。以下「手引書」という。)について、新たに登録を受ける汚泥肥料生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に手引書に沿った取組の状況を確認し、品質管理の普及に努める。
- イ 農林水産省と連携し、事業者から の仮登録や公定規格改正の申出に対 しては、「肥料の品質の確保等に関す る法律に基づく公定規格等の設定・ 見直しに係る標準手順書 (平成26 年3月 農林水産省消費・安全局農 産安全管理課及7月時六行政法人農林 水産消費安全技術センター肥飼料安 全檢查部公表。以下「標準手順書」 という。) に基づき対応する。また、 肥料中の有害物質等に由来する事故 を未然に防止するために、有害物質 等に関する科学技術情報、国内の実 態、諸外国の規制状況等について恒 常的に情報収集・整理するととも に、必要に応じて実態調査等を行え る体制を構築する。
- ア 安全な肥料の生産を確保するため農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」(平成22年8月農林水産省公表(平成27年3月改正)。以下「手引書」という。)について、登録申請手続の説明等とともに、新たに登録を受ける生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に、手引書に沿った品質管理の取組状況の確認により、生産実態に応じた品質管理の普及に努める。
- イ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下この項において「標準手順書」という。)に基づき、次の取組を行う。
- (7) 事業者からの仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に係る調査を実施し農林水産省に報告する。 仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で結果の取りまとめを行い農林水産省へ報告する。

また、仮登録申請の相談事業者 に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。

- (イ) 事業者からの公定規格改正の申出に対しては、標準手順書に基づき、外部有識者から意見を聞いた上で評価を行い農林水産省へ報告する。また、申出の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。
- (ウ) 肥料中の有害物質等に由来する事 故を未然に防止するために、有害物

イ次の取組を実施した。

(7) 仮登録申請に係る調査(書類等)について、農林水産大臣の指示は なかった。

なお、法改正に伴い公定規格の見直し及び原料規格が定められたため「標準手順書」の改訂を行っており、仮登録申請について相談のあった事業者に対して、改訂内容を含めた手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。仮登録の申請が検討された使用実績のない副産物の利用に関して、標準手順書に基づき審査したところ、公定規格の改正により新設された副産肥料のうち、要植害確認原料を使用したものとしての登録となった。

仮登録肥料に係る肥効試験について、農林水産大臣の指示はなかった。

(1) 事業者からの公定規格改正の申出はなかった。

なお、公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の 説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、 農林水産省へ報告した。

(ウ) 肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するため、肥料に 関連する PPOS 及び PPOA の情報収集を行い取りまとめた。また、農林水 ウ 東京電力福島第一原子力発電所 の事故の対応として、農林水産省 と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥 料生産事業場への立入検査で、肥 料として出荷され採取できる汚泥 肥料の在庫がある場合は、当該汚 泥肥料の放射性セシウムの測定を 実施する。 質等に関する科学的技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について恒常的に情報収集・整理するとともに、必要に応じて実態調査等を行える体制を構築する。

ウ 東京電力福島第一原子力発電所 の事故の対応として、周辺地域の 汚泥肥料生産事業場への立入検査 において、汚泥肥料の放射性セシ ウム濃度の測定の有無を確認する とともに、肥料として出荷され採 取できる汚泥肥料をモニタリング 品として採取し、放射性セシウム を測定する。また、原料汚泥につ いて、「汚泥肥料中に含まれる放 射性セシウムの取扱いについて」 (平成23年6月24日付け23消安 第1893号農林水産省消費・安全局 長通知)に基づき管理されている かを確認する。

加えて、農林水産省から要請があった場合には、肥料等の放射性セシウムの測定を実施する。

- エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリド が原因と疑われる園芸作物等の生 育障害発生への対応として、農林 水産省と連携しつつ以下の取組を 行う。
- (7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。
- (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等

- エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリド が原因と疑われる園芸作物等の生 育障害発生への対応として、農林 水産省と連携しつつ以下の取組を 行う。
- (7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。
- (4) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全

産省と協議しプロファイリングを用いた調査体制の構築を推進した。

ウ 汚泥肥料の放射性セシウム測定を 26 件実施し、農林水産省に報告した。また、立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況について、取りまとめて農林水産省に報告した。

なお、農林水産省から肥料等の放射性セシウム測定の要請はなかった。

エ次の取組を実施した。

(7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で12点試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。また、クロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害が確認されなかったため、農林水産省からクロピラリド測定の要請はなかった。

農作物の生育障害発生防止に努めるため、家畜ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に集中的かつ優先的に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された事業場に対して園芸農家へ出荷の際、「使用に当たって作物の種類や施用量に留意するよう」に伝達するよう注意喚起を行った。

(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場14件に立 入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。

連名通知)	に記載された取組につ
いて周知す	-ス

オ 農林水産省の要請により、肥料 分析の信頼性確保又は技術向上の ため、肥料の外部精度管理試験を 実施する肥料生産業者に対し、技 術的助言及び協力を行う。また、 外部精度管理試験に参加する肥料 生産業者、都道府県肥料検査指導 機関及び分析機関に対する技術的 助言を行い、肥料分析者の技術向 上を図る。

【重要度:高】

肥料の安全性及び品質を確保する ためには、有害成分を含有する可能 性の高い肥料の品質管理が必要であ り、また、未利用資源肥料の規格化 に向けた安全性の確認を行うととも に環境への影響を配慮した技術的な 助言を行い支援することが重要であ ス

⑦の業務は、上記に貢献するもの であることから、重要度が高い。 管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。

オ 農林水産省の要請により、肥料 分析の信頼性確保又は技術向上の ため、肥料の外部精度管理試験を 実施する肥料生産業者に対し、技 術的助言及び協力を行う。また、 外部精度管理試験に参加する肥料 生産業者、都道府県肥料検査指導 機関及び分析機関に対する技術的 助言を行い、肥料分析者の技術向 上を図る。 オ 農林水産省からの要請に応じ、外部精度管理試験として、肥料事業者からなる協議会が主催した「共通試料による手合せ試験」に参画し、試料調製や成績を取りまとめ、検討会講評等の技術的助言を行った。その際に肥料等試験法の2020版から2021版への改正等について解説したことで分析担当者の技術的知見の向上を図った。また、上記の外部精度管理試験に都道府県肥料検査指導機関の参加を募集し、参加した肥料検査指導機関に成績の報告をした。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施が困難になったことから、本部管内の参加者に対して、対面とwebでの同時開催の形式により実施した。

また、都道府県の分析担当者に対して実施している研修については、窒素全量、りん酸全量、加里全量及びひ素の分析並びに内部精度管理及び外部精度管理についてeーラーニング形式により実施した。このことにより研修の受講機会拡大を図った。

⑧ 調査研究業務

肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性を確保する上で必要な課題から9課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。

【重要度:高】

⑧の業務は、国内で唯一の肥料分析の調査研究を行う部門として分析法の改良などを行うものであり、これらの成果は、「肥料等試験法」として毎年更新、公表され分析機関等にて利用されるなど、肥料の品質等の確保に必要不可欠であることから、重要度が高い。

⑧ 調查研究業務

肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性及び品質確保上必要な課題から9課題以上実施する。

また、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。

<定性的指標> <主要な業務実績>

◇調査研究業務 の実施状況 ⑧ 肥料の検査等に関する調査研究について10課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会(「肥料等技術検討会」という。 以下同じ。令和4年3月3日開催)において調査研究課題ごとに評価を 受けた。

(別紙「調査研究課題一覧」参照)

また、前年度の調査研究の成果により改良した分析法を追加し取りまとめた「肥料等試験法 (2021) 」について、肥料等技術検討会の試験法部会での審議 (令和3年6月30日開催)を受けて策定し、ホームページに掲載した (令和3年9月24日)。

調査研究業務で得られた成果を公表するために、「肥料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和3年10月26日)するとともに公開調査研究発表会(令和3年11月11日)で成果の普及に努めた。

【特筆事項等について(創意工夫等)】

FAMIC が定める「肥料等試験法」が肥料法の公定規格告示による主成分等の分析法と位置づけられたことから、「肥料等試験法」の信頼性を確保するため、改正手順を明確にする必要があった。このため、農林水産省と協議し、試験法検討部会による審査を明確に位置づけ、外部有識者に改正内容を諮問することとなった。

試験法検討部会の開催に当たり、関係事務手続きを速やかに実施したことで、部会を早期に開催でき、令和3年度上半期までに「肥料等試験法(2021)」を改正し、ホームページで公表することができた。

<評定と根拠> 評定: A

根拠・肥料の検査等に関す る調査研究では、目標課題 数を満たすとともに、外部 有識者を含めた委員会から 適切に実施されたと評価を 受けた。加えて、肥料等試 験法の改正に際して利用者 の利便性向上を図ったこと など肥料等試験法の妥当性 の維持及び改善を図る手順 を整え、適切に実行したこ とで肥料の品質及び安全の 確保等に貢献したことか ら、目標の水準を上回る成 果が得られていると認めら れる。

⑧ 調査研究業務について、肥料の品質及び安全確保の上で必要な課題を10課題実施(年度目標値:9課題以上)し、外部有識者を含めた委員会から次年度継続の課題を除き、S評価1課題、A評価7課題、B評価1課題との評価を得た。

さらに、公定分析法 として位置づけた、 「肥料等試験法」について改正手順を明確に するとともに、構成を 見直すことにより、信 頼性及び利用者の利便 性を向上させた。

加えて、「PPOS・PPOA 試験法」について汚泥 肥料のみならず、乾燥 菌体肥料中の分析にお いても妥当性を確認 し、肥料の品質及び安 全性の確保に貢献し

「肥料等試験法」の改正に当たっては、「肥料等試験法」の各試験法	た。
に共通する部分や妥当性確認の手順を附属書として記載し、これまで成	これらのことから、
分ごとに記載されていた測定条件等を分析機器ごとに確認できるように	目標の水準を上回る成
し、利用者の利便性向上を図った。	果が得られていると認
また、令和 2 年度に農林水産省の緊急要請業務として開発した「汚泥	められる。(評定:
肥料中の PFOS・PFOA 試験法」について「肥料等試験法」に掲載するとと	A)
もに、試験法の妥当性確認のための共同試験を実施し、参加試験室の測	
定条件を確認しながら有効な測定条件を整備する等の創意工夫を行っ	
た。さらに、適用範囲を拡大のため乾燥菌体肥料中の妥当性も併せて確	
認した。これにより、汚泥肥料及び乾燥菌体肥料中の PFOS・PFOA 含有量	
を必要に応じて調査できることとなり、肥料の品質及び安全性の確保に	
貢献した。	

1. C 1/10/20 JIDITA	4.	その他参考情報
---------------------	----	---------

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情	青報		
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
当該項目の重要度、困難度	【困難度:高】 ② 農薬の登録審査及び再評価に係る業務 【重要度:高】 ② 農薬の登録審査及び再評価に係る業務 ⑤のアの(7) 農薬安全性情報収集 ⑤のイの(7) 蜜蜂への影響評価法の検討 ⑤のイの(4) 安全性評価導入の検討 ⑤のイの(6) 試験要求の見直し等	関連する政策評価・行政事業 レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット	(アウトカム)	情報						②主要なインプット	情報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
① 農林水産省からの緊 急要請業務	実施率	100% (報告件数/ 要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円) 決算額(千円)	1, 020, 997 960, 888	1, 028, 544 1, 005, 371	1, 139, 434 1, 092, 458	1, 135, 685 1, 035, 615	1, 072, 523 1, 079, 487
②ア(ア) 農薬の登録及び 再評価に係る審査業務	1年4か月以内	100%(標準処理期間内報告件数/	100% (158/158)	100% (156/156)	100% (136/136)	100% (1, 046/1, 046)	100% (1, 043/1, 043)	経常費用(千円) 経常利益(千円)	1, 028, 244 16, 763	1, 089, 449 13, 666	1, 108, 819 30, 249	1, 037, 016 67, 530	1, 061, 683 40, 401
(基準値設定必要農薬) ②ア(4) 農薬の登録及び 再評価に係る審査業務 (基準値設定不要農薬)	10.5か月以内	報告件数)	100% (970/970)	100% (872/872)	100% (1, 218/1, 218)			行政コスト(千円)	-	-	1, 997, 300	1, 086, 832	1, 111, 964
②イ 農薬の登録及び再 評価に係る審査業務(再 評価に係る審査結果)	1年4か月以内		_	_	_	_		行政サービス実施 コスト (千円)	1, 160, 484	1, 202, 755	-	-	
③ 特定試験成績の信頼 性の確保に関する業務 (GP調査報告)	30業務日以内	100% (標準処理 期間内報告件数/ 指示件数)	100% (17/17)	100% (20/20)	100% (14/14)	100% (22/22)	100% (17/17)	従事人員数	96	101	102	99	103
④ア 農薬の立入検査等業務(立入検査) ④イ 農薬の立入検査等業務(集取分析)	25 業務日以内60 業務日以内	100%(標準処理 期間内報告件数/ 指示件数及び集 取件数)	100% (68/68) 100% (16/16)	100% (68/68) 100% (18/18)	100% (69/69) 100% (12/12)	100% (48/48)	100% (56/56)						
⑤ア(ア)(イ) 農薬の登録審 査に附帯する業務(国際 調和)	技術的知見の 提供	-	OECD GLP 作業部 会等への出席	OECD GLP 作業部 会等への出席	OECD GLP 作業部 会等への出席	OECD GLP 作業部 会等への出席	OECD GLP 作業部会 等への出席						
⑤イ(ア) 農薬の登録審査 に附帯する業務(蜜蜂に 含まれる農薬の定量)	結果報告及び 技術的知見の 提供	_	分析法及び分析 結果を農林水産 省へ報告	分析法及び分析 結果を農林水産 省へ報告	分析法及び分析 結果を農林水産 省へ報告	分析法及び分析 結果を農林水産 省へ報告	分析法及び分析 結果を農林水産 省へ報告						
⑤イ(イ) 農薬の登録審査 に附帯する業務(使用時 安全性評価の更なる検 討)	技術的知見の 提供	_	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農 林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供						
⑤イ(が) 農薬の登録審査に 附帯する業務(試験成績等 整備の事前相談対応)	技術的知見の 提供	_	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供						

,	⑥ 農作物に係る農薬の 使用状況及び残留状況調 査業務			100% (477/477)	100% (476/476)	100% (480/480)	100% (393/393)	100% (478/478)
(⑦ 調査研究業務	調査研究業務 の実施状況	_	7件	7件	7件	6件	7件

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主 終十	臣による評価	
十/又日/床	尹太川巴	農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たって 諸外国における農薬登録制度の こ関する情報の収集・分析等に 食査手法を検討する等の創意工 より改善を図り、効果的かつ効 こ取り組むものとする。 た、新たな実施体制のもと、農 産省と連携し、再評価の導入に 安全性に関する審査の充実に対		自己評価	上初入	.正でみっぱ
)農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締 に基づき、農薬の安全性その他の 質及びその安全かつ適正な使用の 保を図り、もって農業生産の安定 国民の健康の保護に資するととも 、国民の生活環境の保全に寄与す ため、以下のとおり農薬の検査等 務を行う。	(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たって は、諸外国における農薬登録制度の 運用に関する情報の収集・分析等に より検査手法を検討する等の創意工 夫により改善を図り、効果的かつ効 率的に取り組むものとする。 また、新たな実施体制のもと、農 林水産省と連携し、再評価の導入に よる安全性に関する審査の充実に対 応する。			自己評価 ×2点(B) = 23点 をする。 加え、FAMIC の知見や技術を生かすと 等に伴う業務量の増大にも着実に対応 試験成績に関する基準案の作成、生物		A 至った理は 項目のうち 項目を除き 項目を移す 項目を積み 項目を積み の点数の計 のにな、 りには、 次
)農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した 業務については、最優先で組織的 こ取り組み、必要な調査、分析又 は検査を実施し、その結果を速や かに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請 のあった調査、分析又は検査等 業務を実施し、その結果を速や かに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率:100%(報 告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	評定: - 根拠: 実績がないため評価	急要請 実績が	水産省から 業務につい ないため評 評定 : -)
)農薬の登録及び再評価に係る審査 務 農薬の登録及び再評価に係る審査業 については、農薬の蜜蜂への影響、 薬の使用者への影響及び農薬原体の 成に係る審査も含め、最新の科学的 見に基づき、農林水産大臣の指示に い審査を行い、その結果を農林水産 と共同で審査報告書等の形に取りま めるとともに、以下に掲げる期間内 審査結果を農林水産大臣に報告す 。 農薬取締法第3条第5項及び第7	② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査については、農薬の強蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法(昭和23年法律第28	<定量的指標> <標準処理期間内 (ア(ア)に係る報告は1年4か月以内、 (イ)に係る報告は10.5 か月以内、イに係る報告は1年4ヶ月以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/報告件数) ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となっ	<主要な業務実績> ② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進行管理については、毎月2回	評定:A 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成しており、かつ、年度目標において困難度が「高」とされている業務であるた	つし処るを評登の成か見らい、理を上の審査必専必歴れ	登録審査 4 1043 # 1043 # 1043 # 1043 # 1043 # 1043 # 1045 # 1
条 3 項(これらの規定を同法第 34 条第 6 項において準用する場合を 含む。)の規定に基づく登録に係る 審査 農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から	号)第3条第5項及び第7条第3項 (これらの規定を同法第34条第6項 において準用する場合を含む。)の 規定に基づく登録に係る審査 (7)農薬取締法第4条第1項第6号 から第9号までのいずれかに掲げ	た場合における当該 追加試験成績等が提 出されるまでの期間 及び食品安全委員 会、農業資材審議会 等による評価が必要 である申請におい て、評価結果が明ら	審査進行管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月ごとに審査進行状況の定期点検を行った。 (7) 令和3年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から1,754件の審査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農		の目標 得られ	画における を上回るF ていると記 (評定: <i>F</i>

に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内 (イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内	る場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内 (イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内	かとなるまでの期間 (審査ができない 期間)は、審査期間 に含まないものとす る。	薬の審査指示は 427 件であった。令和 3 年度内に農林水産大臣に報告した 115 件の審査期間は全て 1 年 4 か月以内であった。なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。(表 1-1-(2)-1 参照) (イ) 基準の設定が不要な農薬の審査指示は 1,327 件であった。令和3 年度内に報告した 928 件の審査期間は全て 10.5 か月以内であった。なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。		
イ 農薬取締法第8条第5項(同法第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後1年4か月以内	イ 農薬取締法第8条第5項(同法第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後1年4か月以内		(表 1-1-(2)-1 参照) イ 令和 3 年度は、農林水産大臣から 186 件の審査指示があった。なお、現在審査中であり、進捗管理は適切に行っている。 【処理率 100% (1,043/1,043(115(アグ))+928(ア(イ))+0(イ)】		
【重要度:高】 ②の業務は、農薬による人の健康や環境への影響に関する科学的な評価を行う業務であるが、農薬の登録、変更、取消の判断の根拠として必要不可欠であり、農薬取締制度の根幹をなすものであることから、重要度が高い。					
【					
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬 GLP 制度における試験施設 の調査は、消費・安全局長の指示 に従い実施し、その結果を調査終 了後30業務日以内に消費・安全局 長に報告する。	③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬 GP 制度における試験施設 の調査は、消費・安全局長の指示 に従い実施し、その結果を調査終 了後30業務日以内に消費・安全局 長に報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内 (30業務日以内) の処理率:100% (標準処理期間内 報告件数/指示件 数)	〈主要な業務実績〉 ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 令和3年度に消費・安全局長に報告した17件は全て調査終了後30業務日以内に結果を報告した。 【処理率100%(17/17)】 【特筆事項等について(創意工夫等)】 1. 農薬 GP 制度における試験施設の調査及び適合確認について、国内外のGP調査当局が明らかにしている情報を参考に、不適合とする判断、施設側からの申請なしに調査を可能とする仕組み及び適合確認を取り消す仕組みを整理し、農林水産省に報告した。また、FAMICにおけるGPの実務を規定した関係規程の改正案を作成した。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、特定試験成績の信頼性と透明性の確保に関する農林水産省における施策立案に貢献することができたことから、目標の水準を上回る成果が得られたと判断する。	③ 特定試験成績の信頼性確保に関する業務について、試験施設の調査を17 件実施し、標準処理期間内の処理率は100 %である。さらに、試験施設の調査手続き上の課題及び基準適合試験として試験成績の受入れ判断基準の作成のため、国内外のGP制度の調査及びGDの実施状況などの調査を実施し、特定

			農林水産省によれば、この報告に基づき、GP 関係通知(消費・安全局長通知及び農産安全管理課長通知)を2022年12月頃に改正する予定とのこと。 2. 農薬の登録申請等に提出される海外のGP 試験施設で実施された試験成績について、基準適合試験として我が国で受入れ可能であるかどうか、GED の判断基準及び評価内容を整理するとともに、海外のGP 試験施設で作成された試験成績に対応するルール案を作成し、農林水産省に報告した。 農林水産省によれば、この報告に基づき、2022年12月頃、申請時に海外のGP 試験施設で実施された試験成績を提出する際の留意点を申請者宛てに通知する予定とのこと。		試験成績の信頼性と透明性の確保のための農林水産省における施策立案に貢献している。これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られたと判断する。(評定:A)
④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第30条第1項の規定 に基づく立入検査等は、農林水産 大臣の指示に従い実施し、その結 果を以下の期間内に農林水産大臣 に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、 立入検査終了後25業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後60業 務日以内	④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第30条第1項の規定 に基づく立入検査等については、 農林水産大臣の指示に従い、適切 に集取する農薬等を選定し、製造 指示書等による製造工程の確認も 含め適正に実施するとともに、そ の結果を、以下の期間内に農林水 産大臣に報告するため、業務の進 行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法の立入検査の結果 は、立入検査終了後25業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後60 業務日以内	<定量的指標> ◇標準期間内 (立入検査業務の分日 報告は集のの 報告は集のの 大はのの をはました。 大が、はののででででででである。 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でいました。 でいまた。	〈主要な業務実績〉 ① 農薬取締法第30条第1項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い級製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。 ア 48製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。 イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬8点の分析結果については、全て集取後60業務日以内に報告した。 【処理率100%(56/56)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 農薬の立入検査等業務について、製造場への立入検査48件及び採取した農薬の分析を8点実施し、標準処理期間の処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
(5) 農薬の登録審査に附帯する業務 農薬行政の国際調和や農薬の登録審査の質の向上に資するため、 農薬の登録審査に付帯する以下の 業務に取り組む。このほか、必要 に応じ農林水産省からの要請等を 踏まえ、農林水産省と連携して積 極的に対応する。 ア 農薬行政の国際調和に貢献する ため、次の取組を行う。 (7) 農薬の安全性その他の品質に関 する科学的知見の収集及び解析	⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和に貢献する ため、FAMIC の技術的知見に基づ き、次の取組を行う。 (7) 農薬の安全性その他の品質に関 する科学的知見の収集及び解析	<定性的指標> ◇技術的知見の提供	〈主要な業務実績〉 ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。 (7) 農林水産省との連携のもと、農薬の人への影響、農薬の品質等の確保等に関する科学的知見を収集し、農林水産省に提供した。また、国際的に関心が高まっている農薬の安全性評価の分野については、農林水産省と共同で重点的に海外の状況等の情報収集、分析を行った。	得られていると認められ	⑤ ア(ア)(イ) 農薬行政の国際調和を推進するため、国際調和を推進するため、可国際調解的な議論に関して技術的知見のと会議に関している。 おいる といる といる といる といる といる といる といる といる といる と

(4) OECD による新たなテストガイドラインの策定・改訂や GLP 制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関しての、FAMIC の技術的知見に基づいた支援 【重要度: 高】 ⑤のアの(f)の業務は、農薬取締法の改正に伴い新たに追加する業務(法に明記された業務)であり、情報の収集解析により、国際的な標準との調和及び最新の科学的知見に基づく農薬の安全性評価のさらなる充実を図っていくことで、農薬取締制度の円滑な運用に資することから、重要度が高い。	(イ) 0600 によるガイダンス文書や テストガイドラインの策定・改 訂、コーデックス委員会による 残留農薬に関する国際規格の設 定、国際農薬分析法協議会におけ る農薬の分析法の検討等の議論に 関し、会議出席等を通じた技術的 知見の提供		(4) 0ECD で検討されているガイダンス文書の草案等に関し、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。 0ECD GLP 作業部会会合に、職員2名を参加させた。 また、0ECD ECBP (生物農薬専門家会合)の生物農薬の試験要求に関する国際調和に関する課題の議論に職員2名を参加させた。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 農薬の補助成分に関しては、これまで我が国では補助成分を加えて製造された農薬製剤の急性毒性試験の結果等に基づき安全を確保してきたが、より一層の安全性向上のために補助成分そのものを規制する欧米の仕組みを参考に新たな仕組みの検討を進めているところ。 新たな仕組みの実行可能性を検討するため、 ・我が国で現に登録されている農薬について、使用されている補助成分の種類を把握・整理 ・「補助成分として使用できない物質」を使用せずに製造するよう変更させるための手続や変更内容が適正であるかの判断基準の検討を行い、農林水産省にこれらの結果を提出した。 これらの検討結果に基づき、農林水産省は、農業資材審議会農薬分科会において補助成分として使用できない物質を規制する方向で審議を進めているところ。		待される。 これらの取組は、農 薬取締制度の円滑な運 用に貢献したことから、事業計画における 目標の水準を上回る成 果が得られていると認 められる。(評定: A)
イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の 登録審査の質の向上等に資するた め、次の取組を行う。	イ 農林水産省と連携しつつ、農薬 の登録審査の質の向上等に資する ため、次の取組を行う。		<主要な業務実績> イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資する ため、次の取組を行った。		
(7) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握及び影響評価の更なる充実に向けた検討 【重要度:高】 ⑤のイの(ア)における蜜蜂への影響評価に係る業務は、蜜蜂に関する最新の情報や海外の評価法などの技術的知見を提供するものであり、農薬が原因となった蜜蜂の被害を防止する政策上の取組の推進に資することから、重要度が高い。	(7) 農薬の使用による蜜蜂への影響 の実態把握及び影響評価の更なる 充実に向けた検討	<定性的指標> ◇結果報告及び技術的知見の提供	(7) 以下のとおり、農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握及び影響評価の更なる充実に向けた検討に貢献した。 【農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握】 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料10件について農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。また、4つの有効成分について条件検討を行い、添加回収試験を行った結果、新たに1つの成分を分析対象として追加することができた。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり、農薬 の使用に伴いへい死した可 能性のある蜜蜂に含まれる 農薬の定量結果を報告して いる。	⑤ イ(ア) 農薬の使用 に伴いへい死した可能 性のある蜜蜂に含まれ る農薬の定量につい て、都道府県から送付 された10 件を実施 し、結果を報告すると ともに、蜜蜂への影響 評価の更なる充実に向 けた技術的知見を提供 していることから、目 標の水準を満たしてい る。(評定: B)

			【蜜蜂への影響評価の更なる充実に向けた検討】 ① 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会に諮られる農薬の蜜蜂毒性試験の毒性値について、統計解析ソフトを用いて再解析を行った。 ② 令和2年度に作成・公表された蜜蜂への影響評価に係る暴露量計算シートについて、推定暴露量を毒性指標値で除した値が蜜蜂個体への影響が懸念される水準を超える場合の措置を選択する欄を設け、花粉・花蜜残留試験結果による精緻化を実施する場合は別シートに入力された試験結果から精緻化した暴露量及び評価結果が出力されるよう改良した。さらに、計算結果がドシエの様式に合わせて出力されるよう改良した。	また、蜜蜂への影響評価 の更なる充実に向けた技術 的知見を提供することがで きたと考えられ、目標の水 準を満たしている。	
(イ) 農薬の作業者一日許容量 (AOEL)及び推定暴露量に基づく 使用時安全性評価の更なる充実に 向けた検討 (重要度:高) ⑤のイの(小の業務は、農薬の使用 者への影響に関する最新の情報や海外 の評価法などの技術的知見を提供する ものであり、農薬の使用者への安全の 確保に資することから、重要度が高 い。	(イ) 農薬の作業者一日許容量 (AOEL) 及び推定暴露量に基づく 使用時安全性評価の更なる充実に 向けた検討	<定性的指標> ◇技術的知見の提供	〈主要な業務実績〉 (イ) 次の取組を行い、結果を農林水産省へ報告した。 ① 使用時安全評価に用いる農薬使用者暴露計算シートの出力シートの様式を改訂し、申請資料や審査報告書に利用できるようにした。 ② 再評価を受ける有効成分25成分の代表的な製剤72剤について農薬使用者暴露量試算を行った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり、農薬 の作業者一日許容量及び推 定暴露量に基づく使用時安 全性評価の更なる充実に向 けた検討のための技術的知 見を提供することができた と考えられ、目標の水準を 満たしている。	⑤ イ(イ) 農薬の作業者 一日許容量及び推定暴 露量に基づく使用時安 全性評価の更なる充実 に向けた検討のための 技術的知見を提供して いることから、目標の 水準を満たしている。 (評定: B)
(ウ) 再評価の開始に向けて、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応 【重要度:高】 (⑤のイの(ウ)の業務は、申請者が持つ科学データの解析及び追加で必要となる試験の指導等、事前相談に技術的な観点から適切な助言を行うものであり、制度開始当初からの円滑な再評価制度の運用に資することから、重要度が高い。	(ウ) 再評価の開始に向けて、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応	≪定性的指標≫ ◇技術的知見の提供	(主要な業務実績> (ヴ) 次の取組を実施した。 ① 申請者からの事前相談への対応 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報を管理 するとともに内容について検討し、農林水産省と連携して事業者 に対応した。 ② 我が国の試験要求の見直し等のための検討 令和3年度から始まった再評価を円滑に進めるため、令和2年 度までに作成した審査ガイダンス案について、関係者の意見を聴きつつ、農林水産省と連携して成案化に向けた最終的な調整を行った。以下の審査ガイダンスについては、令和3年度に公表された。 ○薬効・薬害 ○使用時安全 ○水域生活環境動植物 ○蚕への影響 【特筆事項等について(創意工夫等)】 ⑤のイの(で)~(ヴ)の業務の他、次の取組を実施した。 ○生物農薬(微生物農薬及び天敵農薬)について 現在、天敵農薬の試験要求や、微生物農薬の安全性評価以外の分野での試験要求は、化学農薬を想定した通知に基づいているが、生物農薬と化学農薬では性質が大きく異なっていることから、生物農薬の登録申請に際して、試験要求の統一したルール作成に関する次の取組を行い、結果を農林水産省に報告した。	〈評定と根拠〉 評定: A 根拠:令和3年度も策定作 業が継続中の評価がイグンスをはじめ、申請者が開発では、 事業をはしている。 財力になる事がであり、 を提供されている。 を提供されている。 を提供する。 を提供する。 を提供する。 を提供する。 を表している。 を表している。 を表している。 のでで、 で、 、 を物農薬の力とで、 、 を物農薬の下として、 、 を物農薬の下にして、 、 を物農薬の下にして、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(す) 再評価に向けて、

			 ① 天敵農薬については、天敵農薬の評価に関するガイダンス案を作成し、FAMIC 農薬検査部内で評価法について議論を行った。さらに、専門家からの様々な意見を踏まえ、評価法の検討を進めた。 ② 微生物農薬については、既存のガイドラインの改訂に向けて海外の評価法等関係する情報の収集や技術的検討を行った。 ③ 各国における公表されているガイドライン等からだけでは、評価方法の具体的な運用が明らかとならないため、農薬の評価書も参考としつつ、我が国における評価方法の構築に向けた検討を行った。 これらの検討結果をベースに、令和4年度には農業資材審議会における審議を経て、生物農薬の試験要求に関する通知が制定・改正される見込みとなっている。今後、統一したルールが明示されることにより生物農薬の申請の促進にもつながるとともに、農林水産省が進める「みどりの食料システム戦略」における化学農薬使用量(リスク換算)の低減に向けた取組への貢献が期待される。 	く貢献したと考えられ、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	推進にも貢献している。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。 (評定:A)
⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適 正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消 安第424号農林水産省消費・安全局 長通知)に基づき、野菜、果実、米 穀等の農産物に係る農薬の使用状況 及び残留状況についての調査分析等 を実施し、農薬の使用状況の調査点 検日から40業務日以内に結果を地 方農政局等に報告する。	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適 正使用に係る施策に資するため、 「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15 消安第424号農林水産省消費・安全 局長通知)に基づき、農産物に等を適切に基づきともに、農薬の使用状況の調査点、農産が中の農薬の残留状況の調査がで的確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要にでく分析を行うFAMIC 各地域センター等間で試料の集約化等を行う。	<定量的指標 対 (40 条 で	(全要な業務実績) (6) 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の機留状況の調査分析を FAMIC 各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行った。調査点検・分析にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大による移動制限及び出勤抑制により業務が滞ることのないよう、農林水産省と連携し、移動制限下等においても対象農家等から試料等の送付により調査できるよう体系を見直すとともに、FAMIC 各地域センター等間においては担当地域外の現地調査への協力、分析試料の回付による平準化等の相互補完により対応した。これらの取組によって、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準である 478 件の農産物について、農薬の使用状況を調査点検し、分析結果を点検実施日から 40 業務日以内に農林水産省へ報告した。(表1-1-(2)-2 参照) 【処理率100%(478/478)】 【特筆事項等について(創意工夫等)】 令和4年度の国内農産物における農薬の使用状況及び残留状況の調査対象作物の一つとして茶が選定されているが、茶は他の農産物と異なり、カフェインなどの成分(夾雑物)が妨害し、農薬と分離することが困難であったり、分析機器を汚染したりする。そのため、他の農産物と同じ分析方法では、測定したい農薬が定量できない、連続して分析することができないという問題がある。また、茶の公定分析法である厚生労働省の通知試験法(平成17年1月24日付け食安発第0124001号)について、同試験法で使用する分析機器(のCMS又は1CMS(若しくは1CMSMS))では、いずれも複数の農薬を同時に分析できることが確認されておらず、当該業務への導入が困難という問題がある。		(⑥) 農産物にび残壊の 使期なび代、析を埋埋 使用ないて、分析を埋埋 (動をはいて、分析を埋埋 (本) の 長曜はいいて、分析を埋埋 (本) の 長曜はいいて、分析を埋埋 (本) の 長年にいる。 には、一分ででは、一分ででは、一分では、一分ででは、一分では、一分ででは、一分では、一分

				これらの課題を解決するために、茶葉からの抽出精製工程の改良や、LCMS-MS の分析機器の使用等による同時分析方法の開発を行った。 その結果、同時に53 種類の農薬(有効成分)が定量でき、かつ連続して実施することが可能な分析法を開発した。本分析法を用いることにより、令和4年度の調査対象作物である茶について、効果的かつ効率的な分析を行うことが可能となった。令和4年度の調査を通じて本分析法の有用性を確認できた場合は、分析機関等に広く周知する予定。		
) に 要な と に 関 で の 関 の に	調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究 ついては、登録審査業務遂行に必 な技術力の向上及び残留農薬の調 に必要な分析技術の効率化を目的 して、農薬の人畜・環境への影響 関する課題、農薬等の品質・薬効 に関する課題、残留農薬の分析に する課題を6課題以上実施し、そ 取組状況、結果等について、外部 識者の評価を受ける。	 ⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究 については、登録審査業務遂行に 必要な技術力の向上及び残留農薬 の調査に必要な分析技術の効率化 を目的として、次の課題のいずれ かに関わる課題を6課題以上選定 し、実施する。 (7) 農薬の人畜・環境への影響に関する課題 (4) 農薬等の品質・薬効等に関する課題 また、調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、 結果等について評価を受ける。 	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	成果について外部有識者からなる委員会(令和4年2月15日開催) において、調査研究課題ごとに評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照)	根拠:農薬の検査等に関す る調査研究については目標 課題数を満たすとともに、	⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について、 7課題実施(年度目標値:6課題以上)し、外部有識者を含めた委員会においてする。とかべて日評価あることからしている。 (評定:B)

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に	. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1-1-(3)	同料及び飼料添加物関係業務								
業務に関連する政 策・施策			センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第5号及び第6号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。) 愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)						
当該項目の重要度、 困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069						

2. 主要な経年データ	. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット	、(アウトカム)情	報						②主要なインプット	情報(財務情	青報及び人員 に	上関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度
① 農林水産省からの緊 急要請業務	実施率	100%(報告件数/要請件数)	100% (3/3)	100% (6/6)	100% (5/5)	100% (3/3)	実績なし	予算額(千円) 決算額(千円)	866, 989 810, 827	887, 584 864, 092	985, 776 877, 934	943, 693 882, 791	925, 976 894, 574
②ア飼料等の立入検査	立入検査報告:25	100%(標準処理期間内報告件数/立	100% (529/529)	100%	100% (414/414)	100%(543/543) 立入検査:100%	98%(557/569) 立入検査: 98%	経常費用(千円)	852, 981	913, 615	897, 357	861, 834	854, 329
等業務(立入検査に係る 結果報告)	業務日以内	入検査等件数)	(529/529)	(443/443)	(414/414)	(244/244)	(275/280)	経常利益(千円)	18, 349	13, 365	28, 194	60, 109	35, 576
	試験結果報告:15		100%	100%	100%	試験結果報告: 100%	試験結果報告: 98%	行政コスト(千円)	-	-	1, 555, 037	871, 334	863, 892
	業務日以内		(653/653(うち地 方農政局等への 報告 27/27))	(595/595(うち地 方農政局等への 報告54/54))	(505/505(うち地 方農政局等への 報告54/54))	(299/299(うち地方 農政局等への報告 37/37))	47/47))	行政サービス実施コスト(千円)	857, 427	918, 716	Í	-	-
②イ 飼料等の立入検査 業務(大臣確認検査)	実施率	100%(処理件数/ 申請受付件数)	100% (150/150)	100% (97/97)	100% (144/144)	100% (79/79)	100% (63/63)	従事人員数	76	80	79	79	79
③ 愛玩動物用飼料の立 入検査等業務(立入検査	立入検査報告:25 業務日以内	間内報告件数/立	100% (61/61)	100% (61/61)	100% (66/66)	100%(165/165) 立入検査:100%	100%(171/171) 立入検査:100%						
に係る結果報告)	試験結果報告:15 業務日以内	入検査等件数)	100% (115/115(うち地 方農政局等への 報告90/90))	100% (113/113(うち地 方農政局等への 報告90/90))	100% (114/114(うち地 方農政局等への 報告90/90))	(60/60) (61/61) 試験結果報告: 試験結果報告: 100% (105/105) (110/110)							
④ア 安全性確保に関する検査等業務(基準・規格等の妥当性調査及び薬剤所性菌のモニタリング調査)	実施率	100%(達成件数/要請件数)	妥当性調査: 100% (10/10) 薬剤脈性菌: 100% (1/1)	妥当性調査: 100% (5/5) 薬剤脈性菌: 100% (1/1)	妥当性調査: 100% (2/2) 薬剤脈性菌: 100% (1/1)	妥当性調査: 100% (2/2) 薬剤耐性菌: 100% (2/2)	妥当性調查: 100% (3/3) 薬剤師性菌: 100% (3/3)						
④イ 安全性確保に関す る検査等業務	検査等実施率	100%(実施件数/要請件数)	-	_	-	_	100% (1/1)						
④ウ 安全性確保に関する検査等業務(適合性の 維持)	ISO/IEC 17025 への適 合性の維持	_	_	ISI/IEC 17025~の適 合性の維持	ISO/IEC 17025~の適合性の維持	ISO/IEC 17025〜の適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適 合性の維持						
⑤ 検定等関係業務(飼料 添加物の検定申請)	20業務日以内	100%(標準処理期間内処理件数/申請件数)	100% (152/152)	100% (126/126)	100% (122/122)	100% (133/133)	100% (68/68)						
⑥ア(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(抗菌剤(APガイドラ	50業務日以内	100%(実施件数/申請等件数)	100% (56/56)	100% (73/73)	100% (91/91)	100% (143/143)	100% (151/151)						

イン及び GP ガイドライン 適合確認申請検査) ⑥ア(f) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(センター確認) ⑥ア(f) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者	実施率 特定部件製造業 者50業務1以内 規格設定資料製造業 者40業務1以内		100% (47/47) 100% (2/2)	100% (19/19) 100% (1/1)	100% (29/29) 実績なし		
⑥ア(エ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(輸出制明検査) ⑥ア(か) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(エコフィード及びほオイル検査)	実施率		100% (20/20) 100% (3/3)	100% (22/22) 100% (5/5)	100% (15/15) 100% (1/1)	100% (28/28)	
⑥イ(f) 工程管理及び品 質管理等に関する検査等 業務(飼料製造管理者認 定講習会、(MP ガイドラ イン研修)	研修及び技術的助 言等の実施状況	_	7回開催	8回開催	8 回開催	2回開催	2回開催 飼料等製造者等及 び都道府県飼料検 查指導機関: 203件
⑥イ(f) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(技術的助言)			登録検定機関: 2件 地方農政局:1件	登録検定機関: 2件 地方農政局:5件	登録検定機関: 3件 地方農政局:2件	飼料等製造者等及 び都道府県飼料検 査指導機関: 32 件 登録検定機関: 2 件 地方農政局:1件	登録検定機関: 0件 地方農政局:5件
⑦ 国際関係業務	飼料安全性に関する情報の収集・発 信、技術協力等の	_	5回	2回	2回	40+10	4回
	信、技術協力等の 実施及び 報告書の提出		1回	10	10		
	並びに国際標準化 活動の実施		_	_	_	_	
⑧ 調査研究業務	調査研究業務の実 施状況	_	要請課題:10件 選定課題:1件	要請課題:9件 選定課題:2件	要請課題:7件 選定課題:2件	要請課題:7件 選定課題:2件	要請課題:8件 選定課題:2件

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画	、業務実績、年度評価に係る自己評価	及び主務大臣による評価	ш			
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	I	主務大	臣による評価
1214	1 //4/17		業務実績	自己評価		
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。また、ペットフード安全法に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料及び飼料添加物関係業務の 実施に当たっては、分析技術の進 歩等に伴う試験法の点検・改良、 (MP)適合確認業務の信頼性確保等に ついて、的確な情報収集及び効率 的な作業分担等の創意工夫や体系 的な教育訓練を通じた職員の能力 向上等を図り、合理的かつ効果的 に取り組むものとする。	/関係業務の / 新科及び飼料添加 物関係業務 中項目の評定は、 小項目別(◇) の評 定結果の積み上げに 工夫や体系 職員の能力 別かつ効果的			12の小ない1項 項目、Bi 項目であり、 ※ M項 上げたたの項 といったの項 が、点) 会項目×9 合目×2 (22(B) =26.5。)	準点(実績のある 数 11×2 点=22 か/10≦ 各小項目の (4 項目×3 点+6 と点+1 項目×1 点 ご) < Aの基準点 の基準点)×12/10
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織 的に取り組み、必要な調査、分析 又は検査を実施し、その結果を速 やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、 他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> < 実施率: 100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定: — 根拠: 実績がないため評価せず。	要請業	水産省からの緊急 务について、実績 ため評価せず。 : 一)
② 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第 57 条の規定に基 づく立入検査等として行う次に掲 げる検査等は、農林水産大臣の指 示に従い実施し、その結果を立入 検査終了後25業務日以内に農林水 産大臣に報告する。また、同条の 規定に基づく収去品(飼料安全法第 56 条の規定によるものを含む。)の 基準・規格に係る試験を実施し、そ の結果を試験が終了した日から 15 業務日以内に農林水産大臣又は地方 農政局等の長に報告する。 ア 飼料の安全性の確保を図る ため、飼料及び飼料添加物の 製造設備、製造方法等の検査 を実施する。	② 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品(飼料安全法第56条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日か	<定量的指標> ◇立入検査に係る結果報告標準処理期間内(立入検査を係る結果報告標準処理期間内(立入検査を)が終了とおりまました。 15 業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/立入検査等件数)	<主要な業務実績> ② 飼料安全法第 57 条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理に努め、立入検査 280 件中 275 件について、立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品 289 件中 282 件(飼料安全法第 56 条の規定によるものを含む。)の試験結果について、試験が終了した日から 15 業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告したが、10 月の立入検査週以外に地域センターで実施した立入検査の結果報告及切収去品の試験結果報告について、地域センターからグループウェアに掲載された報告を担当者が見落としたことにより標準処理期間内に報告していなかった。再発防止策として、立入検査週以外に行った立入検査の結果報告及び収去品の試験結果報告をグループウェアに掲載した場合は、本部飼料管理課宛てにメールにて報告することとし、1 月 26 日飼料管理課長から地域センターに周知した。(表1-1-(3)-1参照) 【処理率 98% (立入検査 275/280、試験結果(大臣あて 235/242、地方農政局等の長あて 47/47))】	<評定と根拠> 評定: C 根拠:立入検査結果の報告について5件、収去品の試験結 果の報告について7件標準処 理期間内に報告を行っていなかったため、計画値を満たすことができなかった。	業保証の標子の標子の標子の標子の標子の準ででした。 1980年で発売されて、 1980年である。 1980年でのる 1980年である 1980年である 1980年でのる 1980年でのる 1980年でのる 1980年での	科等の立入検査等 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

	ら 15 業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。		ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を 272 件実施した。検査においては飼料等の適正製造規範(MP)ガイドライン等への対応状況等についても確認を行い、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。また、食品循環資源を利用した飼料等の加熱等の製造基準や成分規格が令和3年4月から義務化されたことを踏まえ、食品循環資源を利用した飼料等の製造事業場のうち、非加熱の肉を含む原料を取扱う等のリスクの高い事業場への立入検査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例が1件認められたことから、輸入管理の改善について、専門的知見から情報の提供を行った。		標準処理期間内に終了しなかったことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様のミスが起こらないように対策を行うこと。
イ 牛海綿状脳症の発生の防止 に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格 等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物 性油脂の農林水産大臣の確認 手続について」(平成17年3月 11日付け16消安第9574号農林 水産省消費・安全局長通知) に基づき、動物由来たん白質 及び動物性油脂の製造事業場 及び輸入業者の検査等を実施 する。		<定量的指標> ◇大臣確認検査実施 率:100%(処理 件数/申請受付件 数)	<主要な業務実績> イ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し、農林水産大臣に報告した。 【実施率100%(63/63)】	<評定と根拠> 評定: B 根拠:動物由来たん白質及び 動物性油脂を製造する事業場 及び輸入業者への検査等に対 する実施率は100%であり、 計画における所期の目標を達 成している。	②イ 動物由来たん白質及 び動物性油脂を製造する 事業場並びに輸入業者へ の検査について、63 件 実施し、実施率は 100 % であることから、事業計 画における所期の目標を 達成していると認められ る。(評定:B)
③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第 13 条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品(ペットフード安全法第 12 条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から 15 業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後35業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品(ペットフード安全法第12条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。 なお、集取品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の	<定量的指標> <立入検査に係る結果報告標準処理期間内(立入検査を)を業務日のでは、集取品の試験には試験が終了した日から15業務日以内)の処理率:100%(報告件数/立入検査等件数)	<主要な業務実績> ③ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査については、 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査61件について立入検査終了後25業務日以内に、同条の規定に基づく集取品110件(ペットフード安全法第12条の規定によるものを含む。)の試験結果について試験が終了した日から15業務日以内に、農林水産大臣に報告した。なお、基準・規格等に抵触する事例等はなかった。 【処理率100%(171/171)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理 率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 愛玩動物用飼料の立入 検査等業務について、立 入検査を61 件及び立入 検査における集取品の検 査を110 件実施し、標準 処理期間内の処理率は 100%であることから、事 業計画における所期の目 標を達成していると認め られる。 (評定: B)

	方法等の改善について、専門的知見				
	から技術的指導及び情報の提供を行 う。				
飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる	④ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格 の設定に資するため、飼料及び愛 玩動物用飼料の安全確保に関する 必要性を勘案して、以下に掲げる	<定量的指標> ◇実施率: 100% (達成件数/要請 件数)	<主要な業務実績> ④ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、以下を実施した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:基準・規格等の妥当性 調査及び農林水産省の要請に 応じて薬剤所性菌発現モニタ リング調査で分離した菌株の	④ア 農林水産省から要請 のあった飼料及び飼料添 加物の基準・規格及びそ の検討資料の妥当性の調 査について3件、耐性菌 発現モニタリング調査に
検査等を実施する。 ア 農林水産省が行う飼料及び 飼料添加物の基準・規格の検 討に当たり、それらの基準・ 規格及び検討資料の妥当性の 調査を農林水産省の要請に応 じて実施する。	検査等を実施する。 ア 飼料及び飼料添加物の基準・ 規格の検討に当たり、農林水産 省の要請に応じてそれらの基 準・規格及び検討資料の妥当性 調査を実施し、その結果を農林 水産省に報告する。		ア 農林水産省から要請のあった飼料等の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について次のとおり実施した。 ・塩酸 L-ヒスチジンの成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。 ・ギ酸(水酸化ナトリウム混和製剤)の成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。 ・繊維崩壊力試験法について、試験法に規定されたろ紙が販売されていないため、市販ろ紙による代替試験法を検討し、その内容を農林水産省に報告した。	保管及び妥当性確認の実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	ついて 3 件実施し、実施率は 100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 (評定: B)
			以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。		
また、家畜用抗菌性物質等の家 畜衛生及び公衆衛生上のリスク評 価及びリスク管理に資するため、 と畜場及び食肉処理場において実 施する薬剤脈性菌のモニタリング 調査等を、農林水産省の要請に応 じて実施する。	また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤脈性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。		また、薬剤耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省からの次の要請に応じ、適切に実施した。 (腸球菌 (菌株) の引継ぎ) ・令和 2 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 ・令和 3 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 (妥当性確認) ・令和 3 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が薬剤感受性試験を実施するに当たり、現地確認を実施		
			する代わりとして、当該試験の妥当性確認を要請され、試験を実施し、結果を農林水産省に報告した。 (バンコマイシン耐性株の確認試験) ・令和元年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で、委託事業者が分離・凍結保存し、令和2年度の感受性試験でバンコマイシン耐性を示した腸球菌1株について、再同定及び再感受性試験の実施を要請され、試験を実施し、結果を農林水産省に報告した。 【実施率100% (6/6) 】		
イ 農林水産省が策定する「令和3 年度食品の安全性に関する有害化 学物質のサーベイランス・モニタ	イ 農林水産省が策定する「令和3年 度食品の安全性に関する有害化学物 質のサーベイランス・モニタリング	<定量的指標> ◇検査等実施率: 100%(実施件数/要	<主要な業務実績> イ 飼料中の飼料添加物、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及	<評定と根拠> 評定: B 根拠:飼料のモニタリング検	④イ 飼料のモニタリング 検査について、実施率は 100%であることから、事

を実施する。 また、調査 により調査 ないてお、前年度 な、前年度 ームページ 【重要度:高】 ④のイの業務 う食品安全に関いて、サーベイ グ年次計画により り入れた科学に	林水産省からの要請 対象とされた項目に 査等を実施する。 れらの検査等の結果 分を取りまとめ、ホ に公表する。 Sは、農林水産省が行 計するリス・モニタリ、食 ランス・モニタム、食 スクアナリシスを取 よスクアナリシスを取 は基づくたかの推進に データとなることか	年次計画」に基づく検査等を実施する。 また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、 検査等を実施する。 なお、これらの検査等の結果 は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。	清件数)	びサーベイランス・モニタリング計画等に基づく検査等については、過去の検査実績、汚染実態等を踏まえた項目を選定し、延べ813点のサンプルについて実施した。(表1-1-(3)-2参照) 【実施率100%(1/1)】 モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況は、四半期ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応のため立入検査が制限されたことを受け、事業者に対しサンプリング方法を指導した上で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステム(令和2年度に導入)について、提供業者を拡大し、延べ132点のサンプルを確保した。	査の実施率は 100%であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応が求められる中で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステムについて提供業者を拡大するなど計画における所期の目標を達成している。	業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
安全確保を とする検査 するためい 17025 認定 かび毒の記 物由来 DVA 一般要求事	産省が行う飼料等の と推進する上で必要 近分析の品質を保証 こ取得した ISO/IEC (とうもろは 機とでし中の 検出法) につしいで 検出法) に合し認定試 ての体制を維持す	ウ 安全性確保に関する分析業務を実施するに当たり取得したISO/IEC 17025認定(とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法) について、ISO/IEC 17025 に関する各種研修を充実させ、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	<定性的指標> < ISO/IEC 17025 ~の 適合性の維持	〈主要な業務実績〉 ウ 本部の飼料部門において取得した ISO/IBC 17025:2017 認定 (とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出試験) について一般要求事項への対応を適切に行って試験の信頼性を確保するために、担当職員を対象に ISO/IBC 17025:2017 の要求事項に関する研修を受講 (5 名) させるとともに、手順書に基づく内部の教育訓練を行って担当職員の力量管理を行った。また、サーベイランス審査 (令和 3 年 9 月 27 日) までに不確かさ評価の更新等を完了させ、内部監査を実施して全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を行うためのマネジメントレビューを着実に実施し、認定機関によるサーベイランス審査を受け、認定試験所としての体制を維持した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 飼料部門では違反飼料の流通防止のため、迅速な試験結果の確定が必要とされており、再試験や機器故障時にセンター間で連携して試験を実施している。令和3年度は、全国の飼料部門で分析の信頼性確保のため、とうもろこし中のかび毒試験について、本部認定試験所と同一のマネジメントシステムによるISO/IBC 17025:2017への自己適合宣言に関する、次の取組を実施した。 ・高度な専門知識を要する不確かさの評価は、認定試験所で実施している算出方法を地域センターへ共有した。また、定期的な妥当性確認や不確かさの再評価等も本部を中心に計画して全国で統一的に実施することで、認定試験所と同じ技術レベルの構築と効率的な運用を図った。 ・各地域センターでは、要員が限られている中で、立入検査やMP確認検査等の業務を遂行しながら、標準作業書整備や精度管理への取組を実施した。 ・自己適合宣言のための内部監査実施時期に新型コロナウイルス感染が全国的に拡大したため地域センターに一部の資料を提出させ事前に確認することにより、感染の落ち着いた時期にタイミング	<評定と根拠> 評定: A 根拠: 本部の飼料部門において取得した ISO/IEC 17025:2017 認定について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持していることに加え、全国の飼料部門で認定試験所と同じ体制を確立させたことは分析の信頼性をより向上させるものであり、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	(4)ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要を全確保を推進するために取得というに対している。 はいいて、引き続き適合性を維持している。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は

			を見極めながら全センターの内部監査を短時間で実施した。 これらの取組の結果、全国の飼料部門で認定試験所と同じ体制が 確立し、札幌センターでは令和3年6月8日に、仙台、名古屋、神 戸及び福岡センターでは令和3年12月21日に自己適合宣言を行い、 飼料部門における分析の信頼性をより向上させた。		
⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の 規定に基づき特定飼料等の安全確 保を図るため、特定飼料等のうち 飼料添加物の検定及び表示の業務 については、申請を受理した日か ら20業務日以内に終了する。	⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の 規定に基づき特定飼料等の安全確 保を図るため、特定飼料等のうち 飼料添加物の検定及び表示の業務 については、進行管理を適切に行 い、申請を受理した日から20業務 日以内に処理する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内 (20業務日以内) の処理率:100% (標準処理期間内 処理件数/申請件 数)	<主要な業務実績> (3) 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請 68 件について受理した日から 20 業務日以内に全て処理を行った。 【処理率 100% (68/68) 】 なお、飼料に係る申請はなかった。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理 率は100%であり、計画における所期の目標を達成してい る。	⑤ 飼料添加物の検定及び表示について、申請のあった 68 件を実施し、標準処理期間内の処理率100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)
⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘索して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。	⑥ 工程管理及び品質管理等に関する 検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設 備、製造管理の方法等に関する検 査等については、飼料の安全確保 に関する必要性を勘案して、以下 に掲げる製造・品質管理の高度化 に関する検査、指導等を実施す る。	<定量的指標> ◇実施率:100%(実 施件数/申請等件 数)	<主要な業務実績> ⑥ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を実施した。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:標準処理期間内の処理 率及び輸出飼料・エコフィー ドに関する製造状況の確認の 業者からの依頼に対する実施 率は 100%であった。加え て、新型コロナウイルス感染 拡大により、資格要件として	⑥ア 申請のあった検査について、抗菌剤 GMP ガイドライン 6 件、GMP ガイドライン 97 件、動物由来たん白質、ペットフードの製造事業場 22 件、輸出検疫証明書発行等のための検査を 15 件、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行に関す
ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。 (f) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)	ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。 (の 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤(MPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドラ		ア次の申請等に対する検査等を実施した。 (7)「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下「抗菌剤 (MP) ガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範 (MP) ガイドライン」(以下「MP ガイドライン」という。)に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請 103 件 (抗菌剤 (MP ガイドライン 6 件、(MP ガイドライン 97 件) について受理した日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場をホームページに公表した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 (MP ガイドライン適合確認の現地検査要員は、農林水産省畜産局が	いた研修が開催されなかったことから、若手職員及び他部門からの異動者が飼料検査職員になれず、GMP ガイドライン適合確認に係る現地検査要員不足が発生していたため、検査要員の養成システムを変更し、若手職員及び他部門からの異動者を育成することにより、現地検査を確実に実施するなど、計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	る手続き規程」に基づく 検査4件及びエコフィー ド認証制度の検査7件実施し、実施率100%であり、事業計画における所 期の目標を達成している と認められる。 なお、審査員を増やす 取組について、審査員の 資格要件である中央高産 研修は令和2年度から既 に中止しており、令和3 年度に教育訓練手順書等 を改正し、FAMICが実施 していた既存の研修を見
(MP カイドフイン) という。) に基づく申請に応じて、飼料及 び飼料添加物の製造事業場にお ける製造基準等への適否の確認 検査等を実施し、申請を受理し た日からそれぞれ50業務日以内 に検査を終了するとともに、そ の結果を公表する。	イン」という。)に基づく申請に 応じて、飼料等の製造事業場の 検査等を実施し、製造基準等へ の適否の確認の申請に係る検査 については、業務の進行管理を 適切に行い、申請を受理した日 からそれぞれ50業務日以内に検 査を終了し、製造基準等への適 否を確認し、その結果を公表す		実施する中央畜産研修を受講することを要件としていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当該研修が2年連続で中止となり、若手職員や他部門から異動してきた職員が現地検査を行うことができず、特定の者へ業務が集中し、現地検査の要員が不足する事態となっていた。 このため、教育訓練手順書等を改正し、「新任者内部研修」の受講を新たに資格要件として認め、Web会議システムを活用して本研修を実施し、11名の現地審査要員を育成した。さらに、要員の不足している地域センターへ延べ3名の応援要員を派遣するなどして現地検		直し、資格要件としたことについて、評定を一段階引き上げるほどの取組とは認められない。(評定: B)

	పే.	査を実施した。 なお、「新任者内部研修」の実施に当たっては、中央畜産研修講習 の講師を経験した職員が当該研修を踏まえたテキストを作成し、講 習を実施した。	
(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止 に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等 の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第 4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者 からの申請等により、動物由来 たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、そ の結果を公表する。	万全を期する観点から「ペット フード用及び肥料用肉骨粉等の 当面の取扱いについて」(平成 13年11月1日付け13生畜第4104 号農林水産省生産局長、水産庁 長官通知)に基づき、業者から の申請等により、動物由来たん 白質及びペットフードの製造事	(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場 22 箇所からの申請に応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場 22 箇所をホームページに公表した。	
(ウ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に調査を終了する。	(ウ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等に関する調査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。	(ウ) 特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者の登録等に係る申請はなかった。	
(エ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。	(エ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。	(エ) 農林水産省からの依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出 証明書の発行に関する手続き規程」(令和2年4月1日付け財務 大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく検査を4件、 飼料等を輸出する業者からの依頼に応じた動物検疫所の輸出検疫 証明書発行等のための検査を15件実施した。	
(វ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて調査を実		(オ) 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきエコフィード認証制度に係る製造基準等への適否を確認する検査7件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。	

施し、製造基準等への適否を確認する。 【重要度:高】 ⑥のアの業務は、事業者による GMP 及びHACCP に基づく製造工程管理 により食品の安全を確保する仕組み が国際的な考えとなっている中で、 我が国のフードチェーンの一端を担 う飼料事業者への GMP 導入拡大、取 組促進につながり、飼料の効果的・ 効率的な安全確保に資する。また、 輸出用飼料等に係る調査は国が促進する輸出拡大に寄与することから、 重要度が高い。	頼に応じて製造基準等への適否を確認する。		【実施率 100%(151/151)】		
イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。 (7) 飼料等関係事業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第332号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。	イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。 (7) 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。	<定性的指標> ◇研修及び技術的助言等の実施状況	<主要な業務実績> イ 飼料等関係事業者を対象に、次の研修を開催した。 (7) 飼料等製造業者を対象として受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を e-ラーニング (参加者 92 名)を用いて開催した。 【特筆事項等について (創意工夫等)】 新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するため、昨年度までの5 日間にわたる大会議室での集合形式の講習会をやめ、e-ラーニングを用いた講義と集合形式による試験のハイブリッド形式での講習会に変更した。 e-ラーニングを用いた講義は、理解を促すために動画を作成した。分析に関する講義についても実際の分析操作を撮影し、操作のポイントをわかりやすく解説する動画を作成するとともに、定量計算のレポートを提出させるなど実習に近づけるよう創意工夫した。集合形式で実施する修了試験は、パーティションの設置や検温、体調不良者のための別試験室の準備など感染防止対策をとりながら実施した。 これらの取組により感染リスクを低減させながら飼料製造管理者の設置義務を達成するための機会を確保した。	〈評定と根拠〉 評定: A 根拠: 飼料等関係事業者を対象に開催する講習会及び研修 並びに都技術的助言及び研貨 機関への技術的助言及び係者 検定機関の検定業務に係る分析技術の維持状況の確認等係 実施する中で、飼料等関習コー 大時ではいて、新型コープにするため、e-フーレーナウイルス感染拡大防止にグラーとで、受別、果的・効率的な執行を図るよど目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	イ 飼料等関係修及び技術的助言について、飼料等関係を及び技術的助言について、飼料会ので、飼料会ので、飼料会ので、食品をおいて、自然を表すがある。 なお、昨年度の GMP ガイドラインがで、自然を表するで、なお、で、自然を表すが、ない、一、は、一、ない、で、自然を表すが、で、自然を表すが、で、自然を表すが、で、自然を表すが、で、自然を表すが、ままが、自然を表すが、ままが、自然を表すが、もののは、ままが、もののは、もののは、ままが、もののは、もののは、ままが、もののは、ままが、もののは、ままが、もののは、ままが、もののは、ままが、もののは、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、まま
また、飼料等関係事業者を対象に、OMP ガイドラインに記載された研修を開催する。	(イ) 飼料等関係事業者を対象に、 GMP ガイドラインに係る研修を 開催する。また、飼料等の有 害物質に関する情報を輸入業 者及び製造業者に対して定期 的に発信するとともに、飼料 等が原因となって食品の安全 確保に問題が生じるおそれが		(イ) 飼料等関係事業者を対象として、CMP ガイドラインに係る研修を 昨年度に引き続き e-ラーニング(参加者 972 名)で開催した。 さらに、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業 者に対し、定期的な情報発信を8回実施した。		·Jo (BT/E · A)

	to a felt on BET for min and the little	ı	1	1	ı
	ある等の緊急時には、農林水 産省の指示の下、関連業者に 情報を速やかに提供する。				
(イ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力を行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。	(労) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力を行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持向上を確認し、必要により技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持の維持・向上を図る。		(ウ) 飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験について、農林水産省からの要請により試料調製や統計解析に係る技術的助言及び協力を行った。その統計解析結果を取りまとめ、試験に参加した飼料等製造業者等(168 試験室)及び都道府県飼料検査指導機関(35 機関)に対し技術的助言を行った。また、登録検定機関5機関(6事業所)については、試験の実施により検定業務に係る技術の維持状況を確認した。以上の対応について、農林水産省に報告した。		
そのほか、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等が行う登録検定機関に対する指導等について技術的な部分に係る助言を行う。	そのほか、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等に対する技術的な部分に係る助言を行う。		そのほか、検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、 農林水産省の依頼に基づき、地方農政局等が行う登録検定機関 4 機 関(5 事業所)への調査に同行して助言を行った。		
	ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にCMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。		ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化する ため、業務に従事する職員に対し GMP・HACCP 等に関する研修を 10 回、延べ20名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。		
⑦ 国際関係業務 動物衛生及び人獣共通感染症に 関する国際基準を策定する国際制度 事務局 (OIE) コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行うとともに、活動に関する報告書をOIEへ提出する。また、国際標準化機構(ISO)の	⑦ 国際関係業務 ア 動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 (ア) 飼料の安全確保のために開	<定性的指標> ◇飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施	<主要な業務実績> ⑦ ア 国際獣疫事務局のコラボレーティング・センター (OIE-CC) として、技術の標準化・普及等に協力するため、次の取組を行った。 (7) 飼料研究報告の要旨 (9 月) 及び令和元年度特定添加物検定	<評定と根拠> 評定: A 根拠:計画のとおり、情報の発信・共有等を実施したこと、国際標準化機構(ISO)の動物用飼料分科委員会(TC34/SCIO)の国内審議団体として国際標準作成に関する活動をしたことに加え、オンラインによる飼料安全のワー	① 国際関係業務として、 OIE コラボレーティング・センターとして情報 発信、国際標準化機構の 動物用飼料分科委員会の 国内審議団体として国際 標準作成に関する活動を 実施している。 さらに、OIEアジア太平 洋事務所にオンラインに

結果 (3 月) について英訳し、ホームページを通して国内外に発

信した(計2回)。また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関

する省令の英訳を進め、順次ホームページへ掲載した。

クショップ及び技術研修を実

施して、アジア太平洋地域の

飼料安全に貢献でき、さらに にワークショップも実施

よる技術研修を提案し、

実施するとともに、同時

動物用飼料分科委員会(TC34/SC10)

の国内審議団体として、国内の意見

発・改良した分析法の情報やハ

ザードに関する情報を海外に発

集約等の国際標準作成に関する活動を行う。	信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。 (イ) コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書を OIE へ提出する。 (ウ) 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。	 (イ) 2021年の活動に関する報告書を作成し、OIE本部に提出した。 (ウ) OIEアジア太平洋事務所と共催でThe 3rd OIE Regional Workshop on Animal Feed Safety / FAMIC Virtual Training on Heavy metals (11月26日)をオンラインで開催した。 また、日・タイ経済連携協定に基づくオンライン研修において、飼料中の抗生物質分析等の講義を行った。 	参加者から高い評価を得たことは、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	したことは、アジア太平 洋地域の飼料分析技術を 向上させるなど、飼料安 全の向上に貢献した。 これらのことから、目 標の水準を上回る成果が 得られていると認められ る。(評定: A)
		【特筆事項等について(創意工夫等)】 ラボネットワーク参加国に対し令和2年度に実施したアンケートにおいて希望が多かった重金属等をテーマとして、令和3年度にアジア各国のニーズに合わせた基準値設定方法や分析法の研修の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大による国内への入国制限等によりハンズオンによる分析技術研修の実施が困難となった。そのため、ラボネットワーク参加者に対するオンラインによる研修の実施を0IEアジア太平洋事務所に提案したところ、研修と同時に飼料安全に係るワークショップの開催を打診されたことから、ワークショップと重金属等の研修をオンラインで同時開催した。その結果、ラボネットワーク参加国以外からも参加があり、18名(9か国)に受講証明書を発行した。また、オンラインでの研修に当たり、研修用のビデオを作成し、講義を実施した。当該ビデオについてはワークショップ資料としてのIEのホームページに掲載し、繰り返しの視聴を可能とした。これにより、アジア太平洋地域の飼料分析技術の向上だけでなく飼料の安全管理の全体像についても知識を共有し、アジア太平洋地域の飼料安全に貢献できた。なお、オンラインによる当該技術研修については、実施後の参加者からのアンケートで高い評価(全体的に非常に優れており、ビデオを見ることでラボをアップグレードするための手順を学ぶことができた等。)を得た。		
	イ 国際標準化機構 (ISO) の動物用 飼料分科委員会 (IC34/SCI0) の国内 審議団体として、外部有識者等か らなる委員会を設置し、国内の意 見集約等の国際標準作成に関する 活動を行う。	イ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO) の動物用飼料分科委員会 (IC34/SC10) の国内審議団体として 以下の国際標準作成に関する活動を行った。 国際規格策定案件に対応するため、外部有識者からなる国内対策 委員会を設置し、国内の意見集約を実施した。 国内対策委員会については、委員からメールにより意見集約することで対応した。 ISOにおいて改正が検討された規格について、17規格のプロジェクトに参画し、ISOの規格改正に貢献した。		
⑧ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請により、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに	⑧ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請こより、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物	<主要な業務実績> ⑧ 農林水産省から要請のあった飼料分析基準に関する試験法等(8 課題)に係る開発及び改良を実施し、その結果を農林水産省に報告した。また、飼料等の安全確保上必要な課題については、2 課題を選定、実施した。これらの成果について、外部有識者から成る委員会	<評定と根拠> 評定: A 根拠: 農林水産省から要請さ れたものを含め、計画した	⑧ 飼料及び飼料添加物の 検査等に関する調査研究 について 9 課題実施し、 外部有識者を含めた委員 会において、S評価 1 課

愛玩動物用飼料等の検査法の制定に
関する試験法等の開発及び改良を実
施する。

また、飼料等の分析技術の進歩等 に伴う分析法の改良などの飼料等安 全確保上、必要な課題を選定し、1 課題以上実施する。

これらの課題については、その 取組状況、結果等について、外部 有識者の評価を受ける。 用飼料等の検査法の制定に関する試験 法等の開発及び改良を実施し、その結 果を報告する。

また、飼料等の分析技術の進歩等に 伴う分析法の改良などの飼料等安全確 保上、必要な課題を選定し、1課題以 上実施する。

これらの調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。

(令和4年2月28日開催) において評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照)

調査研究業務で得られた成果を公表するために、「飼料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和3年9月30日)するとともに公開調査研究発表会(令和3年11月11日)で成果の普及に努めた。

【特筆事項等について (創意工夫等)】

今後の調査研究業務の充実に向けた人材育成及び共同研究、受託分析等の自己収入源の情報収集のため、農研機構食品研究部門に職員を駐在し、取組を進めた。研究者との意見交換を通じてFAMICのプレゼンスを高めたことにより、将来的な共同研究の提案を2機関から受けるに至った。

課題に全て取り組み、外部 有識者による評価(複数年 計画の1課題を除く)はS評 価1課題、A評価6課題、B 評価2課題であった。また、 新たに、今後の人材育成及 び共同研究実施に向けた取 組を農研機構への職員駐在 により実施した。外部更独 者による評価が高く、 もなる技術力向上への取組も始 めたことから、目標の水準を 上回る成果が得られていると 認められる。 題、A評価6課題、B評価2課題のである。

さらに、今後の人材育成及び共同研究実施に向け農研機構へ職員を駐在させ、将来的な共同研究 の提案を2機関から受けるなど、今後の飼料の安全性確保の向上に向けた取組みを推進している。

これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。(評定: A)

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
第1-2-(1)	品表示の監視に関する業務									
業務に関連する政策・施策			センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号 食品表示法(平成25年法律第70号) 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)							
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】 ②のア 食品表示法に基づく立入検査等業務		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069							

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット(アウ	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報										②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値	29年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
① 農林水産省からの緊急要請業	実施率	100%(報告件数/要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	100% (1/1)	予算額(千円)	1, 267, 864	1, 258, 027	1, 402, 620	1, 504, 078	1, 464, 993		
務								決算額(千円)	1, 353, 072	1, 338, 436	1, 408, 147	1, 424, 798	1, 414, 041		
②ア 食品表示法に基づく立入検	3業務日以内	100%(標準処理期間内報告	100%	100%	100%	100%	100%	経常費用(千円)	1, 407, 542	1, 433, 667	1, 445, 593	1, 397, 202	1, 390, 462		
查等業務(立入検査)		件数/立入検査等終了件数)	(29/29)	(35/35)	(30/30)	(23/23)	(26/26)	経常利益(千円)	20, 127	17, 390	36, 950	86, 673	51, 732		
②イ 食品表示法に基づく立入検 査等業務(行政部局要請検査)	報告処理率	100%(報告件数/調査終了件数)	100% (5/5)	100% (8/8)	100% (10/10)	100% (3/3)	100% (2/2)	行政コスト(千円)	1	-	2, 553, 224	1, 406, 655	1, 400, 443		
③ 食品表示の科学的検査業務 (原産地表示検査)	原産地表示検査 の実施率	100%(実施件数/2,400件)	2,558件	2,474件	2,504件	2,489件	2,502件	行政サービス実施コ スト(千円)	1, 460, 579	1, 495, 399	-	-	-		
④ 食品表示 110 番等対応業務(関係部局への回付)	実施率	100%(回付件数/情報提供)	100% (33/33)	100% (14/14)	100% (24/24)	100% (12/12)	100% (19/19)	従事人員数	136	136	134	136	136		
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の 実施状況	_	18課題	18課題	18課題	13 課題	13 課題								

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

. 各事業年度の業務に係る目標、計画、			法人の業務実績・自己評価		27 LT = 1. 7 = 1.
年度目標	事業計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	主務大臣による評価
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 (1) 食品表示の監視に関する業務食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示基準に関する検査等業務を行う。	(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務の 実施に当たっては、加工食品の原 料原産地の義務表示の対象拡大に 対応するため、新たな品目の産地 判別技術の開発に取り組むほか、 製造業者に対する検査能力の向上 に必要な取組を行う等の創意工夫 により改善を図り、効果的かつ効 率的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○食品表示の監視 に関する業務 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: A 根拠: ◇小項目 4 (項目) ×3点 (A) + 小項目 2 (項目) × A:基準点 (12) ×12/10 ≦ 各小項目の合計点 (16) 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する 〈業務の評価〉 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、業務の実施を計画の所期の目標を全て達成した。加えて、①FAMIC の科学的知技術の開発に始まり、モニタリング検査、立入検査を経て農林の対応、②あさりについて、農林水産省の実態調査と連携した科学的知見の提供に関する要請への対応、③分析の。排出削減、うゆの新たな分析技術の開発・導入、④新型コロナウイルス感開調査研究発表会をオンライン開催への変更等により、食品の者の需要に即した食品の生産の振興に貢献した。	する。 一部制限したが、指標を含め事業 見を生かしたスルメイカの種判別 水産省の措置につながった事案へ 分析並びに熊本県からの分析及び 分析時間の短縮等を目指したしよ 染対策及び参加者拡大のため、公	評定 A <評定に至った理由> 6の小項目のうち、Sが項目、Aが3項目、Bが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。 ※Aの基準点)×12/10=144点< 各小項目の合計点(1項目×4点+3項目×3点+2項目×2点=17点)具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12 条の規定に基づき調査、分析又は 検査を緊急に実施するよう命令が あった場合その他緊急に要請があ った場合には、最優先で組織的に 取り組み、必要な調査、分析又は 検査を実施し、その結果を速やか に報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12 条の規定に基づき調査、分析又は 検査を緊急に実施するよう命令が あった場合その他緊急に対応すべ き課題が生じた場合は、最優先で 組織的に取り組み、必要な調査、 分析又は検査を実施し、その結果 を速やかに報告する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告件数/要 請件数)	<主要な業務実績> ① センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について対応を行った。 【処理率100%(1/1)】 【特筆事項等について(創憶工夫等)】 FAMIC のあさりの産地判別に関する科学的知見が活用された農林水産省の「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査」の結果、熊本県産と表示されたあさりのほとんどが「外国産あさりが混入されている可能性が高い」との実態が公表され、以降、熊本県の農林水産物全般の信頼を大きく揺るがす社会的な反響が全国的に広がった。 熊本県は、これに対応するため、県知事から農林水産大臣に対して「アサリの産地偽装対策に関する緊急要望」が行われ、これを受けた農林水産省から FAMIC に対し、研修等によりあさりの産地判別に関する科学的知見の提供を熊本県に対して行うよう要請があった。 このため、最優先に取り組むべく熊本県の要望を聞き取り、研修内容の精査、研修資料の作成等を短期間で行い、FAMICに派遣された熊本県職員に対する実験操作を含む研修等により、FAMIC が行っているあさりの検査方法を提供し、その旨を速やかに取りまとめ、農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:農林水産省からの要請に 対し最優先で取り組むため、研修準備を迅速に行い、熊本県職 員に対して FAMIC のあさりの産 地判別に関する科学的知見をき め細かく提供した。社会的な反 響のあったあさりの産地偽装を 防ぐ取組に対する緊急かつ組織 的な対応により、熊本県の要請 にも沿う内容の技術移転を達成 し、計画における所期の目標を 上回る成果が得られていると認 められる。	① 農林水産省からの緊急 命令等業務にかいて1 作ら 実施し、対する報告の の要請に対する報告。 を対けるをは100 %である。 を対けるをは100 %である。 なお、あさりの技術移転に関して、 を実計で要請後、8 を実的の技術移転を出りの技術移転を出りのである。 を実計の要請をして、ののは、100 である。 を実施をでいて、ののは、100 である。 は大きにの産産地判別体制の確立をは、の産といるをは、の産といるのでは、100 である。 は大きくの産地判別体制の確立をは、の産にはるよるをは、の産とに、の産がは、100 であるといった。 は大きくの産がは、100 であるというでは、100 では、100 では、1
② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等 については、農林水産大臣の指示	② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査等について	<定量的指標> ◇標準処理期間内 (3業務日以 内)の報告処理	<主要な業務実績> ② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適正に実施した。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:立入検査等については、 農林水産大臣の指示に従い適正	②ア 立入検査等について、農林水産大臣の指示に従い適正に実施し、標

及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。 【重要度:高】 ②のアの業務は、食品表示法に基づき農林水産大臣の指示の下で実施するものであり、かつ食品の不適正表示の疑義を速やかに解明するために欠くことができず、食品表示制度の信頼性の確保のためには必要不可欠であることから、重要度が高い。	は、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに農林水産省から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	率:100%(標準 処理期間内報告 件数/立入検査 等終了件数)	ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を 26 件 (77 事業所・延べ136回) 実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。このうち、11 件 (53 事業所・延べ67回) については、加工食品の新たな原料原産地表示への対応状況等を確認するため、農林水産省と連携した立入検査等を実施した。【処理率100% (26/26)】 立入検査等に対応した科学的検査60 件実施し、疑義解明に貢献した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 スルメイカが不漁との情報からの気づきにより、イカ類の種名表示の偽装の可能性を予見、平成30 年度からの調査研究において新たにイカ加工品の種判別技術を開発し、短期間で試験室間試験を行い、実用化した。 実用化した技術を用いてモニタリング検査を行い、複数の商品から表示の疑義を検出した。 疑義を受けて実施した立入検査においても、事業者に対する的確な質問、資料等の検証、早期の報告等主体的な役割を果たして疑義の解明に結びつけ、令和3年度には、農林水産省により2件の事業者に対する指示・公表が行われた。	に実施し、標準処理期間内の報告処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。また、スルメイカの事案では、調査研究業務での種判別技術の開発に始まり、モニタリング検査、立入検査と一連の食品表示の監視業務が有機的に結びついて、農林水産省の措置及び表示の適正化に結びつけることができた。以上のことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	準処理期間内の報告処理率は100%である。 さらに、スルメイカの事案では、スルメイカの不漁の情報から偽装の可能性を予見し、平成30年から判別技術の開発し、実用化をしたことで、令和3年度の農林水産省の処置及び表示の寛正化に結びついており、食品表示制度の信頼性の確保に貢献した。 これらのことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。(評定: A)
イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	イ 行政部局の要請による事業所等 への調査については、適正に実施 し、調査終了後は調査結果を取り まとめ、要請者に対し報告する。	<定量的指標> ◇報告処理率: 100%(報告件数 /調査終了件 数)	<主要な業務実績> イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。 ・農林水産省からの依頼に基づく任意調査1件(1事業所・延べ1回) ・都道府県からの要請による協力調査1件(4事業所・延べ7回) 【処理率100%(2/2)】 なお、協力調査時に入手した原料等について、都道府県等からの依頼に基づき、科学的検査を1件実施した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を 達成している。	②イ 行政部局の要請による事業所等への調査について、2 件実施し、報告処理率は100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)
③ 食品表示の科学的検査業務表示監視行政への支援機能を強化するため、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を実施する。検査品目に関しては、農林水産省関係部局と調整し、緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関しては、原産地表示等の検査を重点的に行う。 過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示検査の実施に当たっ	③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強 化するため、農林水産省関係部局 と連携の上、検査対象の重点化に 取り組み、食品関連事業者により 販売される食品のモニタリング検 査及び表示監視関係行政機関等か らの検査要請に的確に対応した検 査を以下のとおり実施する。 検査の結果、疑義が認められた 場合には、検査結果を農林水産省 関係部局等に速やかに報告する。 ア 検査対象の重点化では検査品目	<定量的指標> ◇原産地表示検査 の実施率:100% (実施件数 /2,400件)	〈主要な業務実績〉 ③ 食品表示の科学的検査業務 食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を6,153件実施した。(2,502件(原産地表示に関する検査)+259件(遺伝子組換え表示に関する検査)+3,392件(品種判別その他の検査)=6,153件)。 なお、検査の結果、疑義が認められた127件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。 ア 緊急事態宣言、自宅待機等により、買上げ、分析等の制約を受けたことから、検査の重点化対象である原産地表示及び遺伝	<評定と根拠> 評定: A 根拠:新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響により業務の制限をせざるを得ない状況の中で、原産地表示に関する検査は所期の予定件数を上回った。加えて、あさりにおける農林水産省の実態調査、熊本県からの分析要請等に的確に協力したことや、地域センターが創意工夫したしようゆの効率的スクリーニング法の開発及び導入といった不断の業務改善及び効率化に	③ 食品表示の科学的検査について、原産地表示検査を 2,502 件実施し、実施は 104 %である。 さらに、あさりの実態調査にあっては科学的分析により「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果」の公表に貢献した。加えて、令和 2 年度のみその分析法に引き続き、しょうゆの保存料の分析にあっては新たに効

ては、原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、直近3年間の目標件数の水準を維持する。

検査の結果、疑義が認められた 場合には、検査結果を農林水産省 関係部局等に速やかに報告する。 に関して、農林水産省関係部局と 調整して緊急度及び重要度の高い ものを重点化し、次の検査を行 う。

(7) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい、あさり、うなぎ加工品等の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつ、きめ細かく行い、2,420件以上の検査を実施する。

また、新たに開発され有効性が 確認された判別手法を積極的かつ 適切に検査に利用する。

(イ) 消費者の関心が高い遺伝子組 換え表示に関する検査について は、商品ごとの流通実態を勘案し て効果的に検査対象品の選定を行 い、豆腐、油揚げ等の検査を、 250件以上実施する。

なお、検査の結果、必要に応 じて製造業者、流通業者等に対す る分別生産流通管理の実施状況等 の調査を行うとともに、原料とし て使用された農産物の入手に可能 な範囲で取り組み、遺伝子組換え 体の混入率について検査を行う。

イ 食品のモニタリング検査では、 農林水産省が行う社会的検証への 支援を強化するため、検査対象と する生鮮食品及び加工食品の一部 について、検査品目の選定及び買 上げを農林水産省と連携して行い、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容 の充実に取り組むとともに、分析 疑義が判明した時点で速やかに買 上げ及び検査を追加実施して疑義 の継続性・広域性等の確認を行う 取組等によるモニタリング検査の 機動性向上に引き続き取り組む。 子組換え原料の検査を優先して検査予定の組替を柔軟に行いつ つ、農林水産省関係部局と調整して検査品目を緊急度及び重要 度の高いものに重点化し、次の検査を行った。

(7) 原産地表示に関する検査については、検査対象品目及び検査時期の選定を適切かつきめ細かく行い、2,502 件の検査を実施した。

なお、あさりについては、農林水産省が行った広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査での入手品に対してDNA 検査を50件行い、このうち熊本県産と表示されたあさりの31件中30件において、外国産あさりが混入されている可能性が高いとの結果を農林水産省に報告を行った。これまで指摘されていた熊本県のあさりの漁獲量より、流通している熊本県産表示のあさりが多いという矛盾について、今回の実態調査による検証によりその実態の見える化に貢献した。(表 1-2-(1)-1参照)

【実施率:104.3%(2,502/2,400)】

(イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品 ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行 い、豆腐、油揚げ等の検査を行った。

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの については分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとと もに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体 の混入率等について検査を行った。

これらの遺伝子組換え表示に関する検査を合計 259 件実施した。

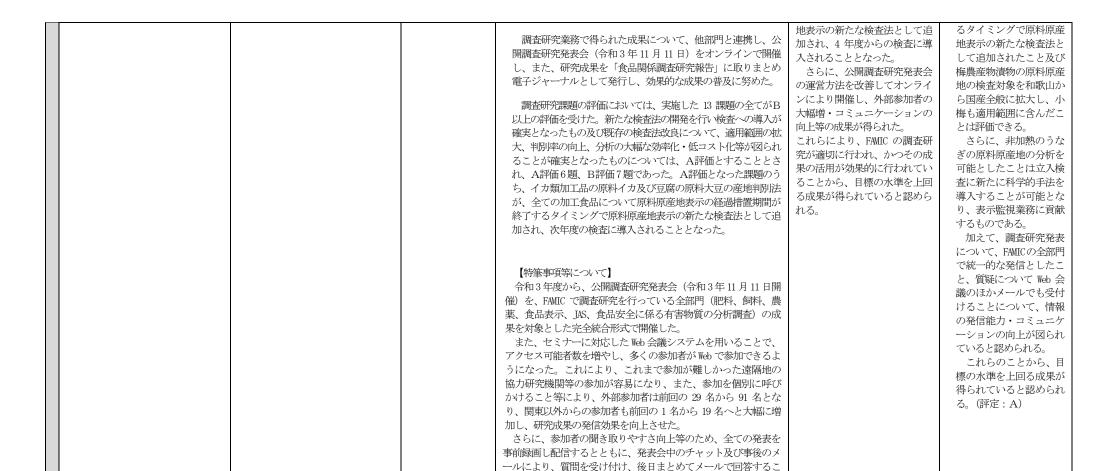
なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適 切な管理が認められた案件はなかった。

イ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、同省 と連携して実施する検査については、緊急事態宣言の影響を 踏まえて日程等を調整しつつ、生鮮食品 209 件、加工食品 143 件、合計 352 件実施した。その際、検査結果の報告が正確で分 かりやすいものとなるよう報告内容の方案に取り組んだ。

分析疑義が判明した時点で速やかに追加買上げ及び検査を 実施して疑義の継続性、広域性等の確認を行う取組を 66 件に 対して行うなど、モニタリング検査の機動性向上に取り組ん だ。 向けた努力を行っており、計画 における所期の目標を上回る成 果が得られていると認められ る。 率的な分析法の開発及び 導入を行い、前処理時間 を四分の一にできるなど 不断の業務改善及び効率 化が進められている。

これらのことから、事 業計画における所期の目 標を上回る成果が得られ ていると認められる。 (評定: A)

	ウ 表示監視関係行政機関等からの 要請による検査では、要請の目的 に応じた検査内容となるようにす るとともに、科学的検査に関する 技術的な相談等の協力要請につい ても、可能な限り対応する。		ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて204 件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。なお、あさりの産地判別については、①緊急命令等業務の科学的知見の提供に先立つ熊本県からの要請に基づき、30 件の分析を行い結果の提供と合わせて判別技術の説明を丁寧に行った。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 地域センターが、モニタリング検査の問題点に対する創意工夫を行い、効率的なスクリーニング方法として「しょうゆの安息香酸測定方法(固相抽出法)」を新たに開発し、令和4年度から検査に導入予定である。令和2年度に開発したみそのソルビン酸分析の知見をベースにしたが、しょうゆはみそよりも妨害物質が多かったため、これらを取り除くため抽出条件及び妨害物質の影響を受けにくい HPLC の分析条件を検討し、必要な分析精度を確保した。新法の導入により①固相抽出法を用いることにより、現行法の加熱工程におけるの。排出削減及び火傷等の危険性を回避できる。②現行法に比べ、1回の分析(6試料)の前処理時間を約6時間から約1.5時間へ短縮できる。③機器(HPLC)の移動相を変更することにより、トラブル発生率の低減及び安定的な測定につながるメリットがあり、迅速なモニタリング調査への貢献が期待される。		
④ 食品表示 110 番等対応業務 食品表示 110 番等を通じて寄せら れる不適正表示や違法な JAS マーク 表示に関する情報 (以下「疑義情報」という。) については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係 部局へ回付する。また、農林水産省 から疑義情報に係る調査及び分析の 依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示 110 番等対応業務 食品表示 110 番等を通じて寄せら れる不適正表示や違法な JAS マーク 表示に関する情報 (以下「疑義情報」という。) については、手順書 に従い疑義情報接受後、速やかに農 林水産省関係部局へ回付する。ま た、農林水産省から疑義情報に係る 調査及び分析の依頼があった場合 は、適切に対応する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (回付件数/情報提供)	<主要な業務実績> ④ 食品表示 110 番等を通じて寄せられた不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報 19 件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率 100% (19/19) 】 また、農林水産省からの依頼による科学的検査では、食品表示 110 番に係る検査を 27 件実施した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:実施率は100%であり、 計画における所期の目標を達成 している。	④ 食品表示 110 番等対応 業務について、不適正表 示や違法な JAS マーク表 示に関する情報提供を 19 件実施し、実施率は 100% であることから、事業計 画における所期の目標を 達成していると認められ る。(評定: B)
⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析 技術及び判別技術の開発・改良に関す る調査研究を13課題以上実施し、その 取組状況、結果等について、外部有識 者の評価を受ける。	⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析 技術及び判別技術の開発・改良に関す る調査研究を13課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会を 年1回以上開催し、調査研究の取組状 況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の 実施状況	<主要な業務実績> ⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、13 課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会(令和4年3月9日開催)において調査研究課題ごとに評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) 調査研究業務の進行に当たっては、調査研究担当課と科学的検査の企画・調整担当課による内部検討会を複数回開催し、調査研究対象品目の生産・流通実態等を踏まえた実施計画の作成、見直しを行い効率的に実施した。また、検査担当課との意見交換を行い、連携して検査法の導入及び改良を行った。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:食品表示の監視に関する 調査研究については、目標課題 数を満たすことに加え、外部有 識者を含めた委員会において業 務の実施状況を高く評価され、 A評価6題、B評価7題であっ た。全ての加工食品について原 料原産地表示の経過措置期間が 終了するタイミングで、イカ類 加工品の原料イカ及び豆腐の原 料大豆の産地判別法が原料原産	⑤ 食品表示に監視に関する調査研究について、13 課題実施 (年度目標値:13 課題以上) し、外部有識者を含めた委員会においてA評価6課題、B評価7課題であり目標の水準を満たしている。特に、イカ類加工品の原料イカ及び豆腐の原料大豆の産地判別法が、加工食品の原料原産地表示の経過措置期間が終了す



とにより、質問可能な時間制限を撤廃し、参加者と双方向でより

細やかなコミュニケーションを行った。

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
3 + 1 - 2 - (2)	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務									
業務に関連する政策・ 施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号 JAS 法 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。)							
当該項目の重要度、困 難度	② JAS の制定等に係る業務 ⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務	–	政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069							
	② JASの制定等に係る業務	価・行政事業レビ	政策評価書:事前分析表農林水産省3-④							

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカ	ム)情報							②主要なインプッ	ト情報 (財務	情報及び人員	に関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%(報告件数/要	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円)	979, 071	1, 022, 041	1, 014, 170	1, 041, 442	1, 057, 424
		請件数)						決算額(千円)	914, 870	913, 576	1, 004, 663	1, 051, 889	1, 039, 841
② JASの制定等に係る業務(JASの確認等	原案作成件数	10件	100%	100%	100%	100%	180%	経常費用(千円)	986, 941	990, 527	1, 040, 847	1, 034, 510	1, 004, 022
に関する原案作成			(9/9)	(16/16)	(7/7)	(3/3)	(18/10)	経常利益(千円)	15, 888	15, 149	31, 765	70, 927	39, 813
								行政コスト(千円)	-	-	1, 874, 691	1, 040, 814	1, 010, 240
② JNS の制定等に係る業務(日本産品の 優位性の発揮につながる原案(団体等 の提案に係るサポート件数含む。))			3件	8件	6件	13件		行政サービス実施 コスト(千円)	1, 023, 703	1, 033, 184	-	-	-
③ 国際規格に係る業務(国内委員会等開催数)	国際標準化活 動の実施	_	国内委員会 を計4回開 催	国内委員会を 計1回開催	国内委員会を 計3回開催	国内委員会を1 回開催、国際会 議に20回参加、	国内委員会を3回 開催、国際会議 に26回参加、国	従事人員数	101	99	101	105	103
③ 国際規格に係る業務(参画している プロジェクト数)		_	52件	50件(うち発行 済は9規格)	国際規格プロジェクト41件に参	際規格プロジェ クト 26 件に参画							
③ 国際規格に係る業務(研修会等の回数)			_	7回	5回	画 (うち発行済 は 19 規格) -	(うち発行済は 10 規格)						
③ 国際規格に係る業務(130会議への対応回数)			11回	20回	19回	20 回							
④ア 登録認証機関等及び登録試験業者 等に対する調査等の業務(登録認証機 関等の登録及びその更新の申請に係 る調査)	45業務日以内	100% (標準処理期間内報告件数/報告件数)		新規:実績なし 更新:100% (35/35)	新規: 100% (7/7) 更新: 100% (18/18)	新規:100% (2/2) 更新:100% (4/4) 新規:実績なし 更新:実績なし	新規:100% (2/2) 更新:100% (51/51) 新規:100%(1/1)						
④イ 登録記証機関等及び登録試験業者 等に対する調査等の業務(登録試験業 者等の登録及びその更新の申請に係 る調査)			新規: — 更新: —		新規:実績なし 更新:実績なし		更新:実績なし						
⑤ア 」6法に基づく立入検査等業務(登			100%	100%	100%	100%	100%						
録認証機関等)	務日以内	内報告件数/検査終 了件数)	(5/5)	(73/73)	(69/69)	(68/68) 100%	(78/78) 100%						
⑤イ JIS法に基づく立入検査等業務(登録外国認証機関等)	45業務日以内	J 1 11/3 0	_	100% (4/4)	100% (12/12)	(8/8)	(11/11)						
⑤ウ JK法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等の技術能力確認調査)	調査実施率	100%(実施件数/計画件数)	_	100% (463/463)	100% (446/446)	100% (460/460)	100% (431/431)						
⑤エ JK 法に基づく立入検査等業務(行政部局要請検査)			実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし						

⑥ 認定制度に基づく認定業務(認証機 関又は試験業者の申請に応じて審査)	調査実施率	100%(審査件数/申請 受理件数。申請中の 案件を除く。)	_	実績なし	実績なし	100% (4/4)	100% (6/6)	
⑥ 認定制度に基づく認定業務(国際相 互承認に向けた取組)	国際相互承認に向けた取組	_		認定センター を設置し、認 定業務に必要 なマニュアル 等を整備	加盟申請こ必要なマニュアル類を英訳し、国際相互認証を行う地域団体であるAPACの賛助会員に加盟	国際相互認証申請 に必要な認定実績 を確保し、APMの 準会員となった。	製品認証分野 (ISI/IEC 1705) において、APACへ 国際相互承認の申 請手続きを行っ た。	
⑦ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(登録認定機関の登録及びその更新申請調査)	調査実施率	100%(調査報告件数/ 農林水産大臣からの 調査依頼件数。調査 中の案件を除く。)	_	_	_	100% (5/5)	100% (2/2)	
⑦イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(登録認定機関及び関係のある事業者に対する立入検査)	検査実施率	100%(検査報告件数/ 農林水産大臣が指示 した検査件数。検査 中の案件を除く。)	_	_	-	実績なし	100% (6/6)	
⑦ウ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(行政部局の要請による調査)			_	_	_	実績なし	実績なし	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

for the top law	4716-11-	2. 1. 5T/m!!!	法人の業務実績・自己評価		J.76.1	FF) = 1. = ===
年度目標	事業計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	主務大	臣による評価
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務」係法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり」所の制定等、登録認証機関等及び登録が験業者等の調査、JPS の活用が図られるよう」の場合の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。 さらに、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 日本農林規格等に関する業務 の実施に当たっては、国際的に 広く用いられている国際標準化 機構が定める枠組みを基本として対応し、新たに国際的に通用 する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、日本農林規格 (以下「JAS」という。)の制定 等、JAS制度の普及、登録認証機 関等及び登録試験業者等の調 査、JASに係る検査等について創 意工夫により改善を図り、効果 的かつ効率的に取り組むものと する。 また、国内の農林水産物及び食 品の輸出を更に増大させるため、 輸出促進法に基づく登録認定機関 の登録に係る調査等業務を行う。	<定量的指標> ○農林水産物等の品質の改善等に関する業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: A 根拠: 〈小項目4(項目)×3点(A)+ 小項目5(項目)×2点 A: 基準点(18)×12/10 ≦ 各小項目の合計点(22) 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 〈業務の評価〉 我が国の強みのアピールにつながる JAS の原案作成について、予件を実施し、農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認いにより迅速に審査を実施し認定したことに加え、国際相互承認申はより、出版行規則の改正に対応した登録認証機関の登録更新調査や登調査により JAS の運用に資することができた。 さらに、FAMIC の知よる主体的な取組として、JAS の海外への浸透・定着に向けるSEANに向けた各国との協力体制構築の推進、有機同等性の承認を行うが物 JAS に係る接着剤同等性能確認スキームの創設により、日本産品	定件数(10件)を大きく上回る18 定業務において、業績向上努力 請の手続きを開始した。また、 録第1号となる登録試験業者の 見や技術を生かした創意工夫に 諸国との関係強化や国際規格化 ために必要な調査の実施、林産	10の小 ない1項 項目、B: 小項目を 評定はA ※小項目 は法人 じ。	A 至った理由> 項目のうち実績目を除き、Aがが5項目であり、 積み上げた項目! であったため。 の点数の計算結 の自己評価と同
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。	<定量的指標> ◇ 実施 率 : 100 % (報告件数/要請 件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績がないため評価せ ず。	命令等	水産省からの緊急 業務について、 9 いため評価せず。 : 一)
② JAS の制定等に係る業務 JAS の制定等については、農林 水産省のほか、様々な関係機関と のネットワークを活用・連携し て、規格のニーズ・シーズを探索 し、規格化の可能性のあるもの は、国際化を見据えて規格原案の 作成を行う。その際、国際的に活 用する規格にあっては、必要に応 じて日英両語で作成する。	② JAS の制定等に係る業務 ア JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化も見据えて原案の作成を行う。	<定量的指標> ◇我が国の強みのアビールにつながる新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案の作成件数(団体等の提案に係るサポート件数を含む):	〈主要な業務実績〉 ② JAS の制定等に係る業務 ア 我が国の強みのアピールにつながる新たな JAS の原案作成について、Web 会議を開催するなど広範囲に所在する関係者との連絡、調整等を緊密に実施できる体制を構築し、効率的かつ効果的な検討を可能とした。これにより、新たな規格 2 件、既存規格の見直し2件について、原案の申出及び日本農林規格調査会(JAS調査会)の審議のための想定問及び関連する告示案の作成並びにJAS 調査会での規格案説明及び質疑応答への対応等、規格案可決までのフォローアップを的確に行った。 また、事業者団体等の提案に係るサポートは、新たな規格 12 件、既存規格の見直し 2 件について、原案の検討、申出、JAS 調査会審議のための想定問作成等をサポートするとともに、関連する告示案の作成を的確に行った。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:新たな規格の原案及び 既存規格見直しによる原案作 成件数の達成率は180%であ る。自ら検討した原案申出4 件に加えて、民間提案に対し て14件の規格検討のサポート を実施し、規格提案者側の他 律的な要因で規格策定が進ま ない案件が多い中、我が国の 強みのアピールにつながる多 数の JAS 原案の検討を進めて いる。このことは、農林水産	務につい原 180 %ので 180 でので 3 でので 4 でので 4 でので 4 でので 4 でので 4 でので 4 でので 4 でので 4 でので 5 での 5 での	の制定等に係る業いて、18 件実施案作成実施率はである。ことは、農林水産・負機制定につなかり、農林水産・負における貢献していたきく貢献していたきくである。

	【如理率 180%・相核(18/10)】	省の 7 担格制定につかがって	同等性を継続できるか
また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、JISの の確認等を行う。 さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JISの 利度等及び有機認 語制度の同等性協議に係る調査等 記制度の同等性協議に係る調査等 治療がの選用に資するための調査 等を積極的かつ効率的に行う。 力水 力水 北 元 武 武 京 京 京 京 京 京 京 京	【処理率 180%: 規格 (18/10) 】 イ 事業者団体等による創意工夫を生かした JAS の活用が図られるよう、新たな JAS の提案応進のための説明会等を実施した。説明会では、Web 会議システムを活用し、制定した JAS に係るプロジェクトメンバーによる具体的な体験等の説明、JAS 提案の事例紹介、JAS 認証導入・原案作成のための支援事業の説明など、農林水産省と連携し、効果的な普及や関係者の標準化に対する関心が高まる工夫を行った。 Web 展示会では、複数の展示会に延べ 337 日間 JAS 申出につながるコンテンツを出展し、JAS 提案など来場者の JAS の活用意識の醸成を図った。また、「知」の集積と活用の場産学官連携協議会下の二つの研究開発ブラットフォームにて JAS 制度の説明を行い、参加企業等に対して新 JAS 提案への理解の向上を図った。さらに、FAMICホームページ及び動画投稿サイトに標準化やJAS 申出に関する動画、試験方法等規格解説動画を掲示するとともに、海外での JAS の普及・展開を促すため 2 規格の英文翻訳を掲載した。 ウ 農林水産省が有機食品の輸出拡大のために、有機 JAS 認証制度との同等性(有機同等性)承認を得るための二国間交渉を検討している輸出先国(地域を含む。)に関して、当該国の有機制度の調査及び有機 JAS 制度との相違点の調査等を継続して実施した。英国との有機同等性調査においては、書類審査及びNebによる現地審査を行い、その結果を取りまとめて農林水産省へ報告した。また、農林水産省が行う英国との工国間会議に参加して、二国間協議のサポートを実施し、相互承認の合意に貢献した。また、農林水産省が行う英国との工間情会議に参加して、二国間協議の中ボートを実施し、相互承認の合意に貢献した。生度目標で指示された業務のほか、JAS 制度の運営に貢献する次の業務を実施した。集成材等の検着剤を用いて製造する林産物の JAS では、使用できる接着剤も使用できることが規定されている。同等の性能を有するかるかの確認が必要となるが、結果の確認については、原な知見や技術が不可欠であり、これを実施できる機関がなかった。 このため、林産物に用いる接着剤の同等性能確認のスキームを創設し、令和3年度から確認業務を開始し、16件の接着剤について同等の性能の確認結果を公表した。確認業務の実施に当たっては、確認の基準や手順を公表することによって、申請者間の公平性や手順の公正性を担保した。また、同等の性能が確認された接着剤を FAMIC のホームページで公表することにより、林産物の JAS 認証事業者の商品開発やすで公表することにより、林産物の JAS 認証事業者の商品開発やすで公表することにより、林産物の JAS 認証事業者の商品開発やすで公表することにより、林産物の JAS 認証事業者の商品開発やすで公表することにより、株産物の JAS 認証事業者の商品開発やす	省の7規格制定につながっており、農林水産・食品分野における標準化の推進に大きく貢献するともに、政府の成長戦略ともに、政府の成長戦略といることは、農林水産物・政の各施策推進に有機同等性の円滑かつ速やかなである。さらである。とは、大きなが、大きなが、地域では、は、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	同等性を継続できるなど、農林水産省が実施する農林水産業の輸出力強化に貢献するものである。 さらに、林産物に用いる接着剤のスキームを創設し、JAS認証事業者の商品開発や接着剤選択などの利便性向上に大きく貢献していることから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。(評定: A)

			を邦文に加えて英文で行うことにより、輸出時の接着剤メーカ		
			を がえてがえて く く く く く く く く く く く く く く く く く く く		
③ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、 国際標準化機構(ISO)が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構(ISO)の食品専門委員会(IC34/SCI2)、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会(IC34/SCI7)、合板分科委員会(IC34/SCI7)、合板分科委員会(IC38/SCI7)、合板分科委員会(IC38)の国内審議団体として、国内の意見集約(関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。)、JASと国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を行う。	③ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、 国際規格に保る業務について、 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO)の食品専門委員会(TC34 (うちWi14、Wi21等の作業グループに係る活動))及び傘下の分科委員会(TC34/SC12、TC34/SC16、TC34/SC17)、並びに合板分科委員会(TC38/SC37)及び木材専門委員会(TC38/SC37)及び木材専門委員会(TC218)の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。 ア 必要に応じて外部有識者等から成る委員会を設置し、国内の意見集約(関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。)、JASと国際規格・提供等を行う。 イ 国際会議への規格の提案に必要となる研究機関や民間の規格を関や民間の強化を図る。また、イ 国際会議への規格の提案に必要となる研究機関や民間の指となる。また、本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。	<定性的指標> ◇国際標準化活動の実施	(主要な業務実績) ③ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構(ISO)の食品専門委員会(TC34)、官能分析分科委員会(TC34/SC12)、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会(TC34/SC16)、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会(TC34/SC17)、木質パネル専門委員会(合板分科委員会(TC38/SC3)及び木材専門委員会(TC218)の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際規格の検討状況を把握するため、木質構造専門委員会(TC165)に出席した。また、ISOスマート農業 SAG について、事務担当として、関係するTC等への情報提供及び国内報告会の運営に協力した。 ア 関係するTC、SC における国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等からなる国内対策委員会等を設置し、メール等により、JAS を踏まえた国際規格への提案を見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。 また、これらの取組の中でISOにおいて新規策定又は改正が検討されていた規格について、JAS を踏まえた国際規格への提案を見据えて、食品成分の分析法や遺伝子検出法、木材や合板の試験法等26 規格のプロジェクトに参画し、そのうち10 規格が発行される等、ISOの規格策定及び改正に貢献した。 イ 「生鮮食品等の機能性成分に関する試験方法」の国際規格化を目指し、研究機関や民間有識者から構成される外部機関主催の有識者グループ会合に規格開発責任者として参画し、規格素案を作成する等活動を推進するとともに、日本提案に興味を示している複数国に対して個別に協議を行い、日本提案への協力を要請した。	〈評定と根拠〉 評定: A 根拠:計画のとおり国内審議 団体として、外部有識者等からなる委員約、JASと同意として、 会を異約、JASと同意との意見を集動を見据を見て、 を動きの規格策定の意思を見いる。 を動きの表別を変更を見いる。 はないであるなどのでである。 はないであるなどのでであるなどのでである。 はないであるなどのでであるなどのでである。 はないであるなどのでであるなどのでである。 はないでは、JASとして制定は、JASとして制定はなどのでは、 はないででは、JASとして制定は、 はないででは、 はないででは、 はないででは、 はないででは、 はないででは、 はないででは、 はないででは、 はないではないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないないでは、 はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	③ 国際標準化機構の国内審議 明門委員会等の国内審議 明門委員会等の国内審議 明門委員として、外部会を見を見れるの意見を見れるの意見をとの可以 JAS と国内の関連を定立るの意見をとのでは、 JAS と国内の反映ででは、 大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大
係る活動については、国際会議に 規格を提案するため、研究機関や 民間の有識者と連携を強化すると ともに、日本産品を輸出する際の ニーズの把握等必要な調査を行 う。 加えて、国際規格化の対応を円 滑に進めるために、国際会議の議 論に積極的に貢献する。その際、 有識者とともに職員が作戦作りか ら参加して対応力の向上に努め る。	ウ 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。なお、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。		等の専門家及びFAMIC職員を選定の上、次のとおり国際会議(Web会議を含む。)へ派遣した。 () 内は FAMIC職員派遣数。 「TC34/WC20」アフラトキシン:1回派遣/1回開催(2名) 「TC34/WC24」定量核磁気共鳴分光法:1回派遣/1回開催(0名) 「TC34/WC25」食料安全保障:2回派遣/2回開催(延べ7名) 「TC34/WC25」食料安全保障:2回派遣/2回開催(延べ10名) 「TC34/WC26」植物性食品:2回派遣/2回開催(延べ10名) 「TC34/SC16/WC8」肉種鑑別:2回派遣/2回開催(0名) 「TC34/SC16/WC8」肉種鑑別:2回派遣/2回開催(0名) 「TC34/SC16/WG10」高速核酸増殖法:2回派遣/2回開催(0名) 「TC34/SC16/WG13」マイクロアレイの検出:1回派遣/1回開催(3名) 「TC34/SC16/WG13」マイクロアレイの検出:1回派遣/1回開催(3名) 「TC34/SC17/WG36」SO22003 改訂:4回派遣/4回開催(延べ6名) 「TC34/SC17/WG11」前提条件プログラム:3回派遣/9回開催(近べ3名) 「TC34/C4G)Ctair's Adovisory Group:1回派遣/1回開催(1名) 「TC34/C4G)Ctair's Adovisory Group:1回派遣/1回開催(1名)	められる。	得られていると認められ る。 (評定:A)

			(TC218) 木材:1回派遣/1回開催(3名) 国際規格の検討状況を把握するため、外部有識者等の専門家及び FAMIC 職員を選定の上、次のとおり国際会議(FAMIC 以外の機関が国内審議団体、Web 会議を含む。) へ派遣した。 () 内は FAMIC 職員派遣数。 (TC166 総会) 木質構造:1回所遣/1回開催(4名) 「TC166 MG12) 竹の構造的利用:1回派遣/1回開催(4名) また、国際食品規格の策定等を行うコーデックス食品規格委員会関連の国内会議に11回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理するとともに、その結果をグループウェアに掲載し、関係部署と情報共有した。 JAS の国際化に対応する人材育成として、国際会議における作戦作りを含めた会議の進め方や、国際会議にも必要な知見である国際規格に関する専門的知識を習得するため、経済産業省、農林水産省及び民間機関が主催する ISO等標準化に関する研修等に参加するとともに、一部講師を担当した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 農林水産物等の輸出拡大、国際競争力の強化に向け、JAS の国際化への取組強化が求められている中、JASとして制定された機能性成分に関する試験方法の ISO 提案に興味を示している3 か国に受けるよりに関するは要ないることに成功するとともに、日本提案の問題点を把握することが可能となった。また、個別協議を通じて入手した問題点等の情報をもとに、別途、関係する WG の主査等とのオンラインでのディスカッションを行い、より円滑に提案・審議するための提案先、提案内容についての方針を定めることができた。さらに、農林水産・食品の規格/認証分野での連携強化を目的とし、ASEAN 人材育成プロジェクトではシンガポールに、カラインにて講義を行い、新型コロナウイルス感染症拡大下においてもASEAN 各国に対する JAS 普及啓発を継続させた。シンガボールにおける分析技術に関わる実技講座では、FAMICが作成した試験方法 JAS の解説動画を活用し、伝わりやすさを高める工夫を行ったことにより、講座受講生の JAS の理解度向上 (アンケートの結果、約2.5 倍) が図られるとともに ASEAN 各国との継続的な関係強化及び JAS の国際的プレゼンス向上へ貢献できた。		
④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録認証機関及び登録外国認証機関(以下「登録認証機関等」という。)の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 14 条第2項(JAS 法第 17 条第2項において準用する場合を含む。)に基づく農林水産大臣の指示に従い、	4 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務ア登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 (7)登録認証機関及び登録外国認証機関(以下「登録認証機関等」という。)の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第14条第2項(JAS 法第17条第2項において進用する場	<定量的指標> ◇無準型率:100% (標準理率:100% (標準理処理/報告 報告 と 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	<主要な業務実績> ④ア JAS 法第14条第2項(JAS 法第17条第2項において準用する場合を含む。)に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関(以下「登録認証機関等」という。)の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011 適合性評価ー適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、次の取組を行った。 (7) 登録認証機関等の登録における調査2件及び登録の更新時における調査51件について、業務の進行管理を適切に行い全て45業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。	<評定と根拠> 評定: A 根拠:標準処理期間内(45業務日以内)の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。また、JAS法施行規則の改正に伴う登録申請時の提出書類の削減及び長期化した新型コロナウイルス感染拡大下で多くの登録更新調査を実施するなめ、	④ 登録認証機関等に対する調査等の業務について、登録における調査 2件、登録の更新時における調査 51件及び登録試験業者の登録における調査 1件を実施し、標準処理期間内の処理率は100%である。また、JAS法施行規則の改正に伴う登録申請時の費出書類の送りにはある。

なお、登録認証機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査

請者からそれらの

17条第2項において準用する場

く農林水産大臣の指示に従い、

ため、調査の方法を工夫する

提出書類の減少に伴う事

ISO/IEC 17011 に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 登録試験業者等の登録及びそ

合を含む。)に基づく農林水 産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、申請書 類の受付から 45 業務日以内に 調査結果を農林水産大臣に報 告する。

- (イ) 調査の結果、登録認証機関 等の登録基準への適合性が確 認されない場合は、農林水産 省へ報告する。
- イ 登録試験業者及び登録外国試 験業者(以下「登録試験業者 等」という。)の登録及びその 更新の申請に係る調査について は、次の取組を行う。
- の更新の申請に係る調査 (7) 登録試験業者等の登録及び 登録試験業者及び登録外国試 その更新の申請に係る調査 験業者の登録及びその更新の申 は、IAS 法第 43 条第 2 項 (IAS 請に係る調査は、JAS 法第 43 条 法第45条第2項において準用 第 2 項 (TAS 法第 45 条第 2 項に する場合を含む。) に基づく農 おいて準用する場合を含む。) 林水産大臣の指示に従い、 に基づく農林水産大臣の指示に ISO/TEC 17011に基づいて行い、 従い、ISO/IEC 17011 に基づいて 申請書類の受付から 45 業務日 行い、その結果を申請書類の受 以内に調査結果を農林水産大 付から 45 業務日以内に農林水産 臣に報告する。 大臣に報告する。
 - (イ) 調査の結果、登録試験業者等 の登録基準への適合性が確認 されない場合は、農林水産省 へ報告する。

確認、提出等が行われるまでに要した機関は処理期間に含めない。

を行い、令和3年度に調査が終了した148件を依頼のあった農林水 産省に報告した。 (表1-2-(2)-1 参照)

- (イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。
- イ JAS 法第43条第2項(JAS 法第45条第2項において準用する場合を含む。)に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IBC 17011 適合性評価一適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、登録試験業者の登録における調査1件を、業務の進行管理を適切に行いながら実施し、45業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。

なお、当該登録試験業者は、後述する農林水産消費安全技術センター認定制度による試験所の認定申請と同時に登録試験業者の登録申請を行った事業者である。当該認定制度の啓発に合わせ、JAS 法に基づく登録試験業者制度にも関心を示す試験業者が現れたことにより、登録試験業者第1号の登録が行われることとなった。

【処理率 100%(54/54((新規 2+更新 51)(ア(ウ))+0(ア(ሰ))+(新規 1+更新 0)(イ)】

【特記事項等について (創意工夫等) 】

令和3年4月1日付けJAS法施行規則改正により、登録更新申請時に提出する書類が削減された。従前は登録認証機関の事業所での調査の前に提出書類の調査により、JAS法に定める登録要件への適合状況のうち書類で確認できる内容を確認していたため、書類の削減に伴い、調査の工夫が必要となった。

この状況に対応するため、これまでの書類調査に重点を置いた調査 から事業所での調査に重点を置いた調査方法に変更するとともに、過 去の調査結果を活用するなどの工夫をしたことにより調査時間の短縮 を図った。

また、令和3年度から令和4年度にかけては、非常に多数の登録認証機関の更新申請を処理しなければならない時期(全登録認証機関の65%がこの時期に集中。)であったにも関わらず、新型コロナウイルスの感染拡大により事業所に出向いての調査が行えず、登録更新調査の大幅な遅れが懸念された。

このため、令和2年度に試行的に行っていた登録認証機関に対する 遠隔調査について、手順を整備し本格導入(書類の電子化、オンライン設備等の遠隔調査への対応体制等を登録認証機関に確認し、事業所での調査と同等の調査を行うことができると判断した登録認証機関に限る。)することにより、従前の調査と同等の調査を実施することができた。 とともに、遠隔調査を導入したことにより、従前までの調査から質を落とさずに調査を実施でき、登録認証機関の負担も減らすことができた。さらに、登録第1号となる試験業者の登録のための調査を実施した。これらの取組は、JAS法施行規則改正後の継続したJAS制度の運用に資するものであり、計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

業所調査手法の改良によ る調査時間の短縮や、前 年度に試験的に実施して いたリモート調査につい て体制を整備し、実地で の調査と同等な調査が可 能な認証機関に対してリ モートで調査を実施する など認証機関への負担の 軽減及び業務効率化が図 られている。

さらに、初の試験業者 の登録の調査を実施して おり、今後、試験業者の 登録が進むことにより、 さまざまな分野において 更なる JAS の活用が期待 される。

これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 (評定: A)

			これらの取組により、登録更新調査を速やかに実施することができ		
			これがのの人がにより、豆腐文材刷目でなくかに大心することができた。		
⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を3業務日以内に報告する。	⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等については、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第66第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から3業務日以内に結果を報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内 (アに係る報告は 30業務日以内又は 3業務日以内、イ に係る報告は45業 務日以内)の処理 率:100%(標準処理期間内報告件数/検査終了件数)	(主要な業務実績> ③ JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行った。 ア JAS 法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い(が)及び(が)のとおり適切に実施した。 (7) 登録認証機関の認証業務の確認を強化するため、65機関に対する立入検査に着手し、77機関(前年度からの継続案件14を含む。)の立入検査が令和3年度内に終了し、終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。なお、当該立入検査は、①事業所調査(登録認証機関の事業所で行う調査)、②製品検査施設調査(製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査)、③立会調査(認証業務の現場に立ち会って行う調査)により行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。①事業所調査:29件(前年度からの継続案件17件を含む)②製品検査施設調査:43件(前年度からの継続案件2件を含む) ③ 立会調査:177件(前年度からの継続案件32件を含む) (6) JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を1件実施し、3業務日以内に農林水産大臣に報告した。(表1-2-(2)-2参照)	<評定と根拠> 評定: B 根拠:標準処理期間内の処 理率は100%であり、計画に おける所期の目標を達成して いる。	⑤アイ JAS法に基づく立 入検査等について、標準 処理期間内の処理率は 10%であることから、事 業計画における所期の目 標を達成していると認め られる。(評定:B)
イ 登録外国認証機関及び登録外 国試験業者に対する検査 JAS 法第35条第2項第6号及び 第55条第1項第5号の規定に基 づく検査については、農林水産 大臣の指示に従い実施するとと もに、検査が終了した翌日から 45業務日以内に結果を取りまと め、農林水産大臣に報告する。	イ 登録外国認証機関及び登録外 国試験業者に対する検査 JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及 び第 55 号第 1 項第 5 号の規定に 基づく検査については、農林水 産大臣の指示に従い実施すると ともに、検査が終了した翌日か ら 45 業務日以内に結果を取りま とめ、農林水産大臣に報告す る。		イ JAS 法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。 登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を9機関に対して着手し、11機関(前年度からの継続案件2件を含む。)の検査が令和3年度内に終了し、終了した翌日から45業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査(外部委託された製品検査施設の調査を除く。)により行い、登録外国認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査:11件(前年度からの継続案件2件を含む)②製品検査施設調査:3件(表1-2-(2)-3参照)また、上記検査以外に外部委託された製品検査施設に対する調査を2件実施し、農林水産省に報告した。		
ウ 登録認証機関等の技術的能力等 の確認調査	ウ 登録認証機関等の技術的能力 等の確認調査	<定量的指標> ◇調査実施率:100%	<主要な業務実績> ウ 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するため	<評定と根拠> 評定 : B	⑤ウエ 技術的能力等を確 認するための調査 (現地

登録認証機関等の技術的能力 等を確認するために、認証事業 者及び格付の表示が付された製 品の調査を行う。	登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。	(実施件数/計画件数)	に、合計 431 件の認証事業者を直接訪問して行う調査(「現地調査」)及び市場に流通する JAS 製品の調査(「製品調査」)を行った。 【実施率 100%(431/431))】	根拠:調査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	調査及び製品調査)について、431 件実施し、実施率は100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
	(7) 認証事業者に対する調査 は、各登録認証機関の調査員 数、認証事業者数、過去の調査 の結果等を勘案して実施する。		(7) 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘索して、現地調査6件を実施した。		
	(イ) 格付の表示が付された製品 の調査は、市場に流通する JAS 製品を買い上げ、JAS への適合 性を判断するための検査を行 う。その対象品目の選定に当た っては、これまでの製品調査の 結果及び JAS の確認等業務への 活用を考慮する。		(イ) 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査 425 件を実施した。 (表 1-2-(2)-4 参照)		
エ 行政部局の要請による調査に ついては、適正に実施し、調査 終了後は調査結果を取りまと め、要請者に対し報告する。	エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査 終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。		<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。		
⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 農林水産消費安全技術センター 認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。 また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。		〈定量的指標〉 〈調查実施率:100% (審查件数/申請受 理件数。審查中の 案件を除く。)	(6)ア 持続可能な水産養殖のための種苗認証(SCSA 認証)に係る認証機関2機関の認定維持、有機水産養殖認証に係る認証機関1機関及び有機養蜂認証に係る認証機関1機関からの認定更新申請に対し、ISO/IBC 17011に基づき、立会いや事業所での審査を行い、適切かつ迅速に認定を行った。 試験業者2件の新規認定申請に対し、ISO/IBC 17011に基づき、審査を実施し、適切かつ迅速に認定を行った。 さらに、ISO/IBC 17025に基づく試験所認定を確保するため、地方の小中規模の試験実施機関に対し啓発を行い、うち1件について認定申請を検討することを確認した。 また、新規認定分野については、日本発の機能性食品等認証制度の他、2つの食品分野の認証スキームの立ち上げについて、将来の輸出力強化につなげるため国際的に通用するスキームとなるよう総続的な助言等行なっており、今後当該スキームに基づく認証機関の認定申請が見込まれる。 【実施率100%(6/6)】	<評定と根拠> 評定: A 根拠: 調査実施率は 100%で あり計画における所期の目標を 達成していることに加え、当 該業務の実施にあたっては、 新型コロナウイルス感染拡大 防止に係る緊急事態宣言の行動 制限が想定されたことに開 、遠隔審査を希望するに 調査があるのガイドラインによる資料 共有等が可能と同等の審査と同等の審査と は判断された 2 機関に対し 遠隔審査を実施した。	⑥ア 認証機関又は試験業者の審査について、6件実施し、実施率は100%である。 さらに、遠隔審査を実施するためのガイドラインを制定し、同上に、可利便性を向上をもに、初の武験業力の設定を2件更なる認定を2件更なる認定を2件更なる認があり、農林の強化につなが期待される。 これらのことから、 目標の水準を上回る成果が得られていると認められ

	- `圣/n フ			シン ユム スカー ス・マー マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マ	マ /きボビナ * \
	へ通知する。		【特筆事項等について(創意工夫等)】 当該業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言の発出等、令和2年度と同様の行動制限が想定されたことに加え、遠隔審査を希望する申請者からの要望があったことから、オンラインによる資料共有等対面での審査と同様の審査を可能とする遠隔審査のためのガイドラインを制定し、これを活用して、2機関に対し遠隔審査を実施した。また、認証機関等とメールや電話、Web 会議システムを利用する等様々な手段によりコミュニケーションを密にし、審査に必要な内容・ポイント等について確実に把握するとともに、それぞれの審査工程ごとにKPIを設定し速やかに対応するための確実な進捗管理を行った。 JAS と FAMIC 認定が同時に認定申請された試験事業者の審査においては、試験方法に関する妥当性評価要求事項に違い(JAS は妥当性確認済の試験方法のため当該要求事項に係る適合性評価の必要はない。)があり、審査の進捗に差が出る状況であった。このため、両審査の力点を適切に把握するとともに、進捗の遅い要求事項に対しては審査要員の割当てを増やす等、作業分担を管理し、両申請案件での同時の実地調査を実現して申請者の負担軽減に貢献した。また、申請者の申請を容易にするため、申請者が満たすべき国際的な審査基準(ISO/IBC 17025)について理解を促すよう審査基準を、申請者ごとに工夫し丁寧な説明を行い、顧客満足度の向上を図った。また、適切かつ迅速な審査に必要な力量の向上を図るため、外部研修の受講や高い力量を持つ審査員によるのJT 等を実施するとともに、実際の審査に当たっては、経験豊富な審査員を入れた審査チームとすることで力量が向上し、速やかな審査の実施につながった。これら取組は、農林水産消費安全技術センター認定制度における初の試験業者(令和3年度中に2機関)を認定につながるとともに、新たな顧客の獲得につながった。	さらに、試験業者は FAMIC 認定制度のメリットについて理解を得ることが困難であったが、新たな資料の作成及び説明方法の工夫により理解が進み新たな申請を獲得することができた。これらのことは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化につながるものであり、目標を上回る成果が得られていると認められる。	る。 (評定: A)
加えて、認定業務の国際的な信頼性を向上させるための各国認定機関との相互承認締結のため、認定実績に応じた分野の申請を行い、国際相互承認審査受審のため、事務局との調整など準備を進めるとともに、相互承認締結に必要な人材の確保・育成を進める。 【重要度:高】 海外市場において JAS 認証の国際的な信用を向上させるとともに、JASをベースとした国際規格の制定を進め、他国に先行して国内事業者が認証を取得できる環境を整備することは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要であり、JASの戦略的活用が求められる。 ⑥の業務は、各国認定機関と相互承認を締結し、JAS記証機関を国際規	イ 国際相互承認締結に向けた準備 認定業務の国際的な信頼性を向上させるための各国認定機関との相互承認締結のため、認定実績に応じた分野の申請を行い、国際相互承認審査受審のため、事務局との調整などの準備を進めるとともに、相互承認締結に必要な人材の確保・育成を進める。	<定性的指標> ◇国際相互承認に向けた取組	<主要な業務実績> イ 製品認証分野(ISO/IEC 17065)について、アジア太平洋地域認定協力機構(APAC)に対し、国際相互承認の申請の手続きを行った。早期に APAC の国際相互承認審査を受審するため、事務局からの申請に対する問合せに対応した。また、日本認定機関協議会に参画し、国内の認定機関の動向を把握した。さらには、試験所認定分野(ISO/IEC 17025)においても、国際相互承認の申請に必要な認定実績を確保したことから、試験所認定における技術的文書の見直し等を行い申請の準備を行った。加えて、国際相互承認の審査への準備として、一般社団法人RMAが主催する試験所認定に必要な専門能力のセミナーや英語研修を受講することにより審査技能の向上や語学力の向上などを図った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:国際相互承認締結に向け申請を行い、国際相互承認 審査受審のため、事務局との 調整を行い、相互承認締結に 必要な人材の確保・育成を行 っていることから、計画にお ける所期の目標を達成してい る。	⑥イ 国際相互承認締結に 向けた準備について、国際相互承認締結に向け申 請を行い、国際相互承認 審査受審のため、事務局 との調整をおこなうとと もに、相互承認締結に必 要な人材の確保・育成を 行っていることから、目 標の水準を満たしてい る。(評定:B)

格等の認証機関として国際水準を満たす認定を行うなど、JASの国際化に 資することから、重要度が高い。					
① 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査 輸出促進法第18条第2項(輸出促進法第21条第2項において準用する場合を含む。)に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が法第20条で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。	① 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。輸出促進法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が法第 20 条で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇調査実施率:100% (調査報告件数/農 林水産大臣からの 調査依頼件数。調 査中の案件を除 く。)	<主要な業務実績> (ア 輸出促進法第18条第2項(輸出促進法第21条2項において準用する場合を含む。)に基づく登録認定機関の登録における調査2件について、業務の進行管理を適切に行い、農林水産大臣へ調査結果を報告した。 【処理率100%(2/2)】 また、登録認定機関の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和3年度に調査が終了した8件を依頼のあった農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:調査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑦ア 輸出促進法に基づく 登録認定機関の登録及び 更新に係る調査につい て、2 件実施し、調査実 施率は 100 %であること から、事業計画における 所期の目標を達成してい ると認められる。(評 定: B)
イ 登録認定機関及びその業務に 関して関係のある事業者に対す る立入検査 輸出促進法第40条第1項の 規定に基づく立入検査について は、農林水産大臣の指示に従い 実施するとともに、検査結果を 取りまとめ、農林水産大臣に報 告する。	イ 輸出促進法に基づく立入検査については、登録認定機関及びその業務に関して関係のある事業者に対して次の取組を行う。 輸出促進法第40条第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、検査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇検査実施率: 100%(検査報告 件数/農林水産大 臣が指示した検査 件数。検査中の案 件を除く。)	<主要な業務実績> イ 輸出促進法第40条第1項の規定に基づく立入検査については、 農林水産大臣の指示に従い5機関の登録認定機関に対する立入検査に着手し、6機関(前年度からの継続案件1件を含む。)の立入検査が令和3年度内に終了し、農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査として、事業所調査9件及び立会調査3件を実施した。 【検査実施率100%(6/6)】	<評定と根拠> 評定: B 根拠:検査実施率は 100%で あり、計画における所期の目 標を達成している。	⑦イウ 輸出促進法に基づく立入検査について、事業所調査9件及び立会調査3件を実施し、検査実施率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
ウ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	ウ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。		<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。		
【重要度:高】 政府の農林水産物・食品の輸出額 目標である2000年5兆円の達成に向 け、輸出促進法に基づく登録認定機 関制度を活用し、施設認定の加速化 を図ることは重要。⑦の業務は、輸 出先国との協議において、本制度の 信頼性を証明するために必要不可欠 な業務であることから、重要度が高 い。					

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務			
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条	
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】 ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069	

2. 主要な経年データ ②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報) ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 指標等 29年度 30年度 元年度 2年度 3年度 基準値 29年度 30年度 元年度 2年度 3年度 達成目標 ① 農林水産省から 実施率 100%(報告件数/要請件 実績なし 実績なし 実績なし 実績なし 実績なし 予算額(千円) 144, 237 155, 052 163, 451 191, 127 186, 150 の緊急要請業務 決算額(千円) 146, 259 170, 773 164,843 164, 798 161, 275 ② サーベイランス・ 実施率 100%(報告分析件数/依 100% 100% 100% 100% 100% 159, 905 169, 807 165, 738 経常費用(千円) 156, 808 163, 637 モニタリング年次 頼分析件数) (831件/831件) (1,259件/1,259 (1,105件/1,105 (896件/896件) (968件/968件) 経常利益(千円) 2,359 1,774 3,652 9, 767 7,040 計画に従った分析 件) 件) 業務(農林水産省依 行政コスト(千円) 285, 468 166,680 164,654 頼分析) ③ 食品安全に係る有 実施率 100%(年度内SP及び報告 100% 100% 100% 100% 100% 害化学物質の分析 書作成数/年度内に分析 (6件/6件) (6件/6件) (5件/5件) (6件/6件) (7件/7件) 行政サービス実施 能力の確立(SIP 作 能力を確立するよう農 161, 781 165,867 コスト(千円) 林水産省が指示する課 題数) ④ サーベイランス・ 実施率 100%(分析実施点数/指 100% 100% 100% 100% 100% 従事人員数 14 14 14 14 14 モニタリングの確 (60点/60点) (40点/40点) (20点/20点) 示点数) (105点/105点) (73点/73点) 認分析業務 ⑤ 180/182 17025 要求事 180/182 17025~の滴 | -適合性を維持 適合性を維持 適合性を維持 適合性を維持 適合性を維持 項への適合の維持合性の維持

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画	、業務実績、年度評価に係る自己評価及	び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大国	臣による評価
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。	3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤が以病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があった場合にあっても、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業項目の評定は、小の評定結果の積み上げにより行うものとする。	※ 大方人頃 〈評定と根拠〉 評定:B 根拠:◇小項目1(項目)×3点(A)+小項目3(項目)×2点 B:基準点(8)×9/10≦ 各小項目の合計点(9) 〈基準点(8)× 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施 〈業務の評価〉 サーベイランス・モニタリング分析業務において追加調査を類の赤かび病かび毒のリスク管理における低減指針の有効性の達省と農研機構が実施する麦類におけるデオキシニバレノールという。) 蓄積に関する予備調査において、品種や栽培地域、試献した。 以上のような取組により、農林水産省が行う国民の健康の保有害化学物質の実態調査に大きく貢献し、FAMICの信頼性を向し	点 (B) =9点 (12/10 する。 (行い、農林水産省が実施する、麦 検証に貢献した。加えて、農林水 -3-グルコシド (以下「DON-3-G」 栽培条件での知見を得ることに貢 (護に貢献する施策の基盤となる	5の小項 ない1項目 ない1項目、Bが 小項目を積 評定はBで ※小項目の は法人の じ。	B を
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12条の規定に基づき調査、分析又 は検査を緊急に実施するよう命令 があった場合その他緊急に要請が あった場合には、最優先で組織的 に取り組み、必要な調査、分析又 は検査を実施し、その結果を速や かに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合に、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。 ア 緊急の命令があった場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査の進行管理を適切に行いつ機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに、農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (報告件数/要 請件数)	<主要な業務実績> ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。 ア 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。 なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。	令等業務 績がない なお、 ウの業務	産省からの緊急命 修については、実 ため評価せず。 指標のないイ、 修については計画 適切に実施して 価する。
	イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。 ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。		イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。 危害要因のうち農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置づけている有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、飼料分析基準、BU法、AOAC法、Codex 規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理した。 ウ 緊急分析として想定される危害要因について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器(GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS、リアルタイムPCR等)の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。			

② サーベイランス・モニタリング 年次計画に従った分析業務

農林水産省が示す「令和3年 度食品の安全性に関する有害化学 物質のサーベイランス・モニタリ ング年次計画」において調査対 象とされた有害化学物質及び食 品のうち、農林水産省が依頼す るものについて、調査実施要領 及び仕様書に従って分析を実施 し、報告する。

【重要度:高】

②の業務は、食品が安全かどうか を判断するための食品中の有害化学 物質の含有実態把握に寄与するもの であり、農林水産省が進める食品安 全に関するリスク管理に資する基礎 データとなることから、重要度が高 V

② サーベイランス・モニタリング 年次計画に従った分析業務

「令和3年度食品の安全性に関す る有害化学物質のサーベイランス・ モニタリング年次計画」において 調査対象とされた有害化学物質及 び食品のうち、農林水産省からの 依頼があったものについて、進行 管理を適切に行いつつ、調査実施 要領及び仕様書に従って分析を実 施し、農林水産省の示す様式に従 い、分析結果を的確かつ速やかに 報告する。

<定量的指標>

◇実施率:100% (報告分析件数/ 依頼分析件数)

<主要な業務実績>

② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次 計画」に含まれる次の品目と有害化学物質の組合せについて農 林水産省から依頼のあった実態調査を、実施要領、仕様書等に 従い全て実施(依頼分析件数 968 件)し、年度内に報告を求め られていた全ての結果を農林水産省に報告した。 (表 1-3-1 参照)

【実施率 100% (968/968) 】

「農産物」

- ア 「令和3年度麦類のかび毒含有実態調査の実施について (令和3年5月12日付け3消安第942号農林水産省消費・安 全局農産安全管理課長通知) | に基づき、依頼のあった小 麦、大麦及びライ麦中のかび毒(民間の分析機関では対応が 困難な DON-3-G を含む。) ※1888 件の分析を実施し、その結果 を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。
- イ 「令和3年度麦類のかび毒含有実態調査(追加調査)の実 施について (令和3年7月16日付け3消安第942号-1農林水 産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」に基づき、依頼 のあった小麦、大麦及びライ麦中のかび毒(民間の分析機関 では対応が困難な DON-3-G を含む。) *251 件の分析を実施し、 その結果を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。
- ウ 「令和3年度小麦及び大麦のデオキシニバレノール及び DON-3-G 蓄積に関する予備調査の実施について (令和3年11月 30 日付け3 消安第4576 号農林水産省消費・安全局農産安全管 理課長通知) | に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のか び毒(民間の分析機関では対応が困難な DON-3-G を含む。) ※ 329 件の分析を実施し、その結果を調査実施要領及び仕様書に 従い報告した。
- ※1:タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、 ニバレノール (NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセ チルNIV、DON-3-G)、タイプAトリコテセン類(T-2トキシン、 HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール)、ゼアラレノン (ZEN)、麦角アルカロイド類 (エルゴクリスチン、エルゴクリス チニン、エルゴタミン、エルゴタミニン、エルゴクリプチン、 エルゴクリプチニン、エルゴメトリン、エルゴメトリニン、エ ルゴシン、エルゴシニン、エルゴコルニン、エルゴコルニニ
- ※2:タイプBトリコテセン類 (デオキシニバレノール (DON)、 ニバレノール (NTV) 、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセ チル NTV、DON-3-G)) 、タイプ A トリコテセン類 (T-2 トキシ ン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール)、ゼアラレ ノン(7FN)
- ※3:タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、 ニバレノール (NIV) 、DON-3-G)

【特筆事項等について(努力・工夫等)】

サーベイランス・モニタリング分析年次計画による年度当初 の依頼件数に加えて、追加調査及び予備調査の依頼があったこ とから、標準試薬の不足や分析時間の不足といった問題が生じ たため次の取組を行った。

<評定と根拠>

評定: A

根拠:農林水産省からの依頼 分析件数に対する報告分析件 数は 100%であり、計画にお ける所期の目標を達成してい る。年度当初の依頼に加え、 追加分析として小麦 10 試料 (30 件) 、大麦 7 試料(21 件) を実施した。また、予備調査 として、小麦14試料、大麦15 試料について DON-3-G の分析 を実施し計画における所期の 目標を上回る成果が得られて いると認められる。

② サーベイランス・モニタ リング年次計画に従った 分析業務について、農林 水産省が依頼した実態調 査に係る分析(依頼分析 件数:968 件)を実施 し、実施率は 100 %であ

なお、追加で依頼した 「麦類のかび毒実態調 査! 及び「デオキシニバ レノール及びDON-3-G 蓄積 に関する予備調査」につ いては、民間分析機関で は実施困難なかび毒 (DON-3-G) を含め分析を 実施しており、農林水産 省が実施する麦類の赤か び病かび毒のリスク管理 における低減指針の有効 性の検証及び農林水産省 と農研機構が実施する麦 類中のDON-3-G 蓄積に関す る調査における、品種や 栽培地域、栽培条件での 新たな知見を得ることに 貢献している。

これらのことから、事 業計画における所期の目 標を上回る成果が得られ ていると認められる。 (評定:A)

			ルカロイド類分析標準作業書(キク科植物のスイゼンジナについて、制定済みの作業書を元に検討を行い、妥当性確認を実施した。) ・GC-MS/MS によるクロロプロパノール類及びその関連物質(乳児用調整乳(粉、液体))(クロロプロパノール類及びその関連物質のうち、2-MCPD脂肪酸エステル類、3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類についての Dubois M. らの方法が、欧州委員会が定める性能規準を満たすことを確認した。)		
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示するものについてクロスチェック(相互検証)を実施する。	④ サーベイランス・モニタリング の確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学 物質等の含有実態調査の分析値の 信頼性を確認するため、農林水産 省が指示する調査試料についてク ロスチェック(相互検証)を実施 する。	〈定量的指標〉 〈実施率:100% (分析実施点数/ 指示点数)	<主要な業務実績> ④ 農林水産省からの指示「令和3年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について(令和3年4月19日付け3消安第383号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、実態調査の分析値の信頼性を確認するため、次の危害要因と調査試料の組合せについて、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェックを行うために分析を実施し、その結果を報告した。 【実施率100%(20/20)】 ・タイプAトリコテセン類、タイプBトリコテセン類、ゼアラレノン(ZEV)、アフラトキシン類(ハトムギ10点)・トロパンアルカロイド類(大豆5点、ソバ5点)	<評定と根拠> 評定: B 根拠:農林水産省からの指示 点数に対する分析実施点数は 100%であり、計画における所 期の目標を達成している。	④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務について、農林水産省が指示した調査試料20点の分析を実施し、実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成している。(評定:B)
⑤ ISV/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」という。)に基づき、認定機関による更新審査の結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。	(5) ISI/IBC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に 関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証する ため、平成25年度に適合認定を取得した「ISI/IBC 17025試験所及U校正機関の能力に関する一般要求事項」 (以下「一般要求事項」という。)について、認定機関によって実施される更新審査の結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。	<定性的指標> ◇ISO/IIC 17025 〜の 適合性の維持	<主要な業務実績> ③ ISO/IBC 17025:2017 による本部の試験所認定 (LC-MS/MS による 小麦及び大麦中の赤かび病かび毒の定量試験) について、内部 監査を実施するとともに、マネジメントレビューを実施して継続的改善を図った。また、令和3年6月23日に行われた認定機関による更新審査で、一般要求事項に適合していると評価され、令和4年2月1日付けで認定が更新され、認定試験所としての体制を維持した。 なお、加工食品中のアクリルアミド定量試験について、ISO/IBC 17025:2005の要求事項に適合し、信頼性の高い分析データを提供する能力があることを自ら表明する自己適合を平成30年度から本部と神戸センターとのマルチサイトで宣言しており、令和3年度中に本部、神戸両サイトにおいてISO/IBC 17025:2017へ移行した。 外部技能試験については次の危害要因と食品の組合せについて取り組んだ。 ・デオキシニバレノール (DON)、ゼアラレノン(ZEN)、T-2トキシン、HT-2トキシン (小麦粉)・麦角アルカロイド類(ライ麦)・アクリルアミド(ポテトクリスプ)	根拠: ISO/IEC 17025:2017 による本部の試験所認定の更新審	(5) 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するために取得した ISO/IBC 17025:2017 認定が、審査の結果更新され、引き続き適合性を維持していることから、目標の水準を満たしている。(評定:B)

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第1-4	その他の業務				
業務に関連する政策・施策			センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)		
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069		

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 3年度 29年度 30年度 2年度 達成目標 基準値 29年度 30年度 元年度 2年度 元年度 3年度 (1) カルタヘナ法関係業務 実施率 100%(報告件数/立 実績なし 実績なし 実績なし 実績なし 実績なし 予算額 (千円) 438, 692 428,051 471, 535 490,683 493, 539 入検査件数) 決算額 (千円) 428,640 467, 264 476, 859 478, 451 419, 353 (2) 情報提供業務 顧客満足度 5 段階評価平均値 経常費用 (千円) 451, 813 463, 553 482, 725 469, 482 463, 294 ① ホームページ等によ 3.5以上 経常利益 (千円) 11,349 13,445 15, 171 31,570 18,921 る情報提供 (ホームページ) 3.8 3.9 3.7 3.8 3.8 3.9 4.0 4.0 4.2 4.1 (メールマガジン) 行政コスト (千円) 869,810 471, 478 465, 550 4.2 3.9 4.3 4.2 4.2 (広報誌) 行政サービス実施 462,028 478, 239 コスト (千円) ② 事業者等からの講師 顧客満足度 5 段階評価平均値 4.6 4.6 4.4 4.3 4.5 従事人員数 47 47 47 48 48 派遣依頼等 3.5以上 ③講習会の開催 顧客満足度 5 段階評価平均値 3.9 4.2 4.2 4.3 4.2 3.5 DJ E 100%(参加回数/計 100%(16/16) (3) 検査・分析に係る信頼 外部技能試験 100% (16/16) 100% (15/15) 100%(12/12) 100%(10/10) 性の確保及び業務遂行 の実施予定数 画回数) 能力の継続的向上 に対する実施 ① 分析業務の精度管理 率 ② 技術研修の実施 実施率 100%(実施件数/計 100%(48/48) 100% (48/48) 100% (49/49) 100%(33/33) 100% (35/35) 画件数) (4) 関係機関との連携 研修・講座の 1回 1回 3回 4回 2回 開催について ① 国民生活センターと の連携 の連携 ② 国際技術協力要請 実施率 100%(専門家の派遣 100%(2/2) 100%(1/1) 100% (2/2) 実績なし 100%(2/2) 実施件数及び海外か (専門家の派遣) らの研修員の受入件 ② 国際技術協力要請 100% (6/6) 100% (5/5) 100% (3/3) 実績なし 数/依頼件数) (海外研修員の受入)

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業	務に係る目標、計画	、業務実績、年度評価に係る自己評価及	び主務大臣による評価	五 五			
年度	目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大	臣による評価
12		; // ZEFT	<u> </u>	業務実績	自己評価	1.1737	
4 その他の業務		4 その他の業務 その他の業務の実施に当たって は、各職員が自身の業務を点検し、 常に業務改善の意識を持って創意工 夫に努め、効果的かつ効率的に業務 に取り組むものとする。	<定量的指標> ○その他の業務 中項目の罪定は、小項目別(◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目7 (項目) ×2点(B) =14点 B: 基準点(14) ×9/10≦ 各小項目の合計点(12) < 基準点(14) ×12/10 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 〈業務の評価〉 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施した。)	8の小のないが7項目を積み_ はBでは ※小項目 果は記	B ご至った理由> 項目のうち実績 項目を除き、B 引であり、小項目 上げた項目別評定 ちったため。 目の点数の計算結 法人の自己評価と
規制に関する指集は関する指集は関する者様は関すののでは、	法関係業務 生物等がある条が、 生物等がある条が、 を講する名のにのようにののを はいて、 はいて、 はいて、 はいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規 制による生物の多様性の確保に関す る法律(平成15年法律第97号。「カ ルタヘナ法」という。)第32条第1 項の規定に基づき、同条第2項の農 林水産大臣の指示に従い、立入り、 質問、検査及び収去を実施し、その 結果を指示期間内に農林水産大臣に 報告する。また、立入検査等を行う ための規程等を必要に応じて見直 す。	《定量的指標》 ◇実施率:100% (報告件数/立入 検査件数)	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定: - 根拠:実績がないため評 価せず。	務につ	レタヘナ法関係業 Dいて、実績がな D評価せず。 (評 -)
対する信頼性の 頼できる農産物 するため、農業 の安全性、JAS、 る情報、科学的 検査結果など、I て生産者、ホーム ガジン、広報記	する知識や食品に 向上及び安全で信 の生産・流通に資 生産資材及び食品表示等に関す 知見、各種制度や FAMIC の業務に関し ・者等の関心の高い ページ、メールマ 及び講習会等の実 やすく提供する。	(2) 情報提供業務					

① ホームページ等による情報提供
ホームページ、メールマガジ
ン、広報誌等を通じて、国民に対
し、肥料、農薬、飼料、飼料添加
物等の農業生産資材の安全性に関
する情報や、JAS、食品表示等に関
する情報を分かりやすく提供す
7

ホームページ、メールマガジン 及び広報誌については、サービス の受け手である利用者等の声を反 映した業務の改善を図るため、ア ンケート調査等により顧客満足度 を測定して、5段階評価で3.5以上 の評価となることを目標とする。

- ① ホームページ等による情報提供
- アホームページの情報の内容を適 宜更新することにより、JAS等に 関する情報、食品表示に関する情 報、農薬登録に関する情報、農業 生産資材の安全性に関する情報や 企業等からの相談事例等を速やか に提供する。

- イ 内閣府食品安全委員会等の動向 や食品の安全と消費者の信頼の確 保に関する情報を事業者等に対し て速やかに提供するため、希望者 にメールマガジンを毎月3回以上 配信する。
- ウ 業務に関連した情報や知見など を分かりやすく提供するため、広 報誌を4回以上発行する。

- エ より効果的な情報提供の取組を 進めるため、検査等業務及び情報 提供業務等に従事する職員から成 る委員会を年10回以上開催する。
- オ ホームページ、メールマガジン 及び広報誌については、サービス の受け手である利用者等の声を反 映した業務の改善を図るため、5

る情報提供 <定量的指標>◇ <主要な業務実績>

顧客満足度:3.5 以上(5段階評 価平均値)

顧客満足度:3.5 ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。

ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS 製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。(更新回数 212 回、アクセス回数 478, 161 回)

[ホームページの主な掲載内容]

- ・食品等検査関係情報 (JAS、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル 等)
- ・農薬検査関係情報(登録・失効情報、農薬登録申請、GLP 適合確認申請 等)
- ・肥飼料検査関係情報(関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料等 試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表 等)
- ・OIE コラボレーティング・センターとしての活動(輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告(要旨)等)・ISO・Codex・国際協力関連情報・センター情報(行事・講習会等情報、相談窓口等)
- ・公表事項(独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等)
- イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に 関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメール マガジンを49回(3月末現在登録者数6,425、延べ配信数312,634通)配 信した。

[メールマガジンの主な掲載内容]

FAMIC の情報(行事・講習会等)及び食の安全と消費者の信頼確保に 関する情報(各府省の報道発表資料等)

ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回(毎回5,000部)発行し、学校・教育関係機関等に配付した。また、写真やイラストを多用しつつ、出来る限り消費者が分かりやすい表現となるよう工夫した。

[広報誌の主な掲載内容]

- 食品、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報
- Q&A
- 行政情報
- ・食と農のサイエンス
- エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供 業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を 11 回開催 し、ホームページ、メールマガジン、広報誌、イベント等における提供 情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。
- オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務の顧客満足度(5 段階評価)の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。・ホームページ 3.8

<評定と根拠> 評定: B

根拠:ホームページ、メ ールマガジン及び広報誌 の顧客満足度3.5以上で あり、計画における所期 の目標を達成している。 (2)① ホームページ等による情報提供について、アンケート調査等により顧客満足度は5段階評価の平均で3.5以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定: B)

	段階評価で35以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。また、顧客満足度が5段階評価で35未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		・メールマガジン 4.1 ・広報誌 4.2		
② 事業者等からの講師派遣依頼等事業者等からの講習でで、 事業者等からの講習でで、 適、は頼極的に対してため、には対して、 を持ている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	② 事業者等からの講師派遣依頼等事業者等からの講師派遣で対して、適以下のの相談が応するため、者がありまた、場合に対して、としてのでは、一次の	<定量的指標> <定量的指標 : 3.5 以上 (5 段階評価平均値)	《主要な業務実績》 ② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。 ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に49回(参加者5,755名)役職員を講師として派遣した。 事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を43回派遣した。 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を新規16件、更新を7件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。(データベース化されたテキスト等71件) ウ 相談窓口業務においては、事業者等からの食品の品質等に関する相談5,176件(うち、新たな原料原産地表示に関する相談94件)に対応した。また、消費者からの相談への対応の質の向上を図るため、相談対応マニュアルを見直すとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例3件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査した。(全収録数43件) エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度(5段階評価)の平均値は、4.5であった。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 顧客満足度 3.5 以 上であり、計画における 所期の目標を達成してい る。	② 事業者等からの講師では、5 段階等について、アンケートは、5 段階ができませる。 3.5 以上とない。 1 標準についると、 1 標をられる。 (評価の) 1 には、 2 を 1 を 2 を 3 を 3 を 5 を 5 を 5 を 6 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7

	を究明して必要な改善措置を速や かに講ずる。				
③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準 化施策の推進、食品表示の適正 化等に資するため、事業者、検 査機関、都道府県等に対して、 法令に関する知識、検査技術、 分析技術、食品の品質・表示等 に関する講習会を開催する。 FAMIC が主催する講習会については、サービスの受け手である 利用者等の声を反映した業務の 改善を図るため、アンケート調 査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価 となることを目標とする。	農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。	<定量的指標> < 顧客滿足度:3.5 以上(5 段階評価平均値)	〈主要な業務実績〉 ③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。 ア JAS 制度の情報提供を目的とする講習会を 4 回開催した。この他に、北海道農政事務所と連携して原料原産地表示制度等に関する講習会を 2 回、食品表示基準に関する講習会を 1 回、合計 7 回(参加者計 93 名)の講習会を開催した。また、横浜事務所、神戸センター及び福岡センターにおいては、web 会議システムを利用した講習会を各 1 回開催し、利用者の利便性を向上したことにより、いずれも高評価を得ることができた。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:顧客満足度 3.5 以 上であり、計画における 所期の目標を達成してい る。	③ 講習会について、アンケート調査等により顧客満足度は、5段階評価平均で3.5以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
	イ 都道府県の職員を対象に、肥料の分析に関する講習会を 1 回以上開催する。 ウ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を 7 回以上開催する。		イ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策へ対応するため、都道府県の職員を対象とする「肥料分析実務者研修」を1回(参加者31名(25 都道府県))、リモートで開催した。 ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回(参加者46名)及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を2回(参加者57名)開催した。		
	エ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で35以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。また、顧客満足度が5段階評価で35未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講する。		エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務の顧客満足度(5段階評価)の平均値は、4.2であった。また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満のものはなかった。		
(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。	保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及				
① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に 係る信頼性を確保するため、外 部技能試験への参加等、個別の 分析業務の目的に応じた精度管 理を行う。	① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る 信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025 の考え方に基づき、作業手順書等の 基準文書に基づく業務管理及び技術 管理を推進し、外部技能試験への参	<定量的指標> ◇外部技能試験の 実施予定数に対 する実施率: 100%(参加回数 /計画件数)	<主要な業務実績> ① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、引き続き ISO/IEC 17025 の自己 適合宣言の取組を推進した。 ア 加工食品中のアクリルアミドの定量試験等 6 試験項目については、自己適合宣言を維持した。 イ とうもろこしのかび毒の分析については、自己適合宣言の対象範囲を	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり外部 技能試験を実施した。ま た ISO/IBC 17025:2017 自己 適合宣言に向けて取組を	① 分析試験を伴う検査 等業務に係る信頼性を 確保について、外部技 能試験を10件実施し、 実施率10%である。

		加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。		地域センターに拡大した。 ウ これと並行して、手順書の改正など ISO/IEC 17025:2017 への移行に向けた取組を進めた。 また、ISO/IEC 17025:2017 の自己適合宣言への取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。 ○肥料の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をラボラトリマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。 ○農薬の検査・分析 ISO/IEC 17025:2005 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、ISO/IEC 17025:2017 に準拠したマネジメントシステムに移行し運用を開始した。 ○飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。 ○食品等の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、試験実施記録等の必要な記録の励行と確認を行った。また、ISO/IEC 17025:2017 に準拠したマネジメントシステムに移行する作業に引き続き取り組んだ。 全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IEC 17025:2005 に基づくマネジメントシステムを構築した業務等については外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加(10 回、延べ33 名)させた。 【実施率 100%(10/10)】	進め、国際的に通用する ISO 規格に準拠したマネ ジメントシステムの体制 を構築しており、事業計 画における所期の目標を 達成している。	また、分析試験の信頼性確保のためにISO/IEC 17025の自己適合宣言について取組を実施していることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
の業務に携 力を継続的 析技術、分 精度管理、 検査、その	所の実施 分析、立入検査、調査等 続わる職員の業務遂行能 的に向上させるため、分 分析機器の操作、分析の 関係法令に基づく立入 の他検査等業務の的確な 要な研修を計画的に実施	② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の 業務に携わる職員の業務遂行能力の 継続的向上を推進するため、令和 3 年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。	<定量的指標> ◇実施率:100% (実施件数/計画 件数)	〈主要な業務実績〉 ② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、令和3年度職員技術研修計画(全35件)に基づき、次のとおり研修を行った。【実施率100%(35/35)】 研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのアンケート等により研修効果を検証するとともに、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。なお。令和3年度は、ISO/IBC国際標準化研修(初級編)及び同研修(中級編)計2件の研修を新たに実施した。 ・新規採用者技術研修等2件新規採用者等を対象とした研修のほか、採用後3年目程度の職員を対象とした研修を実施した。 ・外国語力強化研修1件業務上必要な英語力を習得するための英語力強化研修を行った。 ・業務技術研修32件各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するためのJAS法又は食品表示法に基づく立入検査[内部研修や農薬取締法に基づく立入検査[内部研修や農薬取締法に基づく立入検査に係る研修に加え、ISO/IBC 17025内部監査員研修や ISO 9000審査員研修、GMP ガイドライン検査員養成研修等を行った。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり検査 等業務の的確な遂行に必 要な研修を計画的に実施 しており、所期の目標を 達成している。	② 技術研修について、 検査・分析、立入検 査、調査等の業務に携 わる職員の業務遂行能 力を継続的に向上させ るために35件実施し、 実施率は100%であるこ とから、計画における 所期の目標を達成して いると認められる。 (評定:B)

_				令和3年度職員技術研修計画に基づく研修のほか、業務の遂行に必要な 調査研究倫理研修、新 JAS 等内部伝達研修、農薬残留分析基礎研修等を 適宜実施した。		
	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センター との連携については、相互の協力 を推進することとし、講師派遣等に ついて両者間の連携・協力に関する 合意に基づき、適切に対応する。	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターと の連携については、両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に 対応する。	<定性的指標> ◇研修・講座の開催についての連携	<主要な業務実績> ① 独立行政法人国民生活センター(以下「国セン」という。)との協定(平成23年5月17日締結)に基づく、FAMICが分析対応する事案はなかった。 なお、国センとの合意(平成20年3月3日合意)に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい(2回)、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用等の連携を図った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:研修・講座の開催 についての連携を適切に 実施しており、目標の水 準を満たしている	(4① 国民生活センターとの連携について、研修会の講師として職員の招へい、商品で入り、商品で入り、商品で記して、の表員派遣などを実施していることから、目標の水準を満たしている。(評定: B)
	② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の 関係機関からの国際技術協力等の 要請については、国内活動及び専 門家の海外派遣を行うとともに、 海外からの研修員の受入れを行 う。	② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	<定量的指標> ◇実施率:100% (専門家の派遣 実施件数及び海外からの研修員 の受入件数/依頼 件数)	<主要な業務実績> ② 本年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う海外出入国規制の影響により JICA 等関係機関から派遣要請はなく、実地による実績はなかった。 JICA からの要請により、FAMIC の業務概要に関する研修をオンラインで2回(延べ13か国、18名)実施した。 なお、オンラインでの研修を円滑に実施するとともに研修生の要望に応えることができるよう努めるべく、要請先の研修担当者と事前調整を行うことで、効率的かつ効果的に実施することができた。 【実施率100%(2/2)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:要請のあった海外 からの研修員受入実施率 が100%であり、事業計 画における所期の目標を 達成している。	② 国際技術協力業務に ついて、養成に基づき 実施しており、実施率 は100%であることか ら、計画における所期 の目標を達成している と認められる。(評 定: B)

1. 当事務及び事業に関する基本情	報	
第2-1	業務運営コストの削減	
当該項目の重要度、困難度		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報)
								当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの縮減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	(27 年度予算額) 559, 373 千円	3%削減 削減額 7,596 千円)	3%削減 (削減額 7,368 千円)	3%削減 (削減額 7,132千円)	3%削減 (削減額 6,918千円)	3%削減 (削減額 6,757 千円)	
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	(27 年度予算額) 804,895 千円	1%削減 削減額 7,889 千円)	1%削減 (削減額 7,811 千円)	1%削減 (削減額 7,725 千円)	1%削減 (削減額 7,647 千円)	1%削減 (削減額 7,623 千円)	

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	1	主発大	臣による評価
TARM	3.7281 I		業務実績	自己評価		T DITTER
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○業務運営コストの縮減 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目2(項目)×2点(B) =4点 B: 基準点(4)×9/10≦ 各小項目の合計点(4) < 基準点(4)×12、< 課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。	/10	2 の小 項目であ Bであっ ※小項目 は法人 じ。	B 至った理由> 項目のうちBが り、項目別評定に たため。 の点数の計算結り 、の自己評価と同 には次のとおり。
1 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う 事業については、業務の見直し 及び効率化を進め、一般管理費 (合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除 く。)については令和2年度比 3%以上の抑制、業務経費(消費者物価指数による影響額を除 く。)については令和2年度比 1%以上の抑制をすることを目標に削減する。	1 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行 う事業について、令和 2 年度 比で一般管理費(合同庁舎維 持等分担金及び消費者物価指 数による影響額を除く。)を 3%以上、業務経費(消費者物 価指数による影響額を除 く。)を 1%以上抑制するこ とを目標に、(2)による業務の 見直し及び効率化を進める。	<定量的指標> < 一般管理費削減率 (合同庁舎維持等分 担金及び消費者物価 指数による影響額を 除く。):3%以上 < 定量的指標> < 業務経費削減率(消 費者物価指数による 影響額を除く。): 1%以上(ただし、 新規・拡充分を除 く。)	<主要な業務実績> (1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、予算額において令和2年度と比較すると一般管理費については3%減、業務経費については1%減となった。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 一般管理費は令和2 年度比3%減となり、計画 における所期の目標を達成 している。 <評定と根拠> 評定: B 根拠:業務経費は令和2年 度比1%減となり、計画に おける所期の目標を達成し ている。	度比3% と期の目 と認め B) (1) 業務 比で1% とから目 地で1% とから目 もので1% とがら目 がで1% とがり がの目	管理費は令和2年 る減となっているこ 、計画における戸標を達成している られる。(評定: 経費は令和2年 る減となっているこ 、計画における戸標を達成している られる。(評定:
	(2) 業務運営コストの縮減に当		(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。			

たっては、次の取組を行う。 ① 関連規程等に基づき積極的に アウトソーシングを実施す る。	① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。・残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液の調製作業・メールマガジンの配信作業・広報誌の編集及び発送作業	指標のない(2)の業務運営コストの縮減のための取組については計画のとおり適切に実施していると評価する。
② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。	② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMIC における分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。	
③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。	③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、令和4年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、自己評価を行った。 (表2-2-1参照)	

4.	その	他参考	-
┰.	(0)		日十八

1. 当事務及び事業に関する基本情	報	
第2-2	人件費の削減等	
当該項目の重要度、困難度		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2 9年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費の消滅	人件費 (令和2年度予算額以下)	4,480,928 千円 (令和2年度予算額)	4,307,897 千円 (実績額)	4,362,037 千円 (実績額)	4,365,454 千円 (実績額)	4, 274, 329 千円 (実績額)	4,342,233 千円 (実績額)	

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による
十尺口伝	尹 太川四	上なけ川田田宗	業務実績	自己評価	土扮人正による
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○人件費の削減等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) ×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定 B <アンドラス
人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月 44日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するともに、役職員の給与を参約与の在り方について検証し、その検証し、その検証は果や取組状況をホームともにおいて数人件費を令和2年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和2年11月6日閣議決定)こ基づき適切に実施する。	2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法 人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏ま え、国家公務員の給与の在り方について 検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するととも に、総人件費を令和2年度以とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増 員分、退職金、福利厚生費(法定福利 費及び法定外福利費)、非常勤役職員 給与及び人事院勧告を踏まえた給与改 定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たって は、「公務員の給与改定に関する取扱 いについて」(令和2年11月6日閣議 決定)を踏まえ、適切に対応する。	<定性的指標> ◇人件費(令和2年度 予算額以下) ただし、新規・拡充 充業 移職・ 福利費 分費 (法定 和利費) ・非常勤役を職員 と変と では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	<主要な業務実績> 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水 準を維持しており、令和3年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は 97.4であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取 組状況について令和2年度分までをホームページにおいて公表した。 役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和3年11月24日閣議決定)等を踏まえ、令和3年度人事院勧告の期末手当の支給月数の引下げについては、令和4年6月の期末手当及び期末特別手当から減額調整することとした。 また、長時間労働の削減については、次世代育成支援行動計画に基づき各種対策に取り組んだ。 総人件費については、常勤職員数を令和3年1月1日時点(※)の634名から641名(令和4年1月1日時点)と増加しているものの、人員の新陳代謝により令和2年度と比較して人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与を除く。)が3.1%減額となった。 ※独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日で	<評定と根拠> 評定:B 根拠:人件費は令和2 年度予算額以下であり、計画における所期の目標を達成している。	価具にでは、 電具にという。 ははししるでは、 ににて較削年がのでは、 のでは、

1. 当事務及び事業に関する基本情	. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2-3	調達等合理化の取組								
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069						

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
調達等合理化の取組(一者応札・応募 割合)	競争性のある契約に占める一者	44%以下	45%	47%	41%	39%	32%		
調達等合理化の取組(随意契約による ことができる事由の明確化)	随意契約によることができ る事由の明確化	_	9件 契約監視委員会による 事後評価の実施	12件 契約監視委員会による 事後評価の実施	20件 契約監視委員会による 事後評価の実施	22件 契約監視委員会による 事後評価の実施	21件 契約監視委員会による 事後評価の実施		
調達等合理化の取組(契約監視委員会 における点検・見直しの状況)	契約監視委員会における点 検・見直しの状況	_	契約監視委員会による 事後評価を受け、妥当	契約監視委員会による 事後評価を受け、妥当	事後評価を受け、妥当	契約監視委員会による 事後評価を受け、妥当	契約監視委員会による		

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	主務大臣による評価				
		以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○契約の点検・見 直し 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目3 (項目) ×2点(B) =6点 B: 基準点(6) ×9/10≦ 各小項目の合計点(6) < 基準点(6) ×12/10 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。		3の/3項目で 積み上に Bであ ※小項 果は 同じ。	Bに至った理由> ト項目のうちBが であり、小項目を げた項目別評定は ったため。 目の点数の計算結 法人の自己評価と , 的には、次のとお		
	3 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組 の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」	3 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 (2) 一般競争入札については、幅広	<定量的指標> ◇競争性のある契約に占める一条 約に占・44%以年成29年年成29年年成29年年間のでの3年間のである年間のである上回によった。 といこ契約監視で、製約監視で、 し、契約監視で、	〈主要な業務実績〉公正性・透別性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。 (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。(表2-3-1参照) (2) 一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘をする等により、一者応札・応募数の減少(▲9件)となった。その結果、一者応札・応募の割合は件数で32.0%となり目標の44%以下の水準を満たした。これら一者応札・応募の案件については、外部有識者を交えた契約監視委員会において	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり調達等 合理化計画に基づく一者応 札・応募の改善に取り組 み、一者応札・応募の割合 は 320%となり計画におけ る所期の目標を満たしてい る。	約に 応募 業者 分析 にた。 32.0 44 % こと、 者を	競争性のある契 占める一者応札・ 割合について、事 へのアンケートの 等、の取組が行わ ことには標値: 以下)になった 、また、外部に視委 で審議及びフォロ		

を着実に実施し、 組を行う。 (1) 契約については 競争入札とし、一 応募等の改善に不 組む。	は原則一般 一者応札・	く周知し、仕様書の見直しや公告 期間を十分確保する等の改善に不 断に取り組み、一層の競争性が確 保されるように努める。	やむを得ない事情があると判断されたものにあっては、評価の際に考慮する。)	妥当性及び改善方策について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。 また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。		ーアップが行われる 等、契約の公平性・透 明性の確保の取組が行 われていることから、 計画における所期の目 標を達成していると認 められる。(評定: B)
(2) 随意契約につい立行政法人の随意る事務について」年10月1日付け総号総務省行政管知)に基づき、版よることができる確化し、公正性・確保しつつ合理的実施する。	意契約に係 (平成 26 管査第284 ・理局長通 道意契約に る事由を明 ・透明性を	(3) 随意契約については、「独立行政 法人改革等に関する基本的な方針」 (平成25年12月24日閣議決定)、「独 立行政法人の随意契約に係る事務に ついて」(平成26年10月1日付け総管 査第24号総務省行政管理局長通知) に基づき、随意契約によることがで きる事由を明確化し、公正性・透明 性を確保しつつ合理的な調達を実施 する。	<定性的指標> ◇随意契約による ことができる事 由の明確化	〈主要な業務実績〉 (3) 随意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。 また、令和3年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の事由の明確化、公正性・透明性の確保に努めた。 この結果、競争性のない契約件数は21件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。 (表23-2参照)	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり調達 等合理化計画に基づく随 意契約における事由の明 確化等に適切に取り組ん でおり、目標の水準を満 たしている。	(3) 随意契約について、契約事務取扱規程に随意契約によることができる事由が明確化されて調達を実施しており、さらに検討会において当該調達手続の点検が行われていることから、目標の水準を満たしている。(評定: B)
(3) 契約については 部有識者によって 約監視委員会にお 等が確保されてい 検・見直しを行う。	構成する契 いて公平性 いるかの点	(4) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。 (5) 調査研究業務に係る調査については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。 (6) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。 (7) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。	<定性的指標> ◇契約監視委員会 における点検・ 見直しの状況	〈主要な業務実績〉 (4) 契約監視委員会を次のとおり開催し、個々の契約案件の事後点検を受けた。併せて一者応札の改善方策についてフォローアップ等がなされた。 ① 令和3年5月19日:理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(令和2年度第4四半期分)の事後点検 ② 令和3年12月13日:理事長が定める基準に該当する個々の契約案件(令和3年度第1~第2四半期分)の事後点検 (5) 調査研究業務に係る調達にないて、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係所省)」及び「同検証会議(関係法人)」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。 (6) FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人と契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表することとしており、令和3年度は該当する契約はなかった。 (7) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、令和3年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:契約監視委員会の 点検結果、フォローアッ ブ内容を踏まえ、調達合 理化を着実に推進してお り、目標の水準を満たし ている。	(4) 契約監視委員会における公平性等が確保されているかの点検・見直しについて、点検結果及びフォローアップの結果を踏まえて調達の合理化を推進していることから、目標の水準を満たしている。(評定:B)

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-1	保有資産の見直し等								
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069						

2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況		保有資産の維持	特許権の放棄1件	保有資産の維持	保有資産の維持	保有資産の維持				

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績 自己評価			至による評価			
	1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成36年9月2日付け総管査第38号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについ	4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成36年9月2日付け総管査第238号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、	<定量的指標> ○保有資産の見直し等 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。 <定性的指標> ◇保有資産の見直し状況	業務実績 <評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。 <主要な業務実績> 保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3箇所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ場1箇所(岩槻ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。 (表3-1-1参照) なお、宿舎及び福利厚生施設は保有していない。 保有する特許権1件「生糸ずる節検出方法および装置」につい	×12/10 <評定と根拠>	評定 <評定に至項にでする。 「日別評項目の自別評項目の自別・小法人体が機関である。」 「おいった」といる。 「いった」といる。 「いった」といる。 「いった」といる。 「いった」といる。 「いった」といる。 「	B こった理由> 「目はBであり、項」 「Bであったため。」 「点数の計算結果は己評価と同じ。 には、庁舎、ほ器等について、利ごに係る書としいることを要性の見ら、計所期の目標を達成認められる。(評			
	ては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	不要財産として国庫納付等を行うこととする。		ては、毎年納付する特許料等が発生しないことから、特許権を維持した。 (表 3-1-2 参照)						

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第3-2	自己収入の確保									
当該項目の重要度、困難度	-		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報)
								当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入確保の状況	_	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師で遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	

左京日無	+W-1-		法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
年度目標	事業計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	土務人足	による評価
		<定量的指標> ○自己収入の確保 中項目の評定 は、小項目別 (◇)の評定結果 の積み上げにより 行うものとする。	<評定と根拠> 評定: A 根拠: ◇小項目1 (項目) ×3点 (A) =3点 A:基準点(2) ×12/10≦ 各小項目の合計点(3) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 計画に基づき、自己収入を確保するため的確に取組を実施したこ規定された接着剤同等性能の確認スキームを創設して受託収入を付上回る成果が得られていると認められる。		1 の小り、項目別ったため。 ※Bの基準 る小項目 点)×9。 の合計点	B 三った理由 > 項目はBであ 川評定はBであ 書点(実績のあ 書数 1×2 点=2 /10≦ 各小項目 気(1項目×2点
2 自己収入の確保 FAMIC の事業の目的を 踏まえつつ、依頼に基 づく検査及び講師の派 遺等について適切に対 応するとともに、受託 収入の獲得、受益者の 負担の水準について不 断の見直しを図ること 等により、自己収入の 確保に努める。	5 自己収入の確保 自己収入を確保するため、次の取組を行う。 (1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。 (2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。 (3) 保有の必要性が認められる特許権については、特許による収入を図るため周知・広報する。 (4) 受託業務を実施するため、早期に内部規程類の作成及び実施体制の整備を行う。 (5) 手数料の見直しを行い、必要に応じて改定する。 (6) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とFAMICの業務との関係に留意して適切に対応する。	<定性が指標> ◇自己収入確保の 状況	<主要な業務実績> 自己収入を確保するため、次の取組を行った。 (1) 講習事業については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。 (2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。 (3) 特許収入の拡大に資するよう、現在保有している特許については引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースでの掲載等により周知・広報を図った。 (4) 集成材等のJASに規定された接着剤同等性能の確認スキームを創設し、2,279千円の受託収入を確保した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 集成材等の接着剤を用いて製造する林産物のJASでは、使用できる接着剤の種類が定められており、それらと同等の性能を有する接着剤も使用できることが規定されている。同等の性能を有するか否かの確認に当たっては、様々な接着性能試験の実施とその結果の確		(2(B 12/10=2 具体のます はのででは、でに努なます。 を持たした。 はでは、でに努なます。 はでは、ではいないでは、 なります。 はでは、ではいるないです。 なります。 はでは、これに対しているののよう。 はないでは、 なります。 なりでは、これに対しているののよう。 はないでは、これに対しているののないでは、これに対しているののないでは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののは、これに対しているののでは、これに対しているののでは、これに対しているのでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	には、主催者 には当たっての 型握して実施し にはかえ、講習 に遺等についる。 が、一ジ等を通い、 が、一ジ等を通い は、これのででは、 は、これのでは、 と、これのでは、 と、と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、

	認が必要となるが、結果の確認については、高度な知見や技術が不可欠であり、これを実施できる機関がなかった。このため、林産物に用いる接着剤の同等性能確認のスキームを創設し、令和3年度においては、16件の接着剤について同等の性能の確認結果を公表し、2,279千円の手数料収入を得るとともに、林産物のJAS認証事業者の商品開発や接着剤選択などの利便性向上に大きく貢献した。 (5) 講師派遣等に係る手数料については、最新の根拠資料に基づき試算し、手数料等の単価を改定した。また、改定内容はホームページに掲載し、事業者等に周知を図った。 (6) 寄付の申出については該当する事案はなかった。	るとともに、16 件の接着剤について同等の性能 の確認結果を公表したことは JAS の業務としては 成果が得られていると認 められるが、受託収入の 獲得が目標となっている ことから、本項目で評定 を一段階引き上げるほど の取組とは認められな い。(評定:B)
--	---	---

4. その他	参考情報
--------	------

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第3-3	予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画	(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画								
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069							

2. 主要な経年データ	・・主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報)					
								当該年度までの累積値等、必要な情報					
経費(業務経費及び一般管			経費(業務経費及び一般管										
理費)節減に係る取組	理費)節減に係る取組		理費)節減に係る取組の実施	埋賃/即順に除る取組の美 施	推賞)即減に係る取組の美 施	連貫)即減に係る取組の美 施	理費)即順に係る取組の美 施						
法人運営における資金の配 分状況	法人運営における資金の配 分状況	_	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。	適切に資金を配分した。						

3.	各事業年度の業務に係る目標、	、計画、業務実績、年度評価に	「係る自己評価及び主務大臣」	こよる評価			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主経士	臣による評価	
	一人人口你	尹太时四	工,空山 111111111111111111111111111111111111	業務実績	自己評価	上初入	正でから日間
			<定量的指標> ○予算、収支計画及び資	<評定と根拠> 評定:B		評定	В
			金計画 中項目の評定は、小項 目別(◇)の評定結果の 積み上げにより行うもの とする。	根拠: ◇小項目 2 (項目) ×2 点 (B) =4 点 B: 基準点 (4) ×9/10≦ 各小項目の合計点 (4) < 基準点 (4) ×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		2 の小いであり、 であり、 た項目別 ため。 ※小項目	至った理由> 頁目はBが 2 項目 小項目を積み上げ 評定はBであった
		1 予算 2 収支計画 3 資金計画	<定性的指標> ◇経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る 取組	<主要な業務実績> 令和3年度においても予算の執行を適切に行い、令和2年度に引き続き、業 務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。(財務諸表等参照) 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、令和3年度の財務諸表等につい て監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会 計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関す る情報が正しく表示されていることが確認された。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組を 実施した。	じ。 具体的 行が適切 費、一般 り組むと	の自己評価と同 切には、予算の執 に行われ、業務経 管理費の削減に取 ともに、予算不足 いように定期的に
		_	<定性的指標> ◇法人運営における資金 の配分状況	<主要な業務実績> 平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。 (表3-3-1参照)	<評定と根拠> 評定:B 根拠:適切に資金を配分した。	執行状況 適切かつ。 がなされ	を把握しており、 効率的な資金配分 ていることから、 準を満たしている

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
第3-4	短期借入金の限度額									
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事 業レビュー								

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ													
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報						
	法人の短期借入金について、借入に至った理由及 び使途、金額及び金利、返済の見込み	_	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし							

3	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績	主務大臣による評価								
	十反口尔	事 未刊画	上、みけ一川は	業務実績	自己評価	工(力)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
			<定量的指標> ○短期借入金の限度額		 <評定と根拠> 評定:—	評定	_						
			中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。		根拠:実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価>	実績がないため評価を実 せず。(評定:-)							
	_	第4 短期借入金の限度額 令和3年度:9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した 場合の災害補償費の借入れ	<定性的指標> ◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定:一 根拠:実績がないため評価せず。								

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
第4-1	職員の人事に関する計画(人員及び人件費	D人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)				
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員の人事に関する計画 (人材確保・育成の状況)	人材確保・育成方針の状況	_	_	_	_	人材確保・育成方針を策 定した。	人材確保・育成方針を踏 まえ取組を実施した。	
職員の人事に関する計画 (人事評価システムによる 評価の実施、システムの見 直し)	価の実施、システムの見直		人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを 実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる 評価を実施した。	人事評価システムによる 評価を実施した。	人事評価システムによる 評価を実施した。	
職員の人事に関する計画 (女性登用の促働状況)	女性管理職番用の状況		①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は7.1%	合は16.7% ②管理職に占める女性の	合は16.7% ②管理職に占める女性の	合は16.7%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は6.9%	

3	. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自己評	価及び主務大臣による	评価			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価業務実績	自己評価	主務大	臣による評価
			<定量的指標> ○職員の人事に関する計画 中項目の評定は、 小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×3点 (A) + 小項目2 (項目) ×2点 (B B:基準点 (6) ×9/10≦ 各小項目の合計点 (7) < 基準点 (6) ×12/ 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。	の合計点 (7) < 基準点 (6) ×12/10 適切に対応する。		B 「至った理由> 「質目のうち、Aが1が2項目であり、 積み上げた項目別であったため。 の点数の計算結果 の自己評価と同
	1 職員の人事に関する計画 従前から実施している関係 法令に基づいた業務に加え、 農林水産行政の見直しに対応 した国からの要請等に確実に 応え、業務の円滑な推進を図 るため、計画的な人事交流や 研修等により職員の資質向上	2 職員の人事に関する計画(人員 及び人件費の効率化に関する目標を 含む。) 従前から実施している関係法令に 基づいた業務に加え、農林水産行政 の見直しに対応した国からの要請等 に確実に応え、業務の円滑な推進を 図ることを目的に必要な人材の確 保・育成を推進するため、人材確	関する目標を		いて、E 持・向上 成方針が とから、 している。 人事評	保・育成方針につ MIC の強みを維 するための人材育 制定されているこ 目標の水準を満た (評定:B) 価について、人事 テムによる評価を	

を図る等、必要な人材を確保・育成する取組を推進する。 FAMICの人事評価システムにり職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材質置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、女性登用の拡大のための取組を推進する。	握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 (1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要	◇人事評価システムによる評価の 実施、システム の見直し	職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績の要素を総合的に判断し、人材配置を行った。また、令和3年4月期人事異動において、人事ルール等において設けた特例措置(育足や介護等の事情により勤務地を変更できない職員を特例措置として昇任させるもの。)により3名を昇任させる人事企画を行い、意欲向上等を図った。(特例措置適用者は職員に公表。) 人事評価システムについては、検証を行った結果、令和3年度において見直しはなかった。(1)適切な要員・人事配置適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。令和3年度の常勤職員数は641名(令和4年1月1日)となり、前年度634名(令和3年1月1日)から7名増加した。増加要因は、育児休業等休職者の代替職員4名の増員と人事交流により3名が一時的に増加した。(2)人事交流 職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。(転出35名、転入42名) (3) 新規採用 Web を活用した業務説明会の開催等により FAMICを PR し、農学、化学、行政等の試験区分の国家公務員合格者から、予定どおり19名の新規採用者を確保した。(再掲)	根拠:計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しのための検証を実施しており、目標の水準を満たしている。また、人事ルール等の特例措置により昇任させる人事企画を行い、職員の職務への意欲向上や能力の最大化に繋がる取組を行った。	実施し、見直しのための検 証を実施していることから、目標の水準を満たしている。 (評定:B)
	(4) 女性登用の促進については、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)」を踏まえ、管理職の女性割合増加のための取組等、女性登用の拡大を図る取組を行う。	<定性的指標> ◇女性登用の促進 状況	<主要な業務実績> (4) 女性登用の促進 ① 役員に占める女性の割合は16.7%となり、現状を維持した。 ② 管理職に占める女性の割合は、令和2年度の4.7%から新たに2名増加(1名減、3名増)したことにより、22ポイント増加し6.9%となった。 管理職の女性登用については、農林水産省との人事交流による女性管理職員の増減は見通せないものの、今後の管理職の定年退職予定者を見越して、登用対象者を把握し、管理職登用に向け土台作りが必要であることから、管理職登用の可能性がある女性職員に対し意識啓発のため人事院主催の女性登用候補者層を拡大することを目的とした研修への参加(4名参加)を促した。また、各部門人事担当部長が連携し、農林水産本省、地方農政局等の人事担当と人事交流の調整を行い、管理職への女性登用の人事企画に努めた。さらに令和3年度は次の取組を行い、男女ともに活躍できる職場風土及び意識改革等を図った。 ・仕事と家庭の両立のための支援制度を周知し、仕事と家庭の両方で男性と女性ともに貢献できる職場風土の醸成。	<評定と根拠> 評定: A 根拠: 女性管理職が定年によ り1名減したが、新たに3名 増加した。 また、女性管理職候補者の 拡大のための研修参加の促進 とともに、男女ともに活躍で きる職場環境作り及び意識改 革等の取組を行い、短期及び 中長期的な取組により、女性 管理職の登用拡大のための取 組を積極的に行った。	女性の登用について、新たに3名管理職に登用している。 さらに、男性職員の配偶者出産休暇の拡充(2日から3日)、不妊治療のための出生サポート休暇などを整備するほか、男女ともに活躍できる職場風土及び意識改革のための研修などにより、女性管理職の登用拡大のために短期及び中長期的な取組を実施していることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。(評定:A)

	・より女性が働きやすい職場作りのため、女性職員の活躍に繋がるワークライフバランス推進研修(外部講師)及び同座談会(人事院主催のキャリアアップ研修に参加した職員及び子育て経験のある職員を講師)を実施した。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ワクチン休暇等を措置(接種日及び副反応等の場合、職員は国と同様の職務専念義務免除とし、職員の家族であって付き添いを要する者については、独自に特別休暇を措置)した。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対応だけではなく、ワークライフバランスの推進を図ることを目的とした新たな在宅勤務制度を整備した。 ・男性職員の配偶者出産休暇の拡充(2日から3日)、不妊治療のための出生サポート休暇を整備した。 ・令和4年度の階層別研修において、ワークライフバランス推進に関する講義を盛り込み、組織全体に広く浸透する研修計画を策定した。	
(5) 給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和2年度以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、非常勤役職員給与及び人事完勤告を踏まえた給与改定部分を除く。また、役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、適切に対応する。	(5) 給与水準 給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表した。また、総人件費についても令和2年度以下とした(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)。さらに役職員の給与改定に当たっては「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、適切に対応した。	

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
第4-2	内部統制の充実・強化					
当該項目の重要度、困難度	_		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況		1	内部監査実施方法の見直し	リスク管理体制の改善	リスク管理体制の見直し	「行動理念」及び「行動方針」を、「運営基本理念」、「運営方針」、「行動指針」として改訂	内部統制委員会を1回開催	
② リスク評価の実施状況、当 該リスク評価に基づく低減策 の検討状況		1	リスク管理委員会を 4 回 開催	リスク管理委員会を 4 回 開催	リスク管理委員会を 6 回 開催	行動理念及び行動方針の改定、 リスク管理委員会を4回開催	リスク管理委員会を2回開催	
(3) ガバナンスの確保及び法令 遵守状況	ガバナンスの確保、法令遵守	ı	役員会 15 回開催、 コンプライアンス委員会 3 回開催	役員会 13回開催、 コンプライアンス委員会 1回開催	役員会 17回開催、 コンプライアンス委員会 2回開催	役員会 14 回開催、 コンプライアンス委員会 2 回開 催	役員会 17 回開催、 コンプライアンス委員会 2 回開 催	
(4) 監事監査の体制の整備及び 内部監査の実施状況	監事監査の体制の整 備、内部監査の実施		監事会 15 回開催、 内部監査を適切に実施	監事会 17 回開催、 内部監査を適切に実施	監事会6回開催、 内部監査を適切に実施	監事会7回開催、 内部監査を適切に実施	監事会6回開催、 内部監査を適切に実施	
(5) 法人文書の管理、情報の公 開及び個人情報の保護に関す る対応状況	法人文書の管理、情報 の公開及び個人情報の 保護ご関する対応		外部講師による講習会開催	外部講師による講習会開 催	外部講師による講習会 開催、法人文書管理要 領等の改正、外部講師に よる講習会開催	法人文書管理規則等の改正、e- ラーニングによる研修を実施	法人文書管理規則等の改正、 e-ラーニングによる研修を実施	
(6) 事故及び災害の未然坊止に 係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	1	労働安全衛生マネジメン トシステム手順書の制定		健康情報等取扱要領の制定、労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)		労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)	
(7) 環境負荷の低減に資する物 品調達状況	環境負荷の低減に資す る物品調達	_	環境物品等の調達目標の 設定・実施	環境物品等の調達目標の 設定・実施	環境物品等の調達目標 の設定・実施	環境物品等の調達目標の設 定・実施	環境物品等の調達目標の設 定・実施	
⊗ 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	_	避難制練の実施	避難訓練の実施マニュア ル等の改正	防災訓練の実施、防 火・防災管理規則の改 正(本部)		防災訓練の実施、防火・防災 管理規則の改正(本部)	

3.	各事業年度の業務に係る目標、計画、	、業務実績、年度評価に係る自己評価	「及び主務大臣による評価	f f			
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務	大臣による評価
	2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成38年11月38日付け総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」 (平成36年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減はもとより業務及善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	<定量的指標> ○内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	業務美額 <評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目8 (項目) ×2点(B) =16点 B: 基準点(16) ×9/10≦ 各小項目の合計点(16) < 基準点(16) < 課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき内部統制を継続的かつ有効に機能させるため、内部った。) ×12/10	8の であり た項し ため。 ※小項 はじ。	Bに至った理由> 小項目はBが8項目、小項目を積み上げ別評定はBであった 目の点数の計算結果 人の自己評価と同 的には次のとおり
	(1) 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制指進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	① 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	<定性的指標> <運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	<主要な業務実績> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 令和3年4月に改定した運営基本理念、運営方針、行動指針について携帯用カードの配布等を行い、職員への浸透を図った。さらに、内部統制の一層の充実を図るため、内部統制委員会を1回開催し、リスク評価及び管理状況の確認及び令和4年度に向けたリスク管理方法についての検討を行った。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画に基づき内部統制を 推進するため、理事長のリーダ ーシップの下、内部統制委員会 等を開催し、リスク管理委員会 の運営方法の改善を促すなどし てリスク管理体制の改善に取り 組んでおり、目標の水準を満た している。	コン 針等 行動: 面 ら、	動理念、行動方針、 プライアンス基本方 の見直しについて、 理念、行動方針を全 定していることか 目標の水準を満たし る。 (評定: B)
	② 業務実施上のリスクについて、 識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク 管理体制の見直しを実施する。	② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	<定性的指標> ◇リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	<主要な業務実績> ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を2回開催して各内部統制推進責任者によるリスク管理の実施状況等について審議するとともに、令和4年度のリスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順を策定した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: リスクの識別、評価、 管理については、役員のリー ダーシップの下、リスク管理 活動の運営体制及びリスク管 理の実施手順に基づき行うと ともに、リスクへの対応実績 及び実績に対する評価をリスク管理表に記録し、役職員へ 周知を図っており、目標の水 準を満たしている。	況づてプの理う低と	スク評価の実施状 当該リスク評価に基 低減策の検討につい 役員のリーダーシッ 下、リスク管理活動 営体制及びリスク管 実施手順に基づき行 とにより、リスクの 策を検討しているこ ら、目標の水準を満 ている。(評定:
	(3) 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。 また、役員会における指示・伝達事項をwb会議ンステム等を通じ	③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。また、役員会における指示・伝達事項を Wb 会議システム等を通	<定性が指標> ◇ガバナンスの確保 及び法令遵守状況	<主要な業務実績> ③ 役員会を17回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。 また、Web 会議システムを活用した役員・所長等会議を12回開催し、役員会における組織、管理、経理及び業務等に関する決定事項等について、迅速な周知徹底を行った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり役員会を 開催しガバナンスを確保して いる。また、役職員への法令 遵守を徹底するため、コンプ	法令 ナン 員会 定し	バナンスの確保及び 遵守について、ガバスの確保のために、役 を開催し、審議、決 、職員に周知をして 。また、役職員への

て地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。 さらに、役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。	じて地域センター等も含め適切、 迅速に周知徹底を行う。 さらに、役職員の法令遵守に ついては、コンプライアンス委 員会での審議結果を踏まえ、各 種会議や研修の機会、グループ ウェア等を通じて、コンプライ アンス基本方針等の周知徹底を 行う。		コンプライアンス委員会において令和 2 年度のコンプライアンス推進状況の報告、令和 3 年度のコンプライアンス推進の取組についての審議を行った。 審議の結果を踏まえ、コンプライアンスに関する研修・教育の実施及びコンプライアンスに関する意識啓発を図ることとした。 具体的には、階層別研修において、FAMIC 運営基本理念やコンプライアンス基本方針等のコンプライアンスに関する講義の実施、役員・所長等会議における幹部職員を対象とした理事長講話によるコンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、全役職員に対して機会ある毎に国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について、グループウェア等を通じて周知徹底を図った。	ライアンス委員会での審議結 果等を踏まえた役職員への周 知徹底をしており、目標の水 準を満たしている。	法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員へ周知徹底していることから、目標の水準を満たしている。 (評定:B)
(4) 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。 また、業務運営(会計を含む。) の横断的な点検を行うため、内部 監査を行う。	④ 監事監査の実効性を担保するため、必要に応じ、監事と内部監査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う。また、業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。	<定性的指標> <監事監査の体制の整備及び沖部監査の実施状況	〈主要な業務実績〉 ④ 監事補佐として、業務監査室の職員2名を指名し、監事監査の体制整備を行うとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。なお、監事会(6回開催)では、監事間で監事調査に関して意見交換が行われた。また、監事監査にあたっては監事が内部監査部門、業務実施部門等から説明又は報告を受けた。監事と会計監査人においては、令和3年度の監査に関して意見交換等による連携が行われ、監事と内部監査部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う必要はなかった。業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を理事長直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。内部監査では軽微な不適合4件(①委員派遣文書の未処理、②内部委員会の未開催、③文書保存期間の誤り、④相談窓口手書きメモの未保存)を検出し、必要な再発防止策を図った。また、監査結果について以後のリスク管理に役立てることができるようリスク管理委員会で審議した。なお、内部監査に関する研修については、業務監査室1名が受講し、内部監査員として資格を取得した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり監事監査 の実効性を担保するための体 制の整備を行うとともに、役 員直属の組織が内部監査を実 施しており、目標の水準を満 たしている。	④ 監事監査の体制の整備 及び内部監査の実施状況 について、監事監査補佐 を指名するととている。 事監査を実施している。 また、業務運営の横断 的な内部監査をリスクア プローチにより重点項目 を抽出した上で軽微な不 適合に対して必要な再発 防止策を講じていること から、目標の水準を満た している。(評定:B)
(5) 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	⑤ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。	<定性的指標> <法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	<主要な業務実績> (3) 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の目的等について、モラーニング及び研修資料を用いた自己学習により周知徹底した。また、法人文書の適正な管理のため、法人文書管理規則等の改正を行った。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり法律の目 的等の職員への周知徹底及び 法人文書の適正な管理のた め、法人文書管理規則等の見 直しを実施しており、目標の 水準を満たしている。	⑤ 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応について、公文書等の管理に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び個人情報の保護に関する研修の実施及び法人文書管理規則等の改正を行っていることから、目標の水準を満たしている。(評定: B)

(3) 労働災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステム(08MS)により、職場における職員の安全と健康の確保及び増進に対する取組を一層推進する。	⑥ 職員の安全と健康の確保及び増進のため、安全衛生委員会による職場点検、健康診断やストレスチェックなどの安全衛生活動を08MS 手順書により実践し、労働安全の保持及び職員の心身両面の健康管理の充実に取り組む。	<定性的指標> ◇事故及び災害の未然 防止に係る体制の整備	<主要な業務実績> ⑥ 本部及び地域センター等においては、各事業場の状況を踏まえ労働安全衛生マネジメントシステム手順書を改正し、手順書の充実に取り組んだ。また、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員で、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり 0SHMS 手 順書に基づき安全衛生活動を 実践するとともに安全衛生委 員会等を活用し安全確保に努 めており、目標の水準を満た している。	⑥ 事故及び災害の未然坊止 に係る体制の整備につい て、労働安全衛生マネジ メントシステムにより管 理するとともに、安全衛 生委員会による職場点検 の実施、健康保持増進の 取組としてストレスチェ ックを実施していること から、目標の水準を満た している。(評定:B)
(7) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・ 省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、 グリーン購入などを積極的に取組む。	⑦ 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境配慮・無駄削減能能委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組む。	<定性的指標> ◇環境負荷の低減ご資する物品調達状況	<主要な業務実績> ⑦ 「FAMIC における環境配慮の基本方針」、「FAMIC における環境配慮への行動目標」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むための環境計画を策定し、環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、令和3年5月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等(「環境物品等の推進に関する調達の基本方針」(令和3年2月19日閣議決定)に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの)ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表している。特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり環境配慮 の体制の下、調達が実施され ており、目標の水準を満たし ている。	⑦ 環境負荷の低減に資する物品調達について、環境計画を策定し、環境に配慮した取組を行うとともに、環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等ごとに調達物品等も100%の調達目標を達成するなど、目標の水準を満たしている。(評定:B)
② 大規模災害等へ備え、災害発生 時の職員、施設等の安全確保及び 業務機能を確保するための防災体 制等を保持し、必要に応じて見直 しを行う。	⑧ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	<定性的指標> ◇防災体制等の見直し 状況	<主要な業務実績> ⑧ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センター等において防災訓練を実施するとともに、合同庁舎の消火訓練等への参加及び防災研修資料を用いた自己学習を実施した。また、本部の防火・防災管理規則を改正するとともに、防災備蓄品の分散配置を行い、防災体制の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画のとおり危機管理 体制の見直しを実施してお り、目標の水準を満たしてい る。	⑧ 防災体制の見直し状況 について、本部及び地域 センターにおいて避難訓 練を実施するとともに、 危機管理体制の見直しが 行われていることから、 目標の水準を満たしてい る。 (評定: B)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情	当事務及び事業に関する基本情報							
第4-3	業務運営の改善							
当該項目の重要度、困難度	-		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報)
								当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の改善	法人の長のトップマネ ジメントによる業務運 営の改善状況			>1404-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	環境記慮・無駄が減能進委員	業務運営懇談会1回開催 環境記述・無助り成性 進委員会2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境記述・無財的財能生委 員会2回開催	

左库口標	本 ※)(本:	→ - 2. 3T/mH/AF	法人の業務実績・自己評価		→ ₹/r	(ア)ェレッボ/デ	
年度目標	事業計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	王務大	臣による評価	
		<定量的指標> ○業務運営の改善 中項目の評定は、小 項目別(◇)の評定結 果の積み上げにより行 うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点 (B) =2点 B: 基準点 (2) ×9/10≦ 各小項目の合計点 (2) < 基準点 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。	気(2)×12/10	1 の小項 目別評定は ※小項目の 法人の自 具体的に		
3 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する 取組方針 ~行政のICT化・オープン 化、業務改革の徹底に向けて~」 (平成26年7月25日総務大臣決定) 等を踏まえ、法人運営に関する重要 事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を 取り入れた業務改善活動の取組を行 う。	(2) 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメント による効率的な法人運営と継続的 な業務改善活動を推進するため、 次の取組を行う。 ① 効率的・効果的な業務運営が 行われているか確認するため、四半期ごとに予算の執行 状況及び業務の進捗状況を役 員会で審議する。	<定性的指標> ◇法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況	<主要な業務実績> 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 ① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。	根拠:計画のとおり業務運営の 改善の取組を実施したことから、計画における目標の水準を 満たしていると認められる。 関する重要事項や業務 り、予算の執行状況と		握と業務執行に対する指示	
	② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。		② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、 令和 2 年度のプロセス評価対象取組の紹介と業務実績評価 案、令和 3 年度の業務実施状況などについて説明を行った。 外部の有識者からは、アスパラガスの原産地判別に係る分析 法開発において分析が容易かつ得られる情報が多い水溶性成 分に着目したこと、新型コロナウイルス感染拡大下における 飼料の立入検査等業務の実施に向けた検査手法の見直し、研				

	究報告の電子ジャーナル化による省予算化及び作業省力化の 実現等について、おおむね高く評価していただいた。一方 で、増加が見込まれる業務への対応や、情報発信に係る対象 や方法・内容について継続的に検討・修正をする必要との意 見があったところである。これらの意見に対応して適宜改善 を図ることとしている。	
③ 業務運営の改善を推進するため、環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針~行政のICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。	③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会の会合を2回開催し、事業活動に係る環境配慮の計画等について検討を行うとともに、同計画に沿って、役員会、役員・所長等会議を始めとする会議及び各委員会における資料の電子化によるペーパーレス化、また、新型コロナウイルス感染拡大下における感染リスクの低減や効率的な会議運営を図るため、可能な限りWeb会議システムを用いて開催する等の業務改善に取り組んだ。	

4.	その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
第4-4	情報セキュリティ対策の推進					
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069			

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報					
情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティ取組状況	_	_	_	情報セキュリティ・ポリシー の見直しを実施など		情報セキュリティ・ポリ シーの見直しを実施など						
	情報セキュリティ対策ベンチマークに よる自己診断のスコア:平均40以上	40以上	40	40	40	40	40						

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大日	臣による評価
		<定量的指標> ○情報セキュリティ対 策の推進 中項目の評定は、小 項目別(◇)の評定結 果の積み上げにより行 うものとする。	〈評定と根拠〉 評定: B 根拠: ◇小項目 2 (項目) ×2点 (B) =4点 B: 基準点 (4) ×9/10≦ 各小項目の合計点 (4) < 基準点 (4) ×12/10 〈課題と対応〉 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画の所期の目標を達成した。		2 の小り、小項 項目別評 ため。 ※小項目	B 至った理由> 小項目はBである。 同目を積み上げた。 ではBであった。 の点数の計算系 に人の自己評価と
4 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。	(3) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ 対策のための統一基準群を踏ま え、制定した情報セキュリティ・ ポリシーに基づき情報セキュリティ 対策を講じ、その実施状況を毎 年度把握しPXX サイクルにより改 善を図るため、以下の取組を行 う。		<主要な業務実績> 政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。			
(1) 情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について最新の状態を維持する。	① 情報セキュリティ・ポリシー の見直しを適時適切に行うとと もに、緊急時を含めた農林水産 省との連絡体制について連絡担 当者、連絡方法等を確認し変更 があった場合には速やかに農林 水産省に報告する。	<定性的指標> ◇情報セキュリティ取 組状況	① 情報システム委員会を外部の専門家の助言を得て開催し、令和3年度の情報 セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果及び情報シス テム対策の現状を評価するとともに、政府統一基準の準拠した規程、細則等 の改正内容について報告を行った。また、情報セキュリティ緊急連絡体制に ついて確認し、連絡担当者の変更及びメールアドレス変更について速やかに 農林水産省へ報告した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:計画に基づき情報セキュリティ・ポリシーの見直しなどを実施し、更にサイバー攻撃への防御として現行	で、情 イ・ポ を実施 準の準 れたと	計画に基づい 情報セキュリテ ポリシーの見直し でし、政府統一基 地等改善が図ら ともに、連絡体 で更時に速やかに

(2) 令和3年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築、保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。	② 令和3年度情報セキュリティ 対策推進計画に基づき情報シス テムの構築・保守及び運用管理 を通じてサイバー攻撃への防御 力の強化に取り組む。		② 令和3年度情報セキュリティ対策推進計画における技術的な対策 ・高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価ガイドライン付属書の対策セット導入計画に基づき現行機器による運用上の対策を実施した。 ・不正プログラムの起動制限、web サイトへのアクセス制限、USB デバイスへの接続制限及びプログラムの脆弱性に対する修正プログラム自動配信等を実施した。 ・IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努めた。 ・IPS・ファイアウォールの運用は、提供された不正通信情報・不正プログラム情報を受信の都度、全て遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不正プログラムの起動を制限した。 ・不審メールについては、スパム対策等を実施した。なお、重大なインシデントは発生しなかった。	機器による運用上の対 策を図るなど、目標の 水準を満たしている。	農林水産省に報告する とともに、セキュリテ ィ研修を実施している ことから、目標の水準 を満たしていると評価 できる。(評定:B)
(3) 令和3年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練によりサイバー攻撃に対する組織的対応能力強化に取り組む。	③ 令和3年度情報セキュリティ 対策推進計画に基づき役職員の 教育・訓練等によりサイバー攻 撃への組織的対応能力強化に取 り組む。		③ 令和3年度情報セキュリティ教育実施計画に基づく教育の実施状況 ・新規採用者・転入者への IT リテラシー教育、全役職員向け研修及び標的型 攻撃メール訓練を実施した。 ・全役職員向け研修において令和3年度自己点検で実施率が低い遵守事項を 重点とし周知を行った。 ・FAMIC においてもインシデントを想定した机上訓練をするなど教育内容の拡 充と改善の取組を行った。		
(4) 情報セキュリティ監査、 自己点検及び内閣サイバー セキュリティ戦略本部が実 施する監査の結果を勘案し たリスク評価に基づき必要 な対策を検討するととも に、情報システム委員会の 審議を経て令和 4 年度情報 セキュリティ対策推進計画 を策定する。	④ 情報セキュリティ監査、自己 点検及び内閣サイバーセキュリ ティ戦略本部が実施する監査の 結果を勘案したリスク評価に基 づき必要な対策を検討するとと もに、情報システム委員会の審 議を経て令和4年度情報セキュ リティ対策推進計画及び教育実 施計画を策定する。	<定量的指標> 情報セキュリティ対策ベンチマークver.5.0 (令和2年6月11日公開独立行政法人情報処理推進機構作成)による自己診断のスコア:平均4.0以上	④ 情報セキュリティ監査の結果、不適合、改善推奨等の指摘を受けて、マネジメントレビューを実施し、監査指摘事項の改善とともに、業務改善について検討し、監査指摘事項の改善を行った。また、NISC による監査結果も踏まえ、サイバー攻撃への対処等物的対応、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする令和4年度情報セキュリティ対策推進計画を策定した。また、情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練、標的型攻撃メール訓練及び情報担当職員の能力向上研修等を内容とした令和4年度教育実施計画を策定した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:情報セキュリティ対策ベンチマーク Ver.5.0による自己診断 のスコアは4.0以上で あり、計画における所 期の目標を満たしてい る。	④ 情報セキュリティ対 策ベンチマークについ て、最新の Ver.5.0 に おいて 4.0 であり、計 画における所期の目標 を達成した。 (評定: B)

なお、今年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマーク最新バージョンの Ver.5.0 (令和2年6月11日公開) により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となった。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4-5	施設及び設備に関する計画								
当該項目の重要度、困難度	1		政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069						

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報					
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の 実施	_	_	_	_	神戸センター局所排気装置改修工事	農薬検査部湿式排ガス処理装置改修 工事						

3	. 各事業年度の業務に係る目標、計	画、業務実績、年度評価に係る自己評	価及び主務大臣による評価	ű							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価業務実績	主務大臣による評価						
			<定量的指標> ○施設及び設備に関する計画 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	〈評定と根拠〉 評定:B 根拠:◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B:基準点(2)×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) 〈課題と対応〉 引き続き適切に対応する。 〈業務の評価〉 事業計画に基づき的確に実施した。	×12/10	1 の小項 別評定はB ※小項目の 法人の自 具体的に	B				
	_	1 施設及び設備に関する計画 既存の施設・設備の老朽化等に 伴う施設及び設備の整備・改修を 計画的に行う。 小平:農薬検査部湿式排ガス処理 装置改修工事	<定性的指標> ◇施設及び設備の整備・改修等の実施	<主要な業務実績> 施設・設備の整備・改修等については、令和3年度施設整備 費補助金で整備することとしていた農薬検査部湿式排ガス処理 装置改修工事が令和4年3月に完成した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠:施設・設備の整備・改修 については当初の計画のとおり 行っており、目標の水準を満た している。	び設備の整 ていること	等について、施設及 備・改修等を実施し から、目標の水準を る。 (評定:B)				

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
第4-6	積立金の処分に関する事項				
当該項目の重要度、困難度			政策評価書:事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号:0069		

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	ı	894, 799 円	876, 125 円	998, 798円	558, 867 円	1,096,993円		

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績 自己評価		主務大臣による評価	
			<定量的指標> ○積立金の処分に関する事項 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: ◇小項目1 (項目) ×2点(B) =2点 B: 基準点(2) ×9/10≦ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) ×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、適切に実施した。		評定 B <評定に至った理由> 1 の小項目はBであり、項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、前期年度繰越	
		3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以 前に取得し、令和3年度へ繰り越し た棚卸資産、前払費用等の費用に 充当する。	<定性的指標> ◇積立金の処分	<主要な業務実績> 前年度繰越積立金 1,426,564 円は、計画に基づき 棚卸資産、前払費用等への充当のため、1,096,993 円を取り崩した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり棚卸資産、前払費用等 へ充当した。	積立金について、計画に基づき棚卸資産、前払費用等の費用に充当しており、目標の水準を満たしている。(評定:B)	

4. その他参考情報	

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準(年度評価)

- (1) 小項目の評定方法
 - 年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆 すべき事項にも配慮するものとする。
- ① 定量的に定められている小項目の評定
- S: 法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対年度目標値が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、 又は対年度目標値が 100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
- A: 法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対年度目標値が 120%以上。又は対年度目標値が 100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合)。
- B:事業計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満)。
- C:事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満)。
- D:事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める(定量的指標においては対年度目標値の 80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要 と判断される場合)。
- ※ 対年度目標値(%)は、小数点以下を四捨五入するものとする。
- ② 定性的に定められている小項目の評定
- S: 法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。)。
- A: 法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる(困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。)。
- B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。
- C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)。
- D:目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。
- (2) 中項目の評定方法
 - 中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。
 - ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。
- A:基準点×12/10≦ 各小項目の合計点
- B: 基準点×9/10 ≦ 各小項目の合計点< 基準点×12/10
- C:基準点×5/10 ≦ 各小項目の合計点< 基準点×9/10</p>
- D:各小項目の合計点 < 基準点×5/10
- ※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。
- (3)総合評定の方法
- ① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。
- ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評定結果の点数化の際に、換算係数として、「1/(属する中項目で、業務実績があるものの数)」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。
- ② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。
- A: 基準点×12/10≦ 各中項目の合計点
- B:基準点×9/10 ≦ 各中項目の合計点< 基準点×12/10
- C:基準点×5/10 ≤ 各中項目の合計点< 基準点×9/10</p>
- D: 各中項目の合計点 < 基準点×5/10
- ※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。
- ③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえて評定を行う。